

大田区長 松原忠義様

2020年度予算編成に関する要望書

(大田区・大田区教育委員会からの回答つき)

2019年11月18日

日本共産党大田地区委員会

日本共産党大田区議団

も く じ

一.	区民の命と財産を守る防災対策のために.....	3
二.	震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために	9
三.	不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業と働く人の生活を守るために.....	9
四.	全体の奉仕者としての公務労働のために.....	16
五.	区民の暮らしと健康を守るために	17
六.	尊厳ある生をまっとうするための介護保険に	28
七.	子育て支援・高齢者・障害者福祉のために	31
	子育て支援のために—保育園に関係すること	31
	子育て支援のために—学童保育・児童館に関すること	38
	子育て支援のために—その他	40
	高齢者福祉の充実のために.....	42
	障害者福祉の充実のために.....	45
八.	人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために	53
	建築行政の拡充と対策.....	53
	環境保全対策.....	54
	交通対策.....	57
九.	教育、文化、スポーツの振興	60
十.	住民参加の区政運営と非核平和事業.....	69
十一.	区民が利用しやすい施設について	70
十二.	不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を	73
十三.	その他.....	74

2020年度（令和2年度）大田区予算編成に関して要望いたします。

日本共産党区議団は、区内各団体との懇談、実態調査で寄せられた多くの区民の声を踏まえ、予算要望を検討し提出するものです。

安倍政権の経済政策「アベノミクス」が始まって7年になりますが、その行き詰まりと破たんは明瞭です。「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざすという掛け声のもと、日銀の「異次元金融緩和」や4兆円の大企業減税によって、大企業の収益は過去最高となり、内部留保は450兆円を超え、G20財務大臣・中央銀行総裁会議で日本の「過剰な法人貯蓄」が投資に回らないことが問題になりました。大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされ1億円以上の報酬を得た役員は276社567人、合計額は1176億円を超え過去最高となりました。しかし、日本経済の6割を占める家計消費は落ち込んだままです。労働者の実質賃金は、安倍第二次政権発足以来、年収で10万円も減り、家計消費は25万円の減です。8時間働けば普通に暮らせる社会を実現することが必要です。

さらに重大なことは、こうした深刻な不況のもと今年10月から消費税10%に増税したことです。

いま区民の実態は、深刻な消費不況が続き、格差と貧困が広がり暮らしと営業は深刻です。大田区の景況（2019年4～6月期）からも製造業、小売業は来期もDI指数がGで最悪状況です。さらに国民健康保険料の値上げ、年金給付は毎年減額、異常な円安による物価高騰が襲っており、多くの区民から悲鳴が上がっています。生活保護受給者が13,447世帯16,346人（今年4月末現在）、就学援助は小学生4,870人（16.6%）、中学生2,620人（23.9%）（今年4月末現在）、区の取り立て強化の中でも国保滞納33,764世帯（36.5%）、短期証発行1,705世帯、資格証明書発行535世帯、差押612件、執行停止2,025件（今年9月末現在）と深刻です。特養ホームの待機者は1,386人（今年9月末現在）、4月からの認可保育園に申し込んで入れなかった児童数（保留数）は1,500人を超えています。

日本一と言われた高度な技術のものづくり集積地の大田区でしたが、最高で約9,000社あった区内中小工場は、大企業の横暴と海外進出・産業空洞化、バブル崩壊やリーマンショックなどで、5年前の調査では3,481社となり、現在は3,000社を割っているとも言われています。倒産・廃業が依然として後を断たず、2017年の倒産件数は87件（前年より22件、33.8%増）で前年度より22件も増えています。

区民の所得からみても、納税者の平均で2018年営業所得は421万5千円（前年より1万4千円増）、給与所得は401万（前年より3万9千円増）となっていますが、消費税増税分にも追いつかず、ものづくりのまち大田区の中小企業経営者や勤労者が一段と厳しい環境にあることが表れています。

しかしこの間、大田区政は、区民生活を支えてきたあらゆる分野の施策を縮小・廃止し、地方自治法では不当な「受益者負担」「負担の公平」を理由に、昨年度は臨海斎場火葬料の値上げ、国保料の連続値上げなど負担増を押しつけ、その結果、積立基金の現在高は1,093億円余（今年9月現在）となっています。

新年度予算でも税金の使い方が問われていますが、新年度の予算編成方針でも「スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともにRPA、AIなどのICTの活用や事務事業の最適な実施方法を追求し、職員定数は最小の経費で最大の効果を上げるようにすること」としています。また、公共施設適正配置方針を進め、今後、公共施設を1割程度削減する計画や、新たな財源確保で土地の売却も掲げ進めようとしています。

一方で、「長年の重要課題であった羽田空港跡地のまちづくりで、国家戦略特区の羽田空港跡地第1ゾーンに区費165億円を投入し鹿島建設を代表とするグループに50年の定期借地契約を結びオリンピ

ック・パラリンピック開催までに一部事業開始をめざしています。また、新空港線整備の早期実現に向けた取り組みでは積立基金を増すとともに東急の社員を区に迎え都と交渉を進めようとしています。更に JR 蒲田駅・下丸子駅周辺のまちづくりという名の開発とセットで、大規模プロジェクトが進展しようとしています。いまこそ、「住民の暮らしと福祉を守る」という地方自治体の原点に立った予算編成に改めることが求められています。

日本共産党区議団は、安倍暴走政治と対決し、野党や区民との共同を広げて、地域・職場にも憲法が生かされる社会をめざしてがんばりぬく決意です。

また、大企業・ゼネコン奉仕の不要不急な大規模開発ではなく、保育園待機児ゼロ、特養ホーム待機者ゼロ、75歳以上の高齢者医療費ゼロ等をはじめ、防災街づくりで安全・安心、住まい・福祉・営業の安心、子育て・教育の安心等、区民のいのち・暮らし、営業を守るために、予算の重点を切り替えるよう求めます。

2020年度予算編成にあたり以下の項目の実現を強く要望するものです。速やかな回答を求めます。

予算要望	433 項目
★ 重点	27 項目
☆ 新規	45 項目

(回答部)

の枠内は、大田区・区教委からの回答です（原文ママ）。

回答は 2020 年 4 月 8 日受領。

一. 区民の命と財産を守る防災対策のために

- ★ 1. 区の地域防災計画は、区民の命と生活を守るために公助を優先し、自助・共助・公助の連携の立場に立つこと。

(総務部) 大田区地域防災計画は、区や防災機関が責任をもって取り組む「公助」を優先するのではなく、区及び防災関係機関が有する全機能を有効に発揮するとともに、区民と地域が自らの責任で行う「自助」「共助」の連携によって、総合防災力を高めることとしております。

- ★ 2. 地域防災計画を台風 15・19 号の被害状況・意見を区民から幅広く聞き抜本的に見直しを行うこと。

(総務部) 今回の台風 15 号・19 号において、区民の皆様から避難計画・ハザードマップ・情報伝達に関する事等、幅広くご意見を賜りました。
いただいた内容や台風の教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しをはじめ、風水害対策の充実に取り組んでまいります。

- ☆ 3. 地域防災計画は一部見直しを行ったが、台風 15 号・19 号などの教訓から、被害想定に見合った水害時緊急避難場所（自主避難スペース含む）の拡充を含め整備・点検をすること。

(総務部) 台風 19 号の教訓から、より多くの水害時緊急避難場所を開設する方向で検討してまいります。併せて、浸水想定区域内に水害時緊急避難場所を確保することは限界があるので、区民自ら避難場所を確保し早めの避難に心がける自助についても引き続き普及啓発に努めてまいります。今後、水害時緊急避難場所等の拡充について、検討してまいります。

- 4. 津波避難ビル協定は、臨海部・河川周辺地域は不十分である。引き続き取り組みを強めること。協定のできた避難ビルを関係者周囲に周知すること。

(総務部) 都が津波の被害想定を発表した平成 24 年度から大田区では津波避難ビル指定の取組をしてきました。平成 26 年度までに臨海部及び多摩川沿岸部付近の区立小中学校（39 校）や区営住宅（14 住宅）、都営住宅（全住宅）等公共施設を中心に、協定を締結した民間施設も含めて合計 134 の施設を指定しており、大田区地域防災計画（資料編）や大田区津波ハザードマップにおいて公表しております。

津波による浸水想定地区では、概ね 400m 圏内に 1 か所以上の避難施設を指定済みで、避難者の収容に必要な面積も確保しているものと考えておりますが、引き続き一時避難施設の確保に努めてまいります。

- 5. 液状化に備えた土壌改良などについては、補助金の創設等、具体的な施策を早急に取り組むこと。

(まちづくり推進部) 地盤の液状化対策は、建物を設計する際に個々の地盤状況や建物の規模などに応じて設計士や建主の責任において対策していただくものと考えております。そのため、区民の皆様にも、その土地が液状化の可能性のあるかなどの情報を広く公表し相談に対応しております。

- 6. 耐震の部分改修についても助成対象にすること。

(まちづくり推進部) 首都直下地震の際に家屋の倒壊を防ぐには、部分改修ではなく耐震改修により現行の耐震基準である構造耐震指標 $I_w1.0$ 値以上を満たすことが重要であり、耐震診断の結果 I_w 値 1.0 未満に診断された家屋について、倒壊の危険性が低いとされる I_w 値 1.0 以上に引き上げることを助成条件としております。引き続き現行の制度を積極的に普及啓発し、倒

れないまちづくりを進めてまいります。

7. 非木造建築物の耐震改修工事は、限度額を分譲マンション 4,500 万円、賃貸マンション 750 万円、その他の建築物 525 万円に引き上げ、助成割合を 3 分の 2 に引き上げること。

(まちづくり推進部) 区内の耐震化を推進するため、分譲マンションについては平成 26 年度に改修工事助成額をこれまでの 3 倍である 3,000 万円に拡充する等の制度改正を行いました。分譲マンション・賃貸マンション等の非木造建築物の耐震改修工事は、区分所有者や賃借人等関係者が多く様々な課題があり事前の相談業務が重要になります。分譲マンション向けにはアドバイザー派遣制度を活用している他、賃貸マンションでは職員による個別相談に応じております。引き続き、助成制度の啓発とともに個別の相談に応じ、耐震化につなげてまいります。

8. 家具転倒防止器具助成対象を、全ての高齢者、障害者に加え一人親世帯とし、所得・設置器具の制限をなくすこと。

(総務部) 家具転倒防止器具の支給及び取付けについて、自らの生命は自身が守る自助の観点から、区民が各自で対応する防災対策であると考えております。ただし、自分での取付けが困難な高齢者や障がいのある方に対しては、所得の上限を設けた上で、タンス 2 棹まで、区が家具転倒防止器具の支給及び取付けを実施しております。引き続き家具転倒防止の重要性を啓発するとともに、この取付事業の利用率の向上を図ってまいります。

9. 火災警報器設置のあっせんや周知だけでなく、全ての高齢者、障害者、一人親世帯への助成を直ちに行うこと。

(総務部) 火災警報器の設置につきましては、平成 22 年 4 月 1 日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、区民が自主的に設置するものと考えております。区では、住宅用火災警報器の設置が進むよう、大田区商店街連合会と連携して、あっせん事業で普及啓発をしております。令和元年度は、防災フェアであっせんコーナーの設置を行ったほか、防災用品の備えのさらなる周知のため、年 1 回、町会向け回覧板のチラシで啓発を行っております。今後も、設置促進のため、区民の皆様に対して普及啓発を行ってまいります。

10. 低所得の災害弱者に感震ブレーカーが支給されることになったが、感震ブレーカーは全ての世帯、事業所に設置されてこそ防災効果が上がります。全世帯・事業所への助成を直ちに行うこと。

(総務部) 感震ブレーカーの支給及び取付けについて、自らの生命は自身が守る自助の観点から、区民が各自で対応する防災対策であると考えております。区では、区民の自助の取組として、防災のあっせん事業に各種製品を取り入れ、各ご家庭の実情に合った感震ブレーカーをお選びいただいております。ただし、自分での取付けが困難な高齢者や障がいのある方に対しては、所得の上限を設けた上で、区が感震ブレーカー(簡易タイプ)の支給及び取付けを実施しております。引き続き感震ブレーカーの重要性を啓発するとともに、この取付事業の利用率の向上を図ってまいります。

11. 防災教育や訓練の際、障害者など災害時要配慮者も参加できるよう人員配置など施策を進めること。

(総務部) 防災危機管理課主催の講習会等(要配慮者の支援を考える講習会、防災講習会等)では、要約筆記者や手話通訳者による障害者支援に取り組んでおります。
また、自立支援協議会、知的障がい者の育成会を対象としたマイ・タイムライン講習会を実施するとともに、総合防災訓練への参加・協力をいただいております。

- ☆ 12. 大災害時に備え、正規職員を増やし、職員住宅の充実など計画的に区内在住職員の比率を高める努力をすること。

(総務部) 遠隔地在住者に職員住宅を提供するなどしながら、災害に備え、引き続き職員確保に努めてまいります。

- ☆ 13. 指定管理者とも災害時協力契約を結ぶこと。

(総務部) 災害時協力協定は災害対策各部にて必要に応じ、締結を行っております。今後も災害時協力協定等の締結が必要となった場合は、個別に検討してまいります。

14. 台風やゲリラ豪雨による浸水被害の防止策を促進し、浸水被害の発生が予想される地域には防災無線や広報車も活用するなど、住民・区民に情報提供を徹底すること。また防水板設置と半地下住宅へのポンプ購入に助成すること。浸水被害予想地域については、下水道は毎時 75mm の降雨量への対応では不十分なので、早急に毎時 100mm の降雨量に対応するよう都に求めること。

(総務部) 区では、区民へ安全・安心メール、Twitter、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール(エリアメール)等を通じて情報発信を行っているところです。区から発信した情報をより多くの方に収集していただけるよう、引き続き普及啓発に努めてまいります。

(都市基盤整備部) 東京都下水道局では、浸水被害が発生した上池台地区を時間 75 ミリの降雨に対応できる対策地区に指定し、浸水対策を進めております。

近年頻発する局所的な集中豪雨を踏まえ、区では、今後も継続して、区民への普及啓発に努めるとともに、東京都には各種会議体を通じて、浸水被害軽減のための治水対策を求めてまいります。

15. がけ崩れなど災害から区民の命を守るため、がけ等整備工事助成制度の限度額を引き上げ、助成割合を更に引き上げること。

(まちづくり推進部) 民間施設の改修工事は、個人資産の形成に資する部分があり、自助により行うのが原則となります。一方で、大雨等によりがけが崩落した場合、周囲を巻き込み大きな災害になることから、改修費用の一部を公費で助成する制度を設けております。規模の大きながけの所有者からは、改修に高額な費用を要するとの声をいただき、平成 29 年度からがけの規模に応じ最大助成額を 300 万から 600 万に引き上げました。

引き続き、区民のニーズにあわせた制度の改善に努めてまいります。

16. 被害想定に応じた区の学校備蓄倉庫の食料備蓄量及び必要な物品の種類を増大や、本庁舎・四地域庁舎・出張所など公共施設・民間マンションなど備蓄倉庫を増やし、被災者への十分な備蓄品の確保を目指し、更に進めること。

(総務部) 毛布や非常食糧については、東京都の被害想定に基づく想定数分の備蓄を平成 28 年度に完了しております。資機材についても、車いす対応用プライベートテントを配備する等、充実させてきております。

このほか、公共施設の建設や建替え、民間による大規模開発などの際に、備蓄倉庫が不足して

いる地域での倉庫の設置を働きかけ、備蓄の充実を図ってまいります。
なお、大田区開発指導要綱の改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）に伴い、一定規模以上の集団住宅に、備蓄倉庫設置の義務付け規定を設けたことで、実際に備蓄倉庫の設置が行われるなどの効果も現れております。
引き続き、災害時の備蓄推進に努めてまいります。

17. 福祉施設のみならず、全ての区民施設における備蓄は非常勤・臨時職員・会計年度任用職員分を確保すること。

（総務部）区職員の災害時における非常用食糧については、災害対応を行う職員分を前提としているため、非常勤等を除いた人数の 3 日分を購入し、各所属ごとに保管しております。

- ☆ 18. 津波避難ビル協定にならぬ、台風や大雨の場合の垂直避難を推進すること。

（総務部）風水害対策の垂直避難は最終手段であり、早期の水平避難を基本に普及啓発してまいります。

- ☆ 19. 被害住民の状況を迅速に調査するとともに、適切な救済措置・公的支援を行うこと。

（総務部）台風で被災された方への支援等につきましては、災害救助法等に基づき全庁体制で適切に対応しております。

20. 小規模災害見舞金は床下浸水等を対象にし、拡充すること。

（地域力推進部）小規模災害の援助措置要綱により見舞金の支給基準を決めております。比較的軽度な被害の場合の見舞金支給は厳しい状況にありますが、近隣区の状況も踏まえて調査・研究してまいります。

21. 被災後に自宅に留まった区民に対する現物支給品の充実を図ること。

（総務部）区は災害時、自宅を失った方が避難所で生活をする際に最低限必要となる物資（食糧、毛布、衛生用品等）を備えており、必要に応じた支給ができるよう備蓄品の整備を進めてまいります。

22. 地域防災力強化を進めるための市民消火隊への助成金の増額をし、支援を強化すること。

（総務部）市民消火隊には、結成時に C 級ポンプの配備、個人装備品を支給しております。毎年の助成金として、年間 110,000 円と訓練 1 回につき 3,000 円の特別助成金を支給し、各消火隊で必要な装備品を購入できる制度となっております。

平成 28 年度からは、市民消火隊の C 級ポンプの買い替え時に取り扱い易い 4 ストロークエンジンのポンプに更新しており、活動支援についても強化しております。

今後も当該助成制度による助成を継続していくほか、C 級ポンプの定期的な更新により支援をしてまいります。

23. 市民消火隊の制服等の備品を結成時だけでなく定期的に支給すること。

（総務部）1-（20）〔党区議団注：前項〕の記載のとおり、市民消火隊には結成時に C 級ポンプの配備、個人装備品を支給し、以降は毎年、活動費や装備品などに使用していただけるよう助成金を支給しております。当該制度を活用いただきたいと思います。

24. 大田区開発指導要綱第 9 条に基づいて防火水槽を設置する際、助成をすること。民間マンション業者等に建設の際に防火水槽の設置を義務付け助成をすること。

（総務部）防火水槽については「大田区開発指導要綱」第 9 条に基づき設置を定めており、その際は管轄の消防署との協議をお願いしております。区といたしましては、防火水槽の設置助

成は考えておりませんが、引き続き防災水利の充足に努めてまいります。

25. 4 地域庁舎管内ごとに東糞谷防災公園のような防災公園を設置の検討ではなく計画を作り設置すること。

(都市基盤整備部) 防災公園は、大田区地域防災計画に基づき計画的に設置しておりますが、現在新たな設置計画はございません。

26. 広域避難場所が一部変更されたが、特に津波や液状化が懸念され、区民から不安の声が上がっている多摩川河川敷（指定解除された六郷橋一帯以外）、羽田空港は変更するよう都に再度求めること。

(総務部) 避難場所の指定は、都条例に基づき都知事が指定しております。平成 25 年度に津波被害の想定が懸念される場所についての見直しを実施され、多摩川河川敷六郷橋一帯やふるさとの浜辺公園が指定から解除されました。この見直しでは、平成 24 年度に発表された「東京都の被害想定」や「第 7 回地震に関する地域危険度測定調査報告書」で、想定される津波による浸水や液状化被害について東京都避難場所連絡協議会において十分検討された結果、指定されたものです。また、平成 30 年度に東京都が避難場所等の指定見直しをした際も、津波や液状化の被害を改めて検討した結果、再度指定していることから、避難場所として活用できるものと考えております。

27. 災害時の要配慮者の支援体制の整備について

- ① 医療・介護・障害者・妊産婦などの災害時要配慮者専用の避難所の整備を進めているが、更に拡充すること。要配慮者が避難所から福祉避難所に移動するのは困難である。直接福祉避難所に行けるような体制を早急に整備すること。

(福祉部) 特別養護老人ホームなどの高齢者施設や、障がい者施設と災害応急活動に対する協力に関する協定を締結し、福祉避難所の整備を進めているところです。
また、福祉避難所における開設訓練等を実施し、体制の強化を図っております。要配慮者が避難生活において各々の特性に応じ、配慮された場所となるよう引き続き整備に取り組みます。
地域防災計画において、被災した方は、まず学校避難所への避難を原則としております。このため、福祉避難所に直接避難できるような体制づくりについては、引き続き検討課題といたします。

- ② 災害時要配慮者の支援体制について、町会・自治会任せにせず、区の責任を明確にし、実態に合った計画を作成し、避難できる体制を整備すること。

(総務部) 地域防災計画では、第 2 部第 9 編で要配慮者及び避難行動要支援者対策について定めております。福祉部や特別出張所と連携を図るとともに、障がい者団体や区内各関係団体・機関などからのご意見を頂戴しながら推進してまいります。

- ③ 災害時の避難所には、聴覚障害者情報受信装置（アイドラゴン）、テレビ電話、光る筆談ボード、アンブルボード、障害者と分かるようにビブスも用意すること。障害当事者に確認するなど、全ての障害者に対応できるようにすること。

(総務部) 障がい者の方とのコミュニケーションツールにつきましては、その機能性等を検証したうえで検討をしております。

- ④ 災害時に支障を来さないよう、また防災意識を高めるよう、障害のある方への防災グッズ

を普及・支援し、健常者に周知・広報すること。

(総務部) 区では、大田区商店街連合会に協力をいただき防災用品のあっせんを行っており、区役所で行う防災週間フェア等においてあっせん品の展示・販売も行っております。

また、自立支援協議会防災部会が作成したヘルプカードを各地域福祉課等で障がいのある方に配布しており、防災講話等においても普及啓発を行っております。

学校避難所にはコミュニケーションバンダナ、コミュニケーションボード、筆談ボードを備蓄しており、各地域で実施している学校防災活動拠点の訓練にて紹介するとともにそれらを活用した訓練も実施しております。

今後もこれらの事業・訓練等を通じ普及啓発を図ってまいります。

(福祉部) 障がいのある方もない方も、災害時においても安心できる体制が必要であると考えております。このため、大田区自立支援協議会防災部会とともに、防災訓練への参加などの取組を進めております。訓練等を通じ、備蓄している防災グッズを展示するなど、障がいのある方の防災意識を高めるよう取り組んでおります。

- ⑤ 区は在宅酸素、人工呼吸器、医療介護機器の利用者を把握し、機器の非常用電源を自宅に確保するための助成をすること。

(福祉部) 災害時に備え、在宅における人工呼吸器利用者等については訪問看護ステーションなどを通じて把握に努めております。なお、区では災害時の電源確保のため各地域庁舎に発電機を配備しており、さらに、令和2年度には発電機1台と貸出用として蓄電器1台を追加配備する予定です。また、自宅における非常用電源については、東京都が在宅人工呼吸器使用難病患者に対し医療機関を通じて発電機や無停電装置の無償貸与を行う事業を実施しており、区としては当該事業を紹介するパンフレットを作成し、訪問看護ステーション等関係機関に配付することで周知を図っております。

- ⑥ 医療機関が発電機を購入するため、東京都の助成制度を復活させるよう求め、区独自でも支援すること。

(健康政策部) 医療施設の自家発電設備の導入補助につきましては、平成23年度から3年間、都の事業として実施されました。自家発電整備助成につきましては、他の制度や他の業種との連携を含め、全体の課題と受け止めております。

28. 防災行政無線の戸別受信機を災害時要配慮者および聞こえづらい地域の世帯に無償貸与すること。

(総務部) 戸別受信機については、「大田区防災行政無線戸別受信機の民間組織及び民間施設等設置要綱」第2条に基づき設置を定めており、区では戸別受信機の移設・撤去工事や保守・管理を行っております。

屋外放送が聞こえづらい地域の世帯については、適宜放送の音量やスピーカーの向きの調整を行っております。また、防災行政無線の放送内容を直後からご自宅の電話等で確認することができる電話応答サービスや、区民安全・安心メール等を御案内しております。

今後も複数の情報伝達手段を組み合わせてお伝えしてまいります。

29. 危険なブロック塀の対策は、民地については助成額の増額で改修が進むように区が支援すること。対象を法人に拡充すること。

(まちづくり推進部) 区は平成30年9月にブロック塀等の改修助成を開始しました。この制度

は公共性を鑑み、道路に面した危険なブロック塀等に助成対象を限定しております。またこの制度はご自宅等の塀を自費で改修する際にご利用いただくことを想定し、個人向けとしております。今後とも危険なブロック塀の解消に努めてまいります。

二. 震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために

1. 放射能汚染から子どもの健康を守るため、東京電力が起こした福島原発事故による年 1 回の体内被曝調査を行うこと。相談窓口設置、健康診断など、いつでも対応できるようにすること。

(健康政策部) 現在、福島産の農作物は検査されて市場に出廻っており、また区内学校給食・保育園給食では調理済み給食について検査を実施しているところですが、特に測定値に異常はありません。そのような中で体内被曝調査については集団健診の必要性は低いため、実施は考えておりません。

一方、健康相談については現在も相談をお受けしております。

2. 放射線量測定は区が行っている月 1 回・1ヶ所だけでなく、全区立小・中学校、保育園、幼稚園、児童館、公園、通学路などホットスポット、区内全ての公共施設と公園、河川、農地の放射線量・土壌中の放射能を定期的に測定し、公開すること。測定することは無駄ではなく、安心・安全確保になる。

(環境清掃部) 平成 23 年 5 月以降、都内では放射性降下物が検出されておらず、空間放射線量測定値が安定している状況です。今後も、都内のモニタリング結果を注視し、結果に変動が見られる場合は、測定箇所や頻度を見直し、即時に対応いたします。

区が所有する施設等において、空間放射線量が特に高い場所があるという情報が入った場合などは、所管部署と連携し、シンチレーション式サーベイメータを用いて測定し、安全の確認を行い、その結果は区 HP 上で公表してまいります。

3. 福島県から大田区に避難している子どもたちの甲状腺がん検診は、大田区内で実施すること。また、希望する大田区の子どもの対象にすること。また、子どもたちがいじめにあうことがないよう全学年に対応した相談体制を取ること。

(健康政策部) 福島県では、福島第一原子力発電所の事故による県民の被曝線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる健康の維持、増進を図るために、甲状腺検査を含む「県民健康調査」を実施しております。事故当時 18 才以下の全県民を対象にこの検査を行い、成人した後も長期的に経過を観察することとしているため、福島県での検診受診が望ましいと考えます。

(教育総務部) 平成 29 年 2 月に東京都教育委員会が作成した「いじめ総合対策【第 2 次】」にある取組に基づき、各校においては、学級担任、養護教諭等が児童・生徒の相談に親身になって応えることはもちろんのこと、スクールカウンセラーによる相談体制及び小学校 5 年生、中学校 1 年生への全員面談を実施し、いじめ等に対して、未然防止、早期発見、早期解決に努めております。

三. 不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業と働く人の生活を守る

ために

- ★ 1. 区内中小企業を区がかつて位置づけていたように広い意味での公共財として位置づけ、各々の項目の予算規模を抜本的に強化する中で産業の集積を維持・発展させる施策を進め、「資産形成となるため支援できない」という立場を克服すること。

(産業経済部) 大田区産業は公共財として位置づけられるものではありませんが、これまで同様に工場の立地環境の整備や新製品新技術開発支援、取引拡大の支援、人材育成、創業支援など様々な事業を通じて大田区産業の発展に取り組んでまいります。

- 2. 国家戦略特区による規制緩和メニューの一つである「都市計画法の特例」を活用した羽田空港跡地第1ゾーン整備事業では16.5haのうち区活用分は4000㎡で、一部産業に留まり、区内ものづくり中小企業の支援につながらない。大企業応援の国家戦略特区の指定地域から撤退すること。

(企画経営部) 羽田空港跡地第1ゾーン整備事業では、国家戦略特別区域制度の規制緩和メニューの一つである「都市計画法の特例」による都市計画決定のワンストップ化を目指し、平成28年2月5日付で内閣総理大臣により区域計画が認定されております。引き続き区では、公民連携の手法により「新産業創造・発信拠点」を整備し、24時間国際拠点空港である羽田空港のポテンシャルを活かしつつ、ものづくり産業をはじめとした地域経済の活性化に取り組んでまいります。

- 3. 区内地域産業への消費税8%増税の影響は「大田区の景況」にあらわれているように、暮らしと営業を破壊している。更に10%増税が強行された中で地域経済を支える区内産業の景況の詳細な調査を行うこと。

(産業経済部) 令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、国は中小事業者に対して、複数税率対応レジや電子的受発注システムを導入・改修する事業者への補助やキャッシュレス決済端末の導入に係る費用の補助など、各種の支援策を実施しました。引き続き消費税率引上げ後の動向に注視し、区内中小企業支援に取り組んでまいります。

- ★ 4. 消費税の10%への増税は区内商工業に致命的な打撃を与えている。消費税を5%に減税することを政府に求めること。

(企画経営部) 国は、消費税率引き上げによる増収により、高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換し、同時に、財政健全化も確実に進めるとしております。また、国はあらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応するとしています。区は、これらの国の動きに基づき、消費に与える影響を緩和するとともに、地域における景気の下支えに取り組んでまいります。消費税率の変更については、景気動向に基づき政府が判断し、国会において論議・決定されるものであると考えます。

- ★ 5. 今年度実施された、区内産業実態調査を基に大田区産業振興構想を策定するが、振興構想待ちにせず示された課題を整理し産業振興対応策の具体化をするため予算を倍額にし、抜本的な対策を進めること。

(産業経済部) これまでも調査結果や地域からの要望等を踏まえて施策を立案しており、予算についても施策の実施に必要な額を確保しております。今後も選択と集中などの方針に基づき必要な額を予算に計上し、適切に執行してまいります。

6. 研究開発企業等拠点整備助成事業では区内中小企業の高い技術とネットワークを守ることができない。区は下町ボブスレーを評価しているが、防災、福祉、教育等あらゆる分野で大田区のものづくりを活かすために、異業種が集まり試作や試験に適した共同で開発する工場であるプロトタイプ型の工場を支援すること。

(産業経済部) 仲間まわし等、区内企業の特性を踏まえ、今後もコネクタハブ企業を中心とした新たなネットワークの構築や、市場を開拓しようとする企業や企業グループに対して、引き続き適切な支援を行ってまいります。

7. 住宅リフォーム助成制度の助成率と限度額を 30%・100 万円へ引き上げること。希望者全員が助成を受けられるように予算を大幅に増額すること。より幅広い広報宣伝活動をつよめること。

(まちづくり推進部) 助成率と限度額の引上げは考えておりませんが、令和元年度に予算額を拡充し、利用しやすいよう通年受付に変更しました。今後も、区報やホームページにより、広報活動に取り組んでまいります。

8. 繁盛店創出事業は中小企業診断士を条件にしているため、2018 年度の実績は診断件数 47 店舗、助成採択 29 店舗に留まり効果の低い事業となっている。中小企業診断士による条件は撤廃し、申込者全てに助成すること。

(産業経済部) 繁盛店創出事業は中小企業診断士である、なしに関わらず、課題に即した専門家の診断及び申請内容の審査によって助成対象を決定することにより、効果の高い事業となっております。

9. 商店会ではなく個店を支援するため、トイレ・空調・調理器具・什器等のリフォームにも適用される、商店店舗へのリニューアル助成制度を高崎市等を参考に新設すること。住宅リフォーム助成制度のように、発注対象を区内事業者に限定すること。

(産業経済部) 繁盛店創出事業では区内の小売業、飲食業、サービス業を営む事業者に対して、(公財) 大田区産業振興協会が、店舗デザインや経営指導に実績のある専門家を派遣し無料診断やアドバイスを行い、店舗改善費用の一部について助成する事業です。平成 28 年度から新店舗改装(創業・事業拡張)の場合も対象としております。この助成制度を活用することが各個店の魅力創出につながっていると考えます。

10. 貸し工場について、区は「家賃助成などの固定費補助は全ての事業者に関わることであり、継続的に企業体力を維持発展させることにつながるとは考えておりません」としているが、東糀谷六丁目工場アパートの経営支援を期限付きで行っている。東糀谷六丁目工場アパートの条例を参考に区内のものづくり集積を守るために区内全中小・零細企業に経営支援をする条例をつくること。区内中小・零細企業の 50%は借家であり、東糀谷六丁目工場アパートと同様の経営支援をすべき。

(産業経済部) 東糀谷六丁目工場アパートを含む区の工場アパートの使用料は条例で規定しております。区内中小企業への経営支援につきましては、(公財) 大田区産業振興協会ビジネスサポートを始めとした様々なメニューにより実施しており、経営支援に関する条例を新たに制定することは考えておりません。

☆ 11. 工場アパートの家賃の値上げをせず、区内の操業環境を守ること。

(産業経済部) 工場アパートにつきましては、運営方針の見直しに伴い、令和元年度第4回定例会において、条例改正議案の議決をいただきました。新たに制定する「大田区本羽田二丁目第2工場アパート条例」では、使用期間についての上限設定を設けず、一定の条件を付して更新できる規定を設けました。入居企業におかれましては、更新ごとに規定された使用料を納入していただきながら、区内での操業継続を支援してまいります。

12. 以前の経営革新緊急支援事業と同趣旨の国や都の設備投資関係の補助制度は、対象規模が異なり資本金3億円以下とか従業員300名以下などの中小企業が対象であり、3人以下の零細企業が中心の大田区の企業には活用できず、利用件数も減っており、使いにくい制度となっている。多くの区内中小・零細企業が利用できる制度が求められます。経営革新緊急支援事業を復活し、機械のリース代、休業補償等固定費補助等にも適用すること。

(産業経済部) 設備投資助成については、国及び東京都において同趣旨の設備投資関係の補助制度が実施され、補助率や上限額が区の制度よりも高率・高額であることから、区の制度の利用者が減少しました。このように国や東京都の制度は小規模事業者にとって使いやすい制度になっており、今後も区独自で設備投資助成を導入する予定はございません。

13. 区が債務保証していた経営支援資金、小規模企業特別事業資金は、融資後すぐ破綻しないよう中小企業診断士を活用すること。全国から注目されてきた制度で、区内中小企業・業者の最後の命綱という目的に沿って復活すること。

(産業経済部) 区損失補償付融資あっせん制度につきましては、申込み件数が年々減少したことや融資実行後すぐに破たんする事業所が多いこと、公費を使って会社(個人)の債務を負担することの是非や東京23区はもとより近隣自治体においても、同様の制度は実施していないことなど総合的に判断して廃止したものであるため、復活させる予定はございません。

14. 責任共有制度は金融機関が地域貢献を果たすふさわしい役割を放棄させるもので撤回することを国に求めること。また撤回されるまでは区内中小企業負担分を区が支援し保障すること。削減された100%保証の信用保証料助成の復活と利率引下げを行うこと。年末に特別な時期に別枠の融資を受けられる特別な対策をとること。

(産業経済部) 責任共有制度は、金融機関に責任ある融資とリスク負担を求めるものです。一方、100%保証の制度枠もありますので、これらの制度を含めて周知を図ってまいります。保証料補助は、「公害防止やアスベスト対策に要する資金」など、事業者の責任において行うものを補助する意味から、一部の資金のみの取り扱いとさせていただいております。なお、東京都との連携により、東京都の制度を併せて利用した場合、保証料の一部が都から補助されますので、この制度の周知を積極的に図ってまいります。利率については、平成29年度に、表面利率が2.0%のメニューにつきまして、0.2%引き下げて、1.8%への引下げを実施し、経済情勢など経営環境をみながら随時見直しを行っております。また、年末の資金繰り対策として、時限的なあっせん要件の緩和を実施しており、今後も、必要性を判断した上で効果的な取組を行いたいと考えております。

15. 新製品・新技術開発支援事業については、区が申請段階から丁寧に援助し、助成条件をクリアできるよう助言する職員を増やし、現在の予算の範囲内では小さすぎる。大幅に予算を増額すること。

(産業経済部) 新製品・新技術開発支援事業の目的は、区内ものづくり企業の技術力、製品開発力の向上を図り、高付加価値を生み出すことで、区内工業集積の維持発展につなげていくことです。事業実施にあたっては事前説明会を開催し、申請書の書き方などを丁寧に解説しております。申請案件の採択に当たっては、事業目的にふさわしいかどうかを専門家の意見、判断を参考にしながら、新規性、優位性、市場性など多角的な観点から審査を行っており、予算の範囲内で対応できると考えております。

16. 原発に頼らない再生可能エネルギー関連の技術開発を大田区から進めるため、大田区の基幹産業となるよう、新製品・新技術開発支援事業とは別の再生可能エネルギー技術開発（小水力・風力・地熱など）に特化した新たな助成制度を創設し、必要なプロジェクトの立ち上げや実用化まで援助すること。

(産業経済部) 再生可能エネルギー技術開発を含め様々な分野での製品・技術開発を促せるよう「新製品・新技術開発支援事業」の中で支援しております。

17. 現在の新製品・新技術開発支援事業予算のスタートアップ事業は予算を増やし、全ての応募者を受け入れること。

(産業経済部) 区内中小企業の技術開発力の底上げを図り、市場化を促進するため、今後も引き続き優れた技術を見極め支援してまいります。

18. 技術マッチング・販路拡大など仕事確保の拠点とするため、区内企業が製作した製品を年数回の展示会で済ませないで常設のものづくり展示場をせめて以前の産業会館程度の規模で作ること。ものづくり連携コーディネーターの増員など、ビジネスサポートサービスを拡充し、更に強力に支援する専門家体制を作ること。

(産業経済部) 年に数回実施している展示会・商談会は取引拡大に寄与することを目的に実施しております。また、日々、国内外からの受注・発注相談に対応可能なものづくり連携コーディネーターを配置し、幅広く商談機会を提供する受発注相談窓口があります。引き続きマッチングの精度の向上を図ってまいります。

19. 大企業に対し下請け二法を遵守するよう訪問や文書などの方式で指導し、一方的な単価切り下げや仕事打ち切りをやめるよう大田区としても求めること。また、中小企業・業者にも下請け二法の活用について広報するとともに、区としても独自の違法行為受付窓口を設け、日常的に中小企業庁等に届ける体制をつくること。

(産業経済部) 下請け二法については、国においてこれらの法整備と共に、様々な取組を行うことで、下請け取引の適正化を推進しております。下請け中小企業の困りごと等を聴取する取引調査員、いわゆる「下請けGメン」は、下請け中小企業への訪問調査を開始しました。この他に東京都では、東京都中小企業振興公社において、下請け取引に関する苦情及び紛争についての相談・調停・あっせんを行っております。また、区では「ビジネスサポートサービス」により下請け中小企業からのご相談に対応するとともに、国や都の相談窓口のご紹介もしております。

- ☆ 20. 東京都労働相談情報センター大崎事務所は労働相談で大きな役割を果たしている。区としても国や都任せにせず、労働相談会を定期的に設けること。

(企画経営部) 労働相談につきましては、東京都の労働相談情報センターにおいて専門的な対応が図られております。相談方法も、電話（東京都ろうどう 110 番）のほか、夜間・土曜日も

含めた来所相談が可能となっており、必要に応じて相談者に御案内しております。

21. 青年の労働条件の改善のためポケット労働法を区政情報コーナーの閲覧用・貸出用で配置するだけでなく、中学校卒業時に全員配布すること。特別出張所をはじめ可能な区施設でも頒布すること。

(企画経営部) 若年者の労働条件の改善や就業支援等につきましては、東京都の労働相談情報センターや東京しごとセンター等の事業によりその対応が図られており、必要に応じて相談者に御案内しております。ポケット労働法につきましては、発行元である東京都から毎年取り寄せている最新版を、区政情報コーナーに閲覧用・貸出用として配置しております。

22. 足立区や世田谷区のように若者支援課を設置し、大田区独自で 39 歳までの失業者数を把握し、若年層の雇用の総合的支援を行うこと。

(企画経営部) 若年層を取り巻く課題は、雇用面、収入面、住まいの確保など多岐にわたっております。これらの多様な課題に迅速かつ適切に対応するためには、若年層を総合的に支援する必要がありますと考えます。

現在、区ではハローワークと連携した就労支援や、JOBOTA を活用した生活再建支援等により、経済的な課題を持つ若年層をサポートしております。引き続き、庁内の関係各課はもちろんのこと、関係機関とも連携・協力して、雇用を含めた若年層の総合的支援を進めてまいります。

23. 以前東京都が行っていた、既存企業が大いに活用していたものづくり経営革新緊急支援事業については今こそ必要です。東京都に復活を求めるとともに、大田区独自事業として行うこと。ファブレス企業や医工連携等の新産業向けの東京都地域産業活性化支援事業だけでなく、既存企業が活用できる事業にすること。

(産業経済部) 「東京都地域産業活性化計画事業」は、ものづくり工場立地助成等を通じ既存の企業が活用できるようになっております。例えば、企業立地サポート業務委託事業では、企業訪問し立地に関する課題をヒアリングし、必要に応じてビジネスサポートサービス等に繋げるなど解決に向けた対応を適切に行っております。

24. 中小企業の後継者育成は、実態調査でも明らかになったように 9 人以下の事業所の 8 割が後継者がいなくて事業継承が困難と回答している。区が行っている「若者と中小製造業者マッチング事業」「おしごとナビ」や、国の行っている「訓練補助制度」を拡充するとともに青年を雇用する場合、雇用主に指導・教育・訓練、住宅費等、その他の材料費として一人年額 200 万円の助成を 3 年間行うこと。

(産業経済部) 事業承継問題は、喫緊の課題であると認識しております。引き続き、「若者と中小企業とのマッチング事業」、「おしごとナビ」を実施するほか、「おたおオープンファクトリー」なども活用し若者の雇用に繋げてまいります。

25. 区が実施している「大田の工匠による技術指導・相談事業」では、規模が小さすぎて技術承継は難しい。第一線を退いた町工場等の高度技能者の高度人材バンクを創設し、訓練施設を創設し、技術承継を図ること。

(産業経済部) 高度技能の継承については、「大田の工匠技術・技能継承表彰事業」により、技能継承の優れた取組を表彰し、技術・技能継承に繋げてまいります。

26. 区が行っている「次世代ものづくり人材育成事業」の規模の拡大に加え、六郷工科高校のデュアルシステムや、城南職業能力開発センター大田校を活かし、区内就職の機会を増やすなど、

区内中小製造業の後継者育成のための学校・保護者・区内製造業との三者交流の機会づくりを強化すること。

(産業経済部) 教育委員会との共催事業である、「ものづくり教育・学習フォーラム」では、六郷工科高校に参加いただいております。こうした機会等を捉え、引き続き交流に努めてまいります。

27. 中学校の職場体験の受け入れ事業所は、仕事を止めて受け入れを実施しているので感謝の気持ちとしての謝礼品だけでなく営業保障としての経営支援をきちんと行うこと。

(教育総務部) 中学生職場体験に関しては、様々な業種の支援をいただき実施しているところです。受け入れに関しては、職場体験の趣旨を御理解いただき、可能な範囲での体験内容を設定していただいております。また、大田区として体験中の事故に関する損害賠償保険に加入して、受入事業所の御迷惑にならないようにしております。

- ☆ 28. 労基法を無視したブラックアルバイトが社会問題になっている。中学生対象に「ワークルール」について学ぶ機会をつくること。

(教育総務部) 小学6年生と中学3年生の社会科で、「労働法」を学習します。授業では、労働の意義と労働者の権利や労働条件の改善について学びます。また、キャリア教育の一環として、職業人をゲストティーチャーとして学校へ招き、働く人の話を聞く会を開催している学校もあります。今後とも様々な機会を設け、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促すキャリア教育を進めて参ります。

29. 商店街の装飾灯は、地域の防災・安全にとって重要な役割を果たしている。省エネ化のための装飾灯のLED化は、全額助成となるよう区の負担割合を5分の1に引き上げること。

(産業経済部) 商店街装飾灯のLED化に関しては、都の実施している「東京都政策課題対応型商店街事業」で補助を行っております。区では制度利用を促すとともに、申請に必要な情報提供及び申請するためのアドバイスなども行っております。さらに平成27年度から区独自の上乗せ助成を開始し、5年間に46商店街で助成制度の利用があるところです。なお、全額助成となるような区の負担割合の引上げは考えておりません。

30. 所得税法第56条について「男女共同参画基本計画」の閣議決定で自営業者等の項目で女性の家族従事者としての役割を適切に評価と提起したが、男女同権に反し、中小企業の存続を脅かす事態となっている56条の廃止を求める意見書を国に提出すること。

(区民部) 所得税法第56条の規定の目的は、従来の同居親族合算の制度を廃止いたしまして、個人単位の課税制度が採用されたときに、所得税は累進課税を採用していますので、所得の分散等個人単位課税制度を利用した租税回避を防ぐためにこの規定が設けられたものと理解しております。

また、平成23年度税制改正大綱において、白色申告者の記録水準が向上した場合における現行専従者控除について、その専従者の実態等を踏まえた見直しのあり方を検討することとされております。

区といたしましては、国税における検討結果が、地方税法における取扱いにも反映されることから、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

31. 商店街お休み処への補助金を継続するとともに、増額すること。

(産業経済部) 平成29年度から「商店街コミュニティ活性化事業補助金交付要綱」で補助を行

っております。

32. 無秩序な大型小売店の進出で商店街は大きな影響を受けている。情報提供だけでなく、大型店影響調査を行なう等、区独自の規制条例をつくること。

(産業経済部) 大型店の進出に伴う商店街や地域住民への影響については、届出の内容により、関連部局や大田区商店街連合会に情報提供を行う等、引き続き関連部局や関係団体と連携して対応してまいります。

33. 特養ホームが、近隣の商店街から物品・食材購入をほとんどしなくなった。区立特養だけでなく、民間特養にも区内商店街振興のために、購入を促進するよう区が対策をとること。

(福祉部) 区立特別養護老人ホームの食材購入については、区内産業振興の観点から、従前より大田区商業協同組合からの購入を働きかけ、協力を得ております。民立の特別養護老人ホームについては、事業を運営する社会福祉法人の特徴や独自性を生かした施設運営を尊重する観点から、社会福祉法人の判断に委ねています。

34. 買い物難民解消のため、商店会に対して行っている高齢者への宅配事業等への支援を個店や移動販売車にも拡充すること。

(産業経済部) 個店へは、(公財) 大田区産業振興協会の繁盛店創出事業による支援があります。具体的には、新サービス開発にかかるコンサル等の費用や広告制作・発送費用が助成金の対象となると考えられます。

- ☆ 35. 区内で銭湯の廃業が加速しているため、銭湯が全くない地域が広範にある。公共の銭湯を作るなど、対策を講じるとともに、これ以上の廃業がないよう支援を強めること。

(産業経済部) 区では区内銭湯に対し、基幹設備の更新やメンテナンスにかかる費用への一部助成や利用者促進にかかる助成など、継続的に経営できるよう対策を講じております。なお区内には38軒の銭湯があり、都内では最多となっております。民業による健全な経営環境を継続するためにも、公共の銭湯を作る予定はございません。

36. 区内中小企業は減少しており、独自に労働者への福利厚生を充実させるため、勤労者共済会への補助金を大幅に増額し、働きやすい大田区にすること。

(産業経済部) 勤労者共済については、区内中小企業の勤労者福祉サービスの向上を目的として、(公財) 大田区産業振興協会が運営しております。人口減少や生活スタイルの多様化で会員数が伸び悩む現状において、大幅な公費支出の増額は考えておりません。今後も収支均衡を図りながら、多くの会員に魅力あるサービスを提供できるよう運営を工夫してまいります。

37. 中小企業の街、大田区として労働組合や社内サークルを勤労者共済会と同等に位置づけ、社会教育団体と同様に集会施設の優先予約制度や使用料減免制度を適用すること。

(総務部) 官公署及び公益団体であっても、その行事、催物が私益にわたるものである場合は、原則として減免の対象とはなりません。労働組合や社内サークルの催物は、公益のものとは認められませんので、適用はできません。

四. 全体の奉仕者としての公務労働のために

- ★ 1. 区の職員削減計画をやめ、指定管理者制度や民間への委託などの見直しを行い、保育・介護・学校・障害施設で働く職員は区が責任を持つため正規職員で対応すること。また、公共施設の適正管理のために専門職の新規採用を含めて配置を拡充すること。

(企画経営部) 区は、健全で安定した行財政運営を継続しつつ、同時に新たな行政課題に的確に対応することを目指しております。そのためには、最少の経費で最大の効果を発揮できる効率的・効果的な組織体制を構築することが必要です。大田区職員定数基本計画では、アウトソーシングなどの内部努力を計画的に進め、これにより確保した人員を優先度の高い施策に振り向け、適正な職員配置に努めることとしております。今後も、こうした取組について十分な検証を行い、その効果的な活用を進め、区民サービスの向上につなげてまいります。

2. 偽装請負などの法令違反の疑いのある窓口業務委託は中止し、職員で対応すること。

(企画経営部) 窓口業務委託につきましては、大田区アウトソーシング指針に基づき、外部への委託に際し、公権力の行使にあたる業務や政策の企画立案など区が自らの判断を要する業務の有無などを含め、委託する業務と区職員が責任をもって担う業務を明確に区分するとともに、導入の妥当性について検証しております。加えて、予算編成、決算など、あらゆる機会を捉えて、外部委託の導入の適否、導入後の検証を行い、業務の改善に向けた取組につなげているところです。

外部委託の導入後におきましても、事業責任者を通じた指揮命令を遵守し、区の考えを的確に反映できる体制を整備するとともに、定期的な検証を通じた契約内容の適切な履行を担保することとしております。

- ☆ 3. 2020年度から導入される「会計年度任用職員制度」は、本来正規職員にしなければならない職員の非正規化を進めるものであり、フルタイムの会計年度任用を行わないこと。

(企画経営部) 会計年度任用職員は、それぞれの職ごとに定められた特定の業務内容と職責に応じて職務に従事するものであり、会計年度任用職員制度の導入が職員の非正規化を進めるものではありません。

なお、業務内容や職責を踏まえ、大田区における会計年度任用職員の職については、現時点においてフルタイムの職を設ける予定はございません。

4. 会計年度任用職員制度が導入されるが、現行の「臨時的任用職員（アルバイト）」等の不利益にならないよう、法制度上可能な限り労働条件の改善・向上をはかること。

(総務部) 会計年度任用職員に係る法令及び総務省からの通知等を踏まえ、適切に対応しております。

- ☆ 5. 区はすべての非常勤職員を時給 1500 円以上に引き上げ、労働条件を改善すること。

(企画経営部) 会計年度任用職員の報酬額等については、常勤職員と同じ給料表を使用し、職務内容等に応じた号給を適用して算定しております。また、特別職非常勤職員については、専門的な知識経験等を有する者が助言・調査・診断等を行う職であり、その専門性に見合った報酬水準としております。

五. 区民の暮らしと健康を守るために

1. 区民の暮らしを直撃している消費税 10%を景気後退前の 5%に消費税を減税することを、政府に求めること。

(企画経営部) 国は、消費税率引上げによる増収により、高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換し、同時に、財政健全化も確実に進めるとしております。そうした中で、消費税は重要な財源であると考えております。

区は、消費税引上げ後の景気動向に注視しつつ、引き続き、区民の皆様の暮らしを第一に考えた区政運営を行ってまいります。

2. 応急小口資金の保証人なしの貸付額を 10 万円から当面 30 万円まで拡大すること。失業中でも活用できるようにするなど、貸付条件を緩和すること。

(福祉部) 緊急性が高く小額の貸付については、より迅速な貸付に努めております。保証人不要の限度額は、平成 21 年度に 10 万円に上げました。債権の確実な回収の点から現在のところ増額の予定はございません。また、失業中の場合は、返済の確実性という観点から緩和の予定はございません。

3. 国民健康保険の改善について

- ★① 高すぎる保険料を値下げするため、国庫補助を増額するよう国に求めること。また東京都にも財政支援を求め、大田区でも支援を強化すること。

(区民部) 国庫負担を充実し、国保の財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ繰り返し求めております。東京都に対しても既に財政措置の充実強化を要望してきております。

2018 年 4 月に行われた国保制度改革では、一般会計から多額の繰入などにより維持してきた区市町村の国保の構造的な課題に対し、財政赤字に見合う新たな公費拡充を行うことで、法定外の繰入は解消される仕組みとなることから、計画的に削減、解消すべきものとされております。

大田区では国保制度改革後も毎年度、一般会計から国保会計へ多額の繰入を行い、国保の維持運営を行っております。法定外の繰入を行っていくことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、国保以外の医療保険に加入している方へ、二重の負担を強いるなどの課題を含んでおります。新しい制度の趣旨や、他の医療保険制度に加入する区民の方との公平性の観点からも、ご要望については困難であると考えております。

- ② 広域化後も法定外繰り入れを継続し、保険料の値下げを進めること。

(区民部) 国民健康保険制度改革による、いわゆる国保の広域化(都道府県化)は、国民皆保険制度の基盤を支える区市町村国保の構造的な課題を解決し、国保の持続可能性を図るため、国民的な議論を踏まえて実現したものです。この改革では、国の財政支援を拡充し国保の財政基盤を強化すること、そして財政運営を区市町村単位から都道府県単位にして安定化させることの 2 つが大きな柱となっております。財政赤字に見合う新たな公費拡充が行われたことから、東京都国民健康保険運営方針において法定外の繰入は計画的に削減、解消すべきものとされています。

一般会計から国民健康保険特別会計に法定外の繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確になるほか、国民健康保険以外の医療保険制度に加入している方に対して、結果として負担を強いることとなります。保険料の負担が過度に重くならないようにすることは十分認識しておりますが、多額の法定外の繰入を継続していくことは、新しい制度の趣旨や、他の医療保険の加入者との公平性の観点からも、困難であると考えております。

- ③ 国民健康保険法第 1 条では、国民健康保険制度は社会保障及び国民保健の向上に寄与すると示されているように、相互扶助の制度ではない。国民健康保険は社会保障であると「おたの国保」にも明記すること。

(区民部) 国民健康保険は、相互扶助の理念に基づき、区市町村の住民を対象として、病気、けが等保険事故が発生した場合にあらかじめ拠出された財源から保険給付を行う社会保険制度であり、社会保障と明記する予定はございません。

- ④ 生活や営業に支障をきたすような徴収強化や差し押さえはしないこと。「納税の猶予」「徴収猶予」があること、差押は「換価の猶予」や「差押の猶予」で解除できることを督促状に同封することや、ホームページに掲載するなど、広く区民に知らせること。

(区民部) 保険料徴収の取組は、公平な負担を実現するために、保険者として進めて行かなければならないものです。保険料の納付が困難な方には、いつでも納付相談をお受けし、生活状況を伺い、特別な事情があるかを充分お聴きして丁寧に対応しております。なお、猶予の制度については、区ホームページに掲載しております。

- ⑤ 国民健康保険の出産育児一時金と同様の大田区が支払う委任払い制度を、他の医療にも拡大するために関係医療機関等と調整すること。

(区民部) 出産育児一時金の直接支払制度は、保険者が支払機関(国保連合会等)を通じて医療機関に対し直接支払うという国の制度です。被保険者の申請が必要な他の保険給付(高額療養費等)についても、区が保険者として医療機関に直接支払うためには、制度(仕組み)の創設が必要であり、区が単独で制度を設けることは困難です。

- ⑥ 区民の負担を軽くするため限度額認定の制度を医療機関の協力も得て区民へ周知徹底すること。

(区民部) 限度額適用認定証の制度については、区報、区ホームページ、国保年金課で発行している「おおたの国保」などで繰り返し周知しております。今後も、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

- ⑦ 限度額認定の限度額を引き下げるよう国に求めること。

(区民部) 特別区では、特別区長会として保険者へのさらなる財政支援と被保険者の保険料負担軽減策を、かねてから国に要望しております。また、全国市長会では、自治体の総意として、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任において実効ある措置を講じるよう求めております。現段階では今後の国の動向を注視し、必要な対応を行ってまいります。

- ⑧ 払いたくても払えない特別な事情のある国保料滞納者が、医療にかかれるよう、限度額適用認定証などを交付すること。

(区民部) 国保料を滞納している方については他の被保険者との公平を期すため、納付相談等をしていただくことにより限度額適用認定証の発行を行っております。

- ⑨ 国会答弁で認めているように「国保基盤強化基金」等を活用し、統一保険料方式からの離脱も含め、区独自で保険料の値下げをすること。

(区民部) 国庫負担を充実し、国保の財政基盤の拡充・強化と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ、繰り返し求めてきております。また、特別区長会として国に対し国庫負担を充実させ、財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図るよう求めております。

- ⑩ 障害者、寡婦・寡夫、多子世帯に対する国保料減免制度や、介護保険にある境界層措置をつくるよう、国に求めること。また、区独自でも実施すること。

(区民部) 国保制度は応能割の考え方があり、所得に応じた保険料の負担をお願いしており

ます。一方、保険料負担が厳しい方に対しては、均等割の軽減措置や、申請による所得割保険料の減免、一部負担金の減免制度が設けられております。区独自に境界層措置による減免制度を設ける考えはございません。

- ⑪ 被用者保険にはない均等割は多子世帯ほど負担が重くなり、他の医療保険制度に加入する区民と比べて不公平である。均等割の軽減を抜本的に拡充すること。9自治体が高校生世代などを対象に所得制限なしで第1子から減免しており、このうち全額免除は3自治体ある。まず児童医療費助成制度にあわせ、中学3年生までの均等割を無料にすること。

(区民部) 特別区長会として国に対し多子世帯への支援など、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、財政措置を講じるよう求めております。区独自に減免制度を設ける考えはございません。

- ⑫ 医療費の一部負担軽減(国民健康保険法第44条)の活用基準を緩和し、より積極的におこなうこと。

(区民部) 国民健康保険法では、特別な理由がある場合となっております。区では、その理由を証明する書類を添えて御申請いただくように区報・ホームページ等により御案内しております。恒常的に生活困難等の理由であれば生活福祉課にてご相談いただくようご案内しており、基準を緩和する予定はございません。

- ⑬ 国民健康保険運営協議会に公募委員を加えること。

(区民部) 国民健康保険運営協議会の被保険者代表としての委員の公募については、今後の検討課題としております。

4. 後期高齢者医療制度の廃止を国に求めること。当面は東京都後期高齢者医療広域連合に保険料について、動向を注視するだけでなく、値上げをしないよう強く求めること。

(区民部) 後期高齢者医療制度は、世代間の負担のバランスを調整するために導入されたものであり、制度も十分に定着しており、国に制度廃止を求める考えはございません。

後期高齢者医療制度は、費用の大部分が公費や現役世代からの支援金で賄われており、負担と給付の公平性の観点から、後期高齢者にも負担能力に応じた負担を求めざるを得ないものです。保険料は、被保険者数や医療給付費の見込み、後期高齢者負担率、所得状況、医療保険制度の動向など十分踏まえ、多角的に検討して算定されております。

保険料については被保険者に過度な負担とならないよう慎重に検討する必要がありますが、東京都後期高齢者医療広域連合に対して保険料の引上げをしないよう求める考えはございません。

5. 住民税は、滞納者の生活実態に十分配慮し、生活や営業に支障をきたすような差押や強制捜査を行わないこと。法に従い「換価の猶予」「徴税の猶予」を認めること。滞納者に対し、これらの制度を知らせること。

(区民部) 住民税滞納者の生活状況等の把握に努め、納付相談を行うことにより自主納付につながるよう努めてまいります。滞納処分及び換価の猶予の取扱いについても、法に基づき、適正に実施しているところです。なお、猶予の制度については、区ホームページに掲載しております。

6. 生活保護について

- ★① 憲法25条に基づく生活保護制度を区民への周知の徹底のため、あらゆる機会を通じて広報

を強化すること。また、ホームページは少し改善されたが、生活保護制度がすぐに見つけられるよう改善すること。

(福祉部) 生活保護に関するご案内につきましては、各生活福祉課の窓口に詳しい「生活保護のしおり」を用意して個々の相談に応じております。区ホームページは、「福祉」から「生活保護その他の相談」と簡単に見つけられるよう掲載しております。引き続き、支援を必要とする方が生活保護制度を適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

- ② 生活保護基準（生活扶助・住宅扶助）引き下げの撤回と、生活保護費の全額を国費で行うことを国に強く申し入れ続けること。

(福祉部) 生活保護基準は、民間最終消費支出の伸びを基礎とし一般国民の消費水準との均衡が図られるよう調整の上、国で算定されており、区から要望等を申し入れる考えはございません。なお、生活保護費を全額国費負担とするように、従来から特別区長会等を通じて国に対して要望しております。

- ③ 生活保護世帯の見舞品（夏季・冬季）を復活すること。また、生活保護の老齢加算を復活することを国に要望すること。

(福祉部) 見舞品を復活する考えはございません。今後も国の定めに則って、生活保護制度を適切に運用してまいります。

- ④ 生活保護のしおりや生活保護申請書を、ホームページに掲載するとともに窓口置き申請しやすくすること。

(福祉部) 生活保護制度の概要や相談窓口を、区ホームページに掲載するとともに、支援を必要とされる方にはきめ細やかな対応を行うため、各生活福祉課の窓口生活保護のしおりを用意して、相談に応じております。また、生活保護申請書は窓口においております。

- ⑤ 利用者の実態を無視した一方的な就労支援・一時停止・廃止はしないこと。

(福祉部) 就労阻害要因がない生活保護受給者に対して、就労に向けての援助、必要な指導や指示を行っております。また、指導や指示は受給者の状況に基づき行っておりますが、生活保護を適正に実施する上で必要な指導や指示に正当な理由なく従わない場合には、保護の停止や廃止等の不利益処分を行うこともございます。

- ⑥ 路上生活者等の住宅扶助は生活保護法第 30 条に基づき、居宅保護の原則を守ること。

(福祉部) 居宅保護の適否は、受給者の方と十分にお話をし、生活状況等から居宅生活が可能であるかを検討した上で判断しております。

- ⑦ 無料低額宿泊所や簡易宿泊所にやむを得ず滞在させた場合、長期にさせず、居宅保護に移行すること。また、現状を把握し環境の改善を図るため区が支援すること。

(福祉部) 無料低額宿泊所や簡易宿所を利用している場合、居宅生活が可能と判断できれば、本人の意向を確認しつつ、アパート等への転宅を支援しております。

- ⑧ ケースワーカーの配置は就労支援員・面接員（家庭訪問に従事しない職員）を含めずに国基準の 80 世帯に 1 名にするためには、現時点では区全体で 16 名不足しているため増員を図ること。また、警察官 OB の配置をやめること。

(福祉部) ケースワーカー等の現業員は、社会福祉法に規定された保護世帯数に応じた適切な配置となるよう努めております。

また、生活保護業務支援専門員は、福祉事務所窓口における落ち着いた相談環境の維持等に

寄与しており、不可欠な職種と認識しております。

- ⑨ 熱中症は生命にかかわる大問題である。政府は2018年4月以降よりエアコンがない世帯には、購入費・設置費の助成対象となっておりますが、2018年4月以前のエアコンがない受給世帯は対象外となっており、保護開始の時期によって異なることは不公平なので、国に改善を求めるとともに区独自でエアコン設置助成制度を作ること。

(福祉部) エアコン等の日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲内で計画的に購入いただくものです。保護開始時等でエアコンを新たに補填する場合など、その必要性と緊急性が認められる場合が助成対象となっており、2018年3月以前の世帯は対象外となっております。区としては、一般世帯との公平性も踏まえ、区の法外制度として購入費等の補助を制度化する予定がございません。また、要件により大田区社会福祉協議会の生活福祉資金を御案内しております。

- ⑩ 無収入の生活保護利用者が医療に必要な検査を受けた際に自己負担分が発生した。医療扶助により自己負担がないように区独自で助成し、国に制度の改善を要望すること。

(福祉部) 生活保護受給者の医療費は、原則として全額医療扶助によって賄われております。しかし、医療扶助のみを受給する場合には、世帯の収入状況により自己負担が発生しますが、保護の実施要領に基づくものであり、区独自の助成や国への改善要望は予定しておりません。

- ⑪ 大田区独自の法外援護である入浴券支給事業は、憲法25条にたつて、せめて週2回入れるよう年104枚にすること。お風呂がある世帯にも支給すること。

(福祉部) 生活保護世帯の入浴に要する費用は、生活扶助費に含まれております。自宅に風呂の設備がなく、巡回入浴サービス等も受けていない方を対象に、ケースワーカー等が現況を確認の上、年に1回入浴券30枚を支給しております。区独自の法外援護であり、支給枚数を増やす予定はございません。

- ☆ ⑫ 年に1回実施している資産調査は、プライバシー侵害の恐れもあるので、任意調査であることを尊重し強制しないこと。

(福祉部) 資産調査は国の通知に基づき、12か月ごとに行っております。

7. DV被害者への支援のため、相談窓口の周知徹底を行い、丁寧な対応を行うこと。

(総務部、福祉部) 相談窓口等は、区ホームページなどで御案内しております。また、窓口等では婦人相談員などが状況に応じた丁寧な対応に努めております。

8. 大田区特定健診について、より区民が受けやすくなるようあらゆる機会を通じて周知し、区民の実態をつかむアンケートを実施し、はがき・電話による勧奨を進め、期限をなくし通年実施し、夜間・休日も実施できるよう医療機関を支援すること。後期おおた未来プランで受診目標を引き下げず、2020年度まで65%実施を医療機関と協議し、区が責任を持つこと。

(区民部) 特定健診の周知につきましては、区報、区ホームページ、「おおたの国保」などでの周知のほか、平成30年度には未受診者への通知の送付やアンケートも行っております。特定健診受診期間の拡大については、受診機会の拡大の一つとして従前から取り組んできております。

受診期間は対象者(40～74歳)の抽出確認作業及び郵送準備の関係から6月に開始し3月末までとしています。

健診開始時期の前倒しの工夫については今後も研究してまいります。土日・夜間に受診できる医療機関については一覧表にまとめ掲載し、御案内をしております。アンケート結果の分析を行い、引続き受診率向上に努めてまいります。

9. がん検診の有料化は見直し、無料にもどすこと。また、夜間・日曜・祝日に事業を行うよう医師会・医療機関等とよく相談するとともに助成を増額し、年齢等の制限をせず、希望者全員が受診できるようにすること。

(健康政策部) 平成 26 年度から区民が主体的にがん予防に取り組むことを推進するために自己負担金を導入しました。また主要ながん検診は受診者数の上限を撤廃し希望する対象者は受診できるように受診環境の向上に努め受診者数は増加しました。

婦人科系の検診については、日曜、休日などを中心に集団検診も実施しております。今後もさらに受診しやすい環境となるように医師会等と協議を続けてまいります。

10. 胃がん検診に、医師会・医療機関等とよく協議をして、区独自で負担の少ないペプシノーゲン検査の導入を検討すること。

(健康政策部) 自治体を実施する対策型がん検診(住民検診)は、死亡率を減少させる効果が認められたエビデンスの実証があるものを国の指針に推奨として定め、区もこれに基づいて実施しています。

国の指針において、胃がん検診はエックス線検査または内視鏡検査が推奨されており、区もこれに基づいて実施しております。

今年度は、若年層の健康意識を高めるために新成人にピロリ菌検査を実施しました。

今後は胃がんのリスクを低くできるように国の動向を見守り、医師会等と健康保持の啓発を図ってまいります。

11. 成人歯科健康診査は 76 歳までとなっているが、区は 8020 運動を推進しているので、77 歳以上も対象とすること。また、30 歳未満も対象とし、拡充すること。

(健康政策部) 成人歯科健康診査は昭和 62 年度に 40 歳を対象に開始し、翌年には 45 歳まで追加し 6 年を対象としました。平成 3 年度には 30 歳、35 歳、40 歳、45 歳、50 歳、55 歳及び 60 歳までの 7 年齢に変更し、平成 7 年度以降、数回の見直しと追加を繰り返しながら対象を拡大し、平成 22 年度に現在の 30 歳から 60 歳までを 5 歳間隔、66 歳から 76 歳までを 2 歳間隔としてまいりました。

事業開始当時と比べ、昨今は平均寿命及び健康寿命も延びてきており、そのような見地からみれば高齢になっても自立した健康生活を送る上で、お口の健康を保つことの重要性を理解される方が多くなってきました。しかしながら、自治体を実施する成人歯科健康診査の対象要件を他区と比較すると、大田区は 30 歳から 76 歳の年齢まで幅広く対象としており、人口規模からみても同規模の他区と遜色のない対応ができていると考えております。

12. 眼科(緑内障等)検診は年齢制限をせず、5 年間隔で希望者全員が受けられるようにすること。

(健康政策部) 緑内障は日常生活への影響も大きく、早期発見と早期治療が重要となりますので、眼科(緑内障等)検診は令和 2 年度から現在の 45、50、55、60 及び 65 歳に 40 歳と 70 歳を加え実施する予定です。

13. 認知症の早期発見・早期治療のため、55 歳から 84 歳の介護を受けていない高齢者の特定検診、長寿健診受診者を対象に、TOP-Q にて疑い例を抽出し MMSE 法にて検診をした事業者に(1

件当たり 2,000 円で区が 1,000 円補助) 全額補助し、来年度も継続すること。また、てんかんのスクリーニングの支援を継続すること。

(健康政策部) 大田区では、平成 28 年度から大田区の三医師会が実施する認知症検診モデル事業に対して、1 件あたり 1,000 円の助成を行い、年間の 3,000 人分まで対応するよう予算を計上してまいりました。

当該事業については平成 28 年度から令和 2 年度まで 5 年間の時限要綱に基づき助成が実施され、事業実績の評価を行う時期にきております。

検診の実績等を検証し必要に応じて事業の見直しをしながら認知症の早期発見・早期治療につなげてまいります。

これに伴い、検査方法を含め、すでに医師会と福祉部を交えて高齢者支援として認知症対策について協議をしております。

今後も医師会と連携し高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

14. 障害者医療費助成制度対象者以外も含め、区内在宅酸素療法患者全員に電気代を助成すること。

(福祉部) 区として独自に在宅酸素療法患者に電気代を助成する考えはございません。

15. 環境省のアスベスト健康試行調査を実施するにあたって、かつてのアスベスト工場の位置をマップで示し、区民のみならず区外に転居した人へも検診を周知徹底し、調査の継続を国に求めること。

(健康政策部) 環境省が実施する「平成 31 年度石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」については、平成 26 年度から 5 か年計画で行われたものであり、本年度が最終年度であったことから、令和 2 年度については区独自の事業であるアスベストフォローアップ検診の実施となります。このアスベストフォローアップ検診については、原則として区民を対象としておりますが、過去に受診された方で所見ありの方については、区外へ転居された場合でも受診の機会を確保すべく、引き続き検診案内を送付しております。

また、アスベスト関連の企業に関する情報として、区ホームページに区内の労災認定等事業場一覧を掲示するとともに、「石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧」(厚生労働省作成)にリンクを設定するなど情報提供を行っております。

16. 肺炎球菌ワクチンの助成対象は、65 歳から引き下げる。定期接種の対象とならない年齢を含め全ての高齢者が接種できるよう、区独自の一部費用助成ではなく全額公費負担で行うこと。また、他の任意ワクチンについても同様に接種年齢制限をせず、公費負担を拡充すること。

(健康政策部) 厚生労働省の専門部会では、現在、肺炎球菌ワクチンにつきましては、1 回の接種で有効としているため、現時点では、5 年ごとに接種費用を助成することは考えておりません。

なお、接種を受けていない方への接種機会の提供につきましては、平成 30 年度で終了予定だった費用助成経過措置について、平成 31 年 1 月 10 日付けで、5 年間延長するという対応方針が発表されました。今後は、方針に沿って対応してまいります。

費用負担及び任意ワクチンの対応につきましては、すでに受けた方とのバランスを保つため、現状での対応を継続していく予定です。

17. 地域医療機関の看護師等確保のため、給付型奨学金の創設、保育体制確保や家賃補助を実施し

支援をすること。

(健康政策部) 医療従事者は勤務体系が変則なため、院内保育体制が必要とされています。内閣府等では、事業所内保育事業に対する補助を実施しており、認可基準の変更も検討しております。これからも動向に注視し、必要な情報提供をまいります。

18. 東京蒲田医療センターは地域医療機能推進機構(JCHO)が運営する準公的な医療機関であり、医師による分娩と、小児入院医療の再開を求めること。

(健康政策部) 分娩機能の再開、小児入院医療の再開については、引き続き病院に対し区の実情を伝え、再開に向けて努力するよう、機会をみて申し入れてまいります。

19. 区内中小病院を含め、全ての医療施設は災害時に重要な役割を果たす施設であり、公共施設と同様に耐震化工事を区が責任を持って行うため、耐震化のための経営・建築診断だけでなく、耐震化工事自体を助成対象に含め、助成額を大幅に増額すること。

(健康政策部) 災害医療における病院の重要性にも鑑み、平成29年度から区内病院の耐震化を推進するための経営、建築診断に対し補助する事業を実施しております。令和2年度も引き続き支援してまいります。

20. 災害時のバックアップ体制について医師会・薬剤師会を中心に準備が進められている「大田区地域医療連携ネットワーク構想」は、災害時の混乱を軽減し、効率性の高い医療が提供されることになるので、区は支援を増やし、区の事業として参画すること。また、非常用電源の設置などの支援を行うこと。

(健康政策部) 患者情報等を共有し、災害時に活用を図ることは、多数発生する傷病者を効率的かつ的確に治療する上で有意義なことであると考えます。

しかし、実現に当たっては、個人情報保護及び患者情報の電子化など、複数の課題がございます。

区では今後の動向を注視するとともに、引き続き、緊急医療救護所訓練等を連携機能の実地検証をする機会としていただく等、取組への協力を行ってまいります。

非常用電源の確保は、課題として受け止めております。

21. テロ対策について、大田区と三医師会、警察、消防と連携してテロ対策特別委員会を設置すること。

(総務部) テロ等の国民保護事案への対策は、「大田区国民保護協議会」で協議をし決定しております。「大田区国民保護協議会」の委員には、医師会や警察・消防等の関係機関も含まれております。

東京2020大会の開催に伴い、区では平成30年10月4日に「大田区国民保護計画・テロ対策勉強会」を、区内の各警察署、消防署、羽田空港関係者、医師会、医療機関の方々に参加して頂き開催し、警視庁、東京消防庁、区のテロ対策について参加者一同で情報共有することができました。

テロが発生した場合に区は、国民保護法で定める大田区国民保護計画に基づき、「危機管理対策本部」等を設置し、国や都、警察・消防等関係機関と連携し、情報収集や避難指示等の対応に当たります。また、事態認定に至るまでの初動活動は災害対策の仕組みを活用して対応することになります。

(健康政策部) 令和2年1月29日に防災危機管理課の主導のもと国民保護図上訓練を実施し、

テロが発生した場合の各課初動対応の確認をいたしました。

区では、これまで構築してきた関係者間の連携体制をもとに、今後明らかになる東京 2020 大会の対処方針等を踏まえ、不測の事態に備え必要な体制整備を進めてまいります。

22. 経済的理由により医療を受けられない区民の救済を図るために、健康政策部・福祉部が連携し、区内の無料低額診療事業を行っている医療機関を区報に掲載、ポスターを掲示するなどして周知すること。

(健康政策部) 無料低額診療事業に関しては、第二種社会福祉事業として位置付けられており、区では生活福祉課が相談窓口となっていて、適切な案内を行っていることを認識しております。

23. 無料低額診療事業では調剤薬局が対象にならないため、国に制度改正を求めるとともに、青森市や旭川市のように区が費用の助成を行うこと。

(健康政策部) 院外処方箋による調剤薬局での支払いが対象外となっている無料低額診療事業に関しては、国や他自治体の動向を注視してまいります。

24. 荏原病院は東京都医療保健公社が経営する病院になったが、医師・看護師を確保し、閉鎖した病棟を再開し、分娩取扱い数を元に戻すよう都に求めること。また、都立に戻すよう都に求めること。

(健康政策部) 荏原病院は、地域医療支援病院として高度な検査や専門医療を提供しております。平成 30 年 3 月に改定された東京都保健医療計画において公社病院として、その役割や取組の方向性が記載されております。

また分娩についても平成 29 年度から予約システムの変更や、セミオープンシステムの導入により、分娩数も増えております。

25. 区は、大学病院の小児科が本来の役割を果たすため、小児回復期、慢性期病床の実態を把握し、公的病院でも療養できるよう、国や都に対策を求めること。

(健康政策部) 入院医療協議会と情報の共有をしながら、国の動向を注視し、都と連携してまいります。

26. 「大田区子ども平日夜間救急室」が継続されているが、小児緊急医療体制の機能充実のために医師出動費の増額をすること。

(健康政策部) 大田区子ども平日夜間救急室（平日準夜小児初期救急診療事業は、東邦大学医療センター大森病院に委託し、区内 3 医師会のご協力を得て実施している事業で、平成 29 年度に増額をいたしました。

関係機関との情報共有、連携を図りながら引き続き、小児救急医療体制の充実を目指してまいります。

27. 区民の健康相談とサポート、健康増進活動、夜間診療などのための健康プラザをつくること。他区（練馬区・新宿区）の健康プラザは区民健康診査の受診率向上にも寄与している。

(健康政策部) 区民の健康づくりの推進には、健康政策部全体で取り組んでおります。区民にとって身近な各地域健康課では乳幼児健診や健康相談・健康教室を行っております。また、区内の医師会や歯科医師会、薬剤師会に委託して、平日夜間・休日・土曜診療体制を整えております。現在、健康プラザを設置することは考えておりません。なお、がん検診等の受診率向上に向けた取組も強化してまいります。

- ☆ 28. 医療機関などで海外来訪者に対応するため、音声自動翻訳機の購入の支援を行うこと。

(健康政策部) オリンピックを控える中、海外来訪者が増えることが予想されます。各病院の状況等について把握を行うとともに、情報提供してまいります。

29. 区内で医療介護の活動している中小病院・診療所が、地価も物価も高い都内で事業をすることが困難であることから、地域医療を守るためにも、医師会から提案されている「地域包括ケア複合施設」を創設するため区が支援すること。

(健康政策部) 地域包括ケアシステムは、誰もが住み慣れた地域の中で医療・介護サービスを受けながら、安心して生活していく仕組みを構築することです。

高齢者の住まい・医療・介護を支える機能を一か所に集中してサービスを提供する「地域包括ケア複合施設」の考え方は、施設の設置場所、整備手法、運営方法や財政的な問題等から、直ちに実現するのは困難と考えます。

30. 大田区議会が全会一致で採択した請願に基づき、診療所ではなく総合病院の誘致を、都にも要請し、区民要求に応え積極的に取り組むこと。

(健康政策部) 地域医療構想において、将来の必要病床数と病床機能分化を示しております。その実現に向けて、構想区域ごとに地域医療構想調整会議を開催しており、区は会議の一員として地域医療体制の課題や要望を検討してまいります。

- ☆ 31. 精神科の専門病院の医療体制の充実のため、支援をすること。

(健康政策部) 区内の医療体制の充実は、区民が安心して医療機関を受診できるためには不可欠です。関係機関と情報共有を図りながら、対応を行ってまいります。

32. 熱中症予防のために、高齢者世帯・障害者世帯・未就学児がいる世帯に対し荒川区のようなクーラー購入費・設置費・修理費の助成を行うこと。

(福祉部) 熱中症は、高齢者がかかりやすい傾向がありますが、適切な予防により防ぐことができるため、正しい知識の指導、啓発に努めております。継続して周知することによる啓発効果を見込み、令和2年度も令和元年度同様に実施する予定です。また、クールスポット（涼み処）を公共施設内や協力いただける高齢者見守り推進事業者等に増設する予定です。

33. 後期高齢者医療保険加入者に2012年度まで行っていた「夏季区営プール利用引換券」配布事業を復活し、全ての被保険者に送付すること。

(区民部) 後期高齢者医療制度被保険者の「夏季区営プール利用引換券」の配付につきましては、利用率が低く平成24年度で事業を終了させていただきました。

なお、区では健康を保持・増進するための事業として「水中ウォーク」講習会や「いきいき公園体操」など各種の事業を実施しております。また、(公財)大田区スポーツ協会では初心者スポーツ教室として「水泳教室」を実施しております。

- ☆ 34. おおた健康プランに自殺対策が位置付けられたが、相談窓口設置など体制強化、専門職の配置など充実させること。

(健康政策部) 各地域健康課保健師や、JOBOTAの専門相談員、地域包括支援センター職員など様々な相談窓口の専門職が自殺対策の関係部署として対応しております。また、令和元年度に開始した「インターネットを活用した自殺防止相談事業」では、臨床心理士や精神保健福祉士がメール等で相談を受け、実際の相談窓口につながる事例も見られております。今後更に、各相談窓口の連携強化を図り、誰も自殺に追い込まれることのない大田区を目指してまいります。

六. 尊厳ある生をまっとうするための介護保険に

- ★ 1. 第 8 期介護保険事業で、検討課題として給付と負担の大幅な見直し、事業所・施設の大規模化、介護人材の確保などが挙げられており、ケアプランの有料化、利用料 3 割負担の導入、要介護 1・2 外しなどが検討されています。介護保険事業計画の 3 年ごとの見直しでは、介護サービスが削減されてきた。介護が必要な方々の生活が脅かされ、介護の重症化が心配されている。制度の抜本的改善を国に強く要望すること。

(福祉部) 平成 31 年 2 月から、国の社会保障審議会において、介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進等の観点から、幅広い分野において議論が進められており、令和元年度末には関係法令の改正準備に入ることが見込まれております。次期介護保険における制度改正の内容については、今後も国の動向を注視してまいります。

- 2. 第 8 期介護事業の保険料引き下げのために、第 7 期事業で残った介護給付費準備基金全額を活用すること。また、低所得者対策と応能負担を徹底し、所得階層を増やし、基準額以下の階層は更に引き下げ、高額所得者は更に保険料の引き上げを行うこと。

(福祉部) 低所得者層における介護保険料率については、国が定める標準的な保険料率よりも低く設定しております。また、国の標準的な所得段階である 9 段階を 17 段階に多段階設定するほか、第 7 期計画から高所得者層の保険料率をさらに引上げるなど、低所得者の負担軽減策を講じております。

第 8 期においては、長期的な介護給付額を見込み、保険料基準額を試算したうえで介護給付費等準備基金の活用額を試算するとともに、第 1 号被保険者の所得分布状況の推計等を踏まえ、所得に応じた適切な保険料率と所得段階を設定することにより、持続可能な介護保険財政を維持してまいります

- 3. 保険料・利用料については、区独自の減免制度をさらに拡充すること。

(福祉部) 住民税非課税世帯の保険料は、所得段階別の保険料制度により配慮がされております。その上で、区独自に世帯の収支状況を考慮した保険料減額制度を実施しております。介護サービス利用料の区独自施策については、住民税非課税世帯で要件を満たす人を対象に、21 年 7 月から利用者負担軽減制度を実施しております。

- 4. 特別養護ホーム待機者は、2019 年 9 月現在で 1,386 人という状況である。第 7 期事業の実情にそぐわない介護基盤計画を見直し、公有地の更なる活用や、小規模を含めて待機者数に見合った具体的な数の増設計画にすること。低所得者、特に国民年金受給者でも入所できる特別養護老人ホームの増設計画を作ること。

(福祉部) 特別養護老人ホームは、平成 29 年度に 1 施設 30 床、平成 30 年度に 1 施設 84 床を開設いたしました。さらに、西糞谷一丁目に 75 床の国有地を活用した整備計画を現在進めております。

今後も第 7 期介護保険事業計画に基づき、民間事業者による計画的な整備を進めてまいります。

- ★ 5. 第 7 期事業から本格的に始まった総合事業では、サービスが切られたりしている。絆サービスなどにつながる事例も出てきている。区が責任をもって、地域包括支援センターが、要支援 1・2 の方の在宅生活が安全に送れているか調査を行い、サービス期間を 1 年とせず必要なサービスが受けられるようにすること。

(福祉部) 総合事業では、これまでの介護保険で提供していた介護事業者からの専門性の高いサービスに加え、要支援者等が選択できるサービス・支援の幅を広げて今まで以上に在宅生活の安心確保を図っており、絆サービスの利用件数も堅調に増加しています。今後も、利用者がご自身にとって真に必要なサービスを受けることができるよう、地域包括支援センターの相談対応や適切なケアマネジメントによる目標設定の支援を継続的に行ってまいります。

6. 訪問介護における生活援助の時間短縮分について区が支援し、必要な介護サービスが確保されるよう努めること。実態を区としても調査すること。

(福祉部) 訪問介護における生活援助については、サービス提供の実態を踏まえた上で、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、時間区分の見直しが行われております。区としましては、介護に従事する限られた人材を効果的に活用し、適切な生活援助サービスが提供されるよう対応してまいります。

7. 老人保健施設・緊急ショートステイの拡充、認知症グループホームを当面 100 ヶ所増設すること。空き公有地の情報の収集に努め、民間事業者が応募するのを待つのではなく、公有地の活用を図り基盤整備計画をつくり推進すること。

(福祉部) 老人保健施設については平成 28 年 7 月に 1 施設 116 床を開設し、現在 7 か所定員 686 名となっております。緊急ショートステイは、区として現在 5 床確保しているほか、平成 27 年度の介護保険制度の改正により、緊急短期入所に係る加算については、緊急時の円滑な受入れが促進されるよう見直しました。

認知症高齢者グループホームについては、大田区は整備数、整備率ともに 23 区の中で上位にあり、今後も第 7 期介護保険事業計画に基づき整備を進めてまいります。

公有地については、高齢者施設の整備に向けて、区のみならず、国や都といった公有地情報の収集にも努めてまいります。

8. 小規模多機能施設の増設が進むよう、区が支援すること。

(福祉部) 小規模多機能型居宅介護は、地域包括ケアシステムの推進において重要なサービスであり、平成 29 年度にはサテライト施設を含め 4 施設が開設いたしました。今後も第 7 期介護保険事業計画に基づき整備を進めてまいります。

9. 認知症グループホームの建設計画を持ち、区民に明らかにするとともに利用料が高額になっているため、利用者の負担軽減のために開設時の区独自の助成制度を創設すること。また、今年度開始した運営費の補助を抜本的に増額すること。

(福祉部) 第 7 期大田区介護保険事業計画の中で認知症高齢者グループホームの整備支援を計画化し、区民に公表しております。認知症高齢者グループホームの開設支援として、区では、東京都独自の補助事業や地域医療介護総合確保基金を活用した整備費及び開設準備経費に対する補助制度を実施しております。この補助制度を活用した施設では、補助制度を活用していない施設に比べて、利用料金が低めに設定されております。

10. 認知症グループホームの利用者に対し、月額 3 万円の補助を行っている自治体もあるので、区独自の補助を行うこと。

(福祉部) 区では平成 30 年度からグループホーム整備費補助金等を活用した事業所を対象に家賃等の軽減を目的に月 7 千円の補助を開始いたしました。

11. 視覚・聴覚障害者が孤立せず安心して生活できる介護施設をつくることや、専用のフロアのあ

る介護施設を作ること。

(福祉部) 高齢に伴い視力や聴力が衰えても、施設内で生活を継続している方もおります。急速に高齢化が進む中で、障がいの有無に関わらず、入所者の個々の状況に応じて適切な介護サービスを提供していくため、介護従事者の質の向上や、介護と障がい部局との連携等について、区としても積極的に取り組んでまいります。

12. 介護労働者は低賃金で現場では人手不足が深刻となっている実態を把握すること。また、処遇改善加算が介護職員の賃金に反映されていることを、区が確認すること。さらに、処遇改善加算だけでなく区も支援すること。保育士等の宿舍借り上げ支援事業や保育士応援手当のような直接支援を介護従事者にも行うこと。

(福祉部) 区では、介護人材に係る調査等により、事業所における人材の確保状況、離職率等の実態の把握に努めております。処遇改善加算を取得した事業所は取得した処遇改善加算額を介護職員に支給することが前提であり、事業所の責務と認識しております。区としましては厚生労働省からの通知に基づき、介護事業者の実績報告書の提出を求め、支給内容の点検を行っております。

実態調査や国・都の動向を注視しつつ必要な支援については検討してまいります。

13. 日中独居・同居家族の有無など高齢者の実態に合った適正な介護サービスが受けられるよう区は独自の支援をすること。特に、病院の待ち時間などの付き添いの介護サービスを対象とすること。

(福祉部) 介護保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものです。引き続き適正な介護給付に努めてまいります。また、病院内では基本的に医療制度が優先となり、待ち時間について基本的には介護給付対象にはなりません。本人に特段の事情があり、付き添いが必要な理由等があった場合はプランを立てたうえで給付を行っております。なお、区の独自施策である「家族介護ホームヘルプサービス」の中で「院内介助」を認めております。

14. 地域包括支援センターは、高齢者人口が増え、独りまたは夫婦のみの世帯が増加しているため、役割が増大している。特別出張所単位ではなく、少なくとも中学校区に1つ(28ヶ所)作ること。区民への広報に努め、全ての高齢者に郵送で知らせるなど、周知徹底をはかること。

(福祉部) 地域包括支援センターについては、地域や区民に身近な特別出張所の区域を基本に設置を行い、地域力を活かした高齢者を支援する体制づくりを進めております。今後も高齢者人口の増加等に応じた整備を進める予定です。

広報については、区報への掲載をはじめ、適切に周知徹底を図ってまいります。

15. 調査公表手数料は介護保険制度で規定しているにも関わらず介護保険事業所の負担となっているため、受益者とならない。補助を実施すること。

(福祉部) 介護サービス情報の公表制度は、利用者がより適切に事業所を選択できるよう支援する仕組みであり、選ばれる個々の事業者も受益者となることから、手数料を徴収することとなっております。このような制度の趣旨から、補助の実施をする考えはございません。

16. 介護保険認定調査員の研修を充実させ、高齢者の尊厳を守る対応とすること。高齢者の実情に応じた不服申立ができるように区が支援すること。

(福祉部) 現在、区では認定調査員研修について、新任研修2回と、現任研修1回の計3回実

施し、委託先調査員の資質向上に努めております。
また、厚生労働省が開催する認定調査員能力向上研修や、東京都が開催する認定調査指導員研修等にも職員を派遣し、能力の向上に努めております。
なお、要介護認定及び要支援認定に関する処分については、介護保険法に基づき東京都介護保険審査会に審査請求することができます。

17. 末期がん患者は介護認定が軽度になりがちで、要支援になってしまうケースがあり、必要な支援が受けられない。よって、要介護2相当と扱うなど特段の配慮を行うこと。

(福祉部) 要介護度は具体的な介護の手間をもとに判定するため、病名などから一律に要介護2相当と扱うことは制度上認められておりません。
なお、介護保険法では一部の福祉用具について軽度者の使用を想定しておりませんが、疾病等により状況の変化が激しく、医師の判断により福祉用具貸与が必要と認められた場合については、手続きによりすべて例外給付できるとしております。

七. 子育て支援・高齢者・障害者福祉のために

子育て支援のために——保育園に関係すること

- ★ 1. 子育て世帯の経済的支援のため、保育料改定の視点に「公平性」「受益と負担の関係性」の考えは地方自治法の立場から不当です。「公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し」という10条2項の立場を厳守し、大田区独自に0～2歳児の保育料を無償にすること。延長保育料も無償にすること。

(こども家庭部) 現在の保育料は、区議会からも参加いただいた大田区保育園・学童保育保育料検討委員会であり方をとりまとめ、その考え方に沿って作成した条例案を議決していただいたものです。なお、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化により、0～2歳児についても住民税非課税世帯が無償化されており、保護者の負担軽減については適切に対応しております。

2. 0～2歳児の保育料について、当面は以下の対策をとること。
① 子どもの貧困対策の視点から、低所得世帯、ひとり親世帯への軽減措置を更に拡充すること。

(こども家庭部) 令和元年10月より、0歳から2歳の全ての世帯の保育料算定において、第1子の年齢にかかわらず第2子の保育料を6割、第3子の保育料を10割減額しております。また、区市町村民税額が77,101円未満のひとり親等であった場合、第1子の保育料から6割、第2子以降の保育料を10割減額しております。今後も国及び周辺自治体の状況を踏まえながら、区としての対応を検討してまいります。

- ② 離婚調停中で別居中のひとり親家庭の保育園保育料は、DVのみならず、生活実態に合わせてひとり親の所得で算定すること。

(こども家庭部) 離婚調停中であっても保護者の扶養義務は継続しており、原則的な対応を取らざるを得ませんが、DV避難のようなケースにつきましては、個々の状況に合わせて対応しております。

3. 保育の公的責任と質を守るため、区立保育園の民営化計画は中止すること。区立保育園を増設

すること。

(こども家庭部) 多様な保育ニーズに応えるためには、民間の活力や創意工夫を活かし、柔軟で機動的な保育サービスを提供していくことが必要です。区立保育園については、平成 25 年度に 18 園を地域の連携推進のための拠点園と位置づけており、その他については順次民営化していく方針に変更はございません。

- ★ 4. 来年度までに認可保育園を希望した全ての児童が入園できるようにするため、2019 年度の認可保育園不承諾数に見合った計画で増設すること。そのために都知事も進める国・都・区の遊休施設や公有地、民有地活用などで、増設すること。

(こども家庭部) 保育所整備にあたっては、育児休業を取得するために、不承諾通知を得ることが目的と考えられる入所申請も少なからずあり、不承諾数に見合った定員拡充では過剰となるおそれがあります。保育所整備にあたっては、地域ごとの入所申請の動向を精査して計画してまいります。

なお、開設にあたっては、都・区有地、民有地を活用し、整備してまいります。

5. 大田区は育児休業から復帰した保育園の職員、また子どものいる職員を雇用している場合の職員調整のための補助を実態に見合うように拡充すること。

(こども家庭部) 平成 27 年度から、保育の質の向上及び子育て中の職員の勤務軽減等を目的とし、法外援護費において常勤・非常勤を問わず国及び区の基準を超えて施設独自の保育士を配置している場合に、特例保育の人数に応じて加算の対象としております。

6. 東京都民間社会福祉施設サービス推進補助の地域子育て推進加算で廃止になった補助項目について、都に復活を求めるとともに、当面大田区で同等の補助を行うこと。

(こども家庭部) 東京都は、社会福祉法人等が設置する保育所を対象とした「旧東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助」を平成 27 年度より廃止し、新たに「保育士等キャリアアップ補助」及び「保育サービス推進事業」を創設いたしました。

地域子育て支援は、新制度において「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、区市町村が地域の実情に応じて実施することとされております。区としては、法外援護費の「保育所地域活動事業（世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事の両立支援事業、地域の特性に応じた保育需要への対応）」を設けており、本事業の有効活用をお願いしたいと考えております。

本加算の平成 30 年度の申請実績は、園全体の 5 割程度にとどまっておりますので、今後十分な活用を呼びかけてまいります。

7. 安全ですこやかな成長を保障するため、保育室の面積基準を拡充するよう都に求めること。

(こども家庭部) 保育所の面積は、「東京都児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例」に定める基準を踏まえ、適切に対応してまいります。

8. 1 歳児は子ども 5 人に対して 1 人の保育士の配置、4, 5 歳児は 30 人に 1 人の配置となっているが、子どもの命を守るため、午睡時、乳児の 5 分おきの呼吸の確認、夏のプール指導など仕事量が過重になっている。常勤保育士の配置基準の見直しを国に求め、区独自で更に増員を行うこと。

(こども家庭部) 認可保育園また小規模保育所や事業所内保育所といった地域型保育事業を実施する施設において、子どもたちが安全・安心な保育を受けられるよう、区では国基準以上の

職員配置を促すべく区独自の運営費の加算を設けております。

- ☆ 9. 午睡時の乳幼児突然死症候群（SIDS）防止のための機器を導入すること。

（こども家庭部）保育所における乳幼児突然死症候群の防止を含む対策として、計測機器のモニター等にゆだねることなく、職員が直接、睡眠中の子どもの表情、顔色などの様子を、5分毎、10分毎に確認し、その記録を施設長が必ず確認することが規定されております。この規定により保育施設の睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底を図っております。

10. 小規模保育所など地域型保育所も保育士全員を有資格者とする。無資格者に対しては資格取得ができるよう援助を強めること。

（こども家庭部）子ども・子育て支援法により、小規模保育事業や事業所内保育事業については、保育従事者全員が保育士資格者であることを要件とする事業類型A型と、5割以上を保育士とするB型が定められております。

保育の質の向上を目的として、無資格者が従事する現状を改善すべく、区では無資格者向けの研修を実施したり、都道府県が行う研修の受講・修了を勧奨しております。

また、保育士資格の取得につきましては、国・都の保育従事職員資格取得支援事業に基づき、区としては対象者への補助を行っており、本制度活用に向けてさらなる周知を行ってまいります。

11. 私立保育園に対する職員処遇向上のために、職員処遇費を引き上げるよう都に求めること。更に現行の法外援護費を拡充すること。

（こども家庭部）待機児対策として、保育士の確保と定着が重要な課題となっております。そのような中で各園の安定的な運営のために、保育士の処遇の向上は不可欠であると考えております。

平成27年度から開始した処遇改善等加算や、法外援護費においても、内容を維持するとともに、職員の処遇向上に繋がるよう精査してまいります。

12. 2017年度から開始した保育士応援手当は、事務職員、看護師、調理師、栄養士などすべての職員に拡充すること。パート・非常勤職員についても時間数に応じて対象とすること。

（こども家庭部）保育士応援手当は、社会的に給与水準が低いと言われている保育士の処遇を改善することで人材の確保・定着を図り、保育の質の向上につなげることを目的として創設したものです。他職種における給与水準や労働条件面は比較的整っていること、また、民間の勤労者の給与は本来各事業者が負担すべきものであり、本手当は待機児童対策のための例外的措置であることから、支給対象を安易に拡大するべきではないと考えております。

13. 大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金は、事務職員など全ての保育労働者を対象とし、さらに拡充すること。実質の賃金に月約7万円のプラスになっているため保育園が求人始めるまでに本事業が確定していないと、採用にも支障が生じる。区は都に事業を2020年度で終了しないように強く求めること。

（こども家庭部）宿舍借り上げ支援事業補助金はすでに保育士だけでなく、保育補助者や調理員、看護師等の保育従事職員を対象にしており、採用年数の制限も撤廃していることから、十分な拡充がなされていると考えます。

本制度は、保育園の運営や各職員の生活を支援する重要な施策となっていることから、東京都に本補助事業の継続を要望してまいります。

14. 保育士不足を解消するため、保育の専門学校や短大・大学に行くための区独自の給付型奨学金制度を実現すること。

(こども家庭部) 保育士資格の取得を支援する施策として、国・都の事業に基づく現任保育従事職員等資格取得支援事業を行っております。この制度では、保育士試験受験料等に係る経費、養成施設卒業により資格取得する場合の受講料等の補助を行います。

国・都による財源を十分に活用し、引き続き保育士資格取得を支援してまいります。

15. 高過ぎる認証保育所、定期利用保育室など認可外保育の保護者負担は、認可保育園と同額となるよう補助を増額すること。

(こども家庭部) 令和元年10月からの幼児教育・保育無償化の実施に伴い、認可外保育施設を利用する保護者についても、現行の認証保育所保護者負担軽減補助制度の拡充により負担軽減を図る予定です。

16. 認可外保育施設は、都の管轄だとせず区が積極的にかかわりを持てるよう都に要請すること。なお、幼児教育・保育無償化の対象になっているためさらに区の指導が重要である。痛ましい死亡事故以前も起きており積極的なかかわりをする。

(こども家庭部) 区は認可外保育施設に対して、都の立入調査及び巡回指導への立会いを実施し、児童の安全確保と保育サービスの質の向上を図るよう努めてまいりました。

今後は更に、幼児教育無償化実施により区の積極的なかかわりがより重要になったため、認可外保育施設への巡回訪問を実施する予定です。

17. 延長保育は正規職員（有資格者）を配置して実施できるような経費補助を行うこと。

(こども家庭部) 延長保育につきましては、法外援護において実施施設が常勤保育士を配置する経費の補助を行っているほか、延長保育事業費としてパート職員の雇用に要する経費補助を実施しております。

- ☆ 18. 延長保育時間については各園で様々となっている。現状を把握し、公平にサービスを受けることができるようにすること。

(こども家庭部) 延長保育については、通常の開所時間を超えて行う保育であり、保護者の就労形態の多様化に伴う延長需要に対応するために、昭和56年から実施されております。

当初は市町村事業として実施されておりましたが、保護者の就労形態の多様化や長時間の通勤等の要因により、保護者の日々変動する延長保育の需要や緊急・一時的な保育需要に対し、必ずしも柔軟に対応できるものではなかったことから、平成10年、保護者の利便の向上が図られるよう、保護者の要請に弾力的に対応できる保育所の自主事業として実施するよう、改正された経緯があります。

私立認可保育園の延長保育事業は122園中、120園が実施しており、一定程度の公平性は保たれています。

19. 私立保育園の延長保育事業費補助は、20名を超えた場合、5名刻みなど、人数に応じて補助額を増額すること。

(こども家庭部) 延長保育事業については、延長保育事業費補助を実施しており、また、定額補助として保育士配置加算及び緊急運営費の加算を行っているほか、実績人数に応じたパート保育士経費及び補食費の支援も行っており、特別区の中でも充実した内容であると認識しております。

今後も延長保育の実績を把握しつつ、実態に応じた補助の仕組みにつきましても、引き続き検討してまいります。

20. 園庭のない保育園が増えているため、代替遊戯場（近隣の公園）に移動する際の安全を確保するため、必要な保育士配置を増員させること。

（こども家庭部）保育士配置につきましては、保育児童数に見合った職員数を適正に配置するよう努めておりますが、代替遊戯場に移動するための保育士配置の増員は考えておりません。

21. 法的な園長の位置づけは運営管理及び保育の質確保の責任者でありながら行政対応の事務、労務管理、人材育成会計処理、地域連携、多様な保育サービス提供や保護者への対応など多種多様な事務的業務を担っている。また、様々な認可申請・保存書類の作成、会計処理・財務諸表電子開示システムへの対応など国や、都、大田区から求められる事務量が增大している。以上のような理由から、全ての私立認可保育園に専任の事務職員を正規常勤職員として雇用できるような単価の設定をすること。さらに、会計業務を会計士など専門家に委託できる補助、事務量の簡素化などの改善をすること。

（こども家庭部）子ども・子育て支援制度においては、認可保育所に事務職員1名の配置を求めており、公定価格にその職員分が含まれております。また、事務職員雇上加算を認定した施設については、公定価格に加算分を含めております。

なお、区の法外援護において、事務職員を常勤で雇用している場合、職員処遇費の対象としております。

22. 休日・年末保育は職員配置が民営化園では厳しいため、区立区営園で行うこと。また、夜間保育について認可外保育園に預けざるを得ない実態があるため、区立認可保育園で実施すること。

（こども家庭部）区立区営園を区立民営化する際に、休日・年末保育を含めた保育運営を委託しております。また、夜間保育に関して区職員の勤務形態を変更する予定はございません。

23. 病児・病後児保育を大幅に拡充するため、計画を作ること。地域格差をなくすため少なくとも各特別出張所管内に1か所は整備すること。

（こども家庭部）病児・病後児保育は、回復期に至らない病児を対象とする医療機関併設型はもちろんのこと、病後児を対象とする施設でも医療機関との密接な連携のもとで事業実施をする必要があります。このため、医療機関等の協力をいただきながら、引き続き、拡充に向けて取り組んでまいります。

24. 保護者の求職期間については、雇用情勢が悪化しているため、2か月から5か月に戻すよう国に求めること。当面は90日にすること。

（こども家庭部）国及び周辺自治体の状況を踏まえながら、区としての対応を検討してまいります。

25. 看護師の配置は、O-111、O-157、新型インフルエンザの感染症対策など、子どもの命、健康を守るため、区立、私立保育園とも全園にすること。また栄養士は、給食調理の際の衛生管理の責任を果たすため巡回指導では不十分なので、全園に配置すること。

（こども家庭部）保育園の保育士、看護師、栄養士等については、それぞれの配置基準に基づき適正に配置しており、看護師を配置していない保育園においても「保育所保育指針」に基づき、医学的な指導など嘱託区の協力も頂きながら園児の安全の確保・健康の増進に取り組んでおります。

また、栄養士人件費は、公定価格に含まれており、看護師については区法外援護の中で助成を行っております。

26. 食物アレルギーを持つ児童は増加しており、複数のアレルゲンを持つ子どもも増加している。健康の保持及び増進、安全の確保が困難になっている。対策のため調理師・栄養士の増員、什器など給食関係費の補助の増額など、障害児向けの統合保育費のように「特別支援児」としてアレルギー児対策支援の拡充をすること。食物アレルギー児対応は子どもの命に係わることなので、関係団体と協議を行うこと。

(こども家庭部) 現行の公定価格において、食事の提供にあたり、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対し、栄養管理加算を行っております。

なお、園がアレルギー児に対して個々の対応(アレルギー食材の除去、代替食の提供など)を行うことによる経費などにつきましては、国の制度である保育サービス推進事業により、都の補助金制度を継続して活用してまいります。

また、区では、平成25年度に「大田区アレルギー緊急対応の手引き」を作成し、配布しておりますので、ご活用いただき、各施設で必要な対応を引き続きお願いしてまいります。

27. 大規模災害時に大田区の防災計画及び対策を地域の実情だけでなく保育の現状をとらえて保育関係者の意見を取り入れて見直すこと。

(こども家庭部) 区は区立保育園の運営を踏まえて災害対策に取り組んでおり、園児を保護者に引き渡すまでの期間を3日と想定するなど計画策定をしておりますので、現時点での見直しの予定はございません。

- ☆ 28. 災害備蓄費で簡易トイレ、ライト、バッテリー、ミルク、紙おむつ等が備蓄できるよう増額をすること。

(こども家庭部) 大規模災害時に児童の安全確保を図ることは、大変重要であると認識しております。区では、災害発生時に保護者が帰宅困難となった場合の対策として、東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、保育施設に3日間分の園児用備蓄食料・保存水に対する経費補助を実施しております。

なお、公定価格にある施設機能強化推進費加算では、総合的な防災対策の強化を図るため、備蓄食料等だけでなく、物品の購入、防災研修費等も助成対象となります。本加算の平成30年度の申請実績は、園全体の7割程度にとどまっておりますので、今後十分な活用を呼びかけてまいります。

- ☆ 29. 防災計画では一時避難所が近隣の公園だが、在園児を連れて避難は困難である。災害時の避難場所等について早急に具体的な検討をすること。

(総務部) 震災時に延焼火災の危険がある場合、広域避難場所への避難が必要となります。この際、自治会・町会単位で避難するための集合場所として「一時集合場所(いっときしゅうごうばしょ)」を指定しております。

現行では、自治会・町会で一時集合場所の確認を行い、各保育園等で避難訓練等を実施しております。

- ☆ 30. 園の建物の点検は職員では難しいので区は所管課と連携して安全対策を図ること。

(こども家庭部) 保育園の日常点検は、園長が行っておりますが、定期点検については、建築

関係の所管課と連携し、専門職による点検を行っているほか、園からの安全対策に関する相談にも応じております。

31. 乳幼児の安全のために、災害などの緊急の場合に備え、以前行っていたように 2 階以上に保育室のある保育園の保育士配置を増員させること。

(こども家庭部) 現在、1 階と 2 階に分かれて保育している施設については連絡機器などの配備を行い、職員間の連絡体制を確立しております。災害などの緊急の場合に備え、常時、避難訓練などを行っていることから、保育士の「二階建て配置」を行うことは考えておりません。保育士配置につきましては、国・都・区の基準に基づき、適正な配置を各施設に示しております。

32. 全ての私立保育所へ緊急地震速報の受信機を導入し、運営経費も支援し、児童の安全確保を図ること。

(こども家庭部) 緊急地震速報は、スマートフォンや携帯電話で受信できるようになっており、必ずしも専用受信機を整備する必要がなくなってきていることから、運営経費の支援は考えておりません。

33. 保護者へのメール配信（防災行政無線や安心・安全メール以外の配信）が、全園で実施できるよう支援すること。

(こども家庭部) 保護者へのメール配信等、コミュニケーション向上に資する機能は、現在販売されている保育園業務支援システムの多くが備えております。区では、平成 28 年度、30 年度及び 31 年度に ICT 化推進事業補助を実施しており、希望する私立園に対してはすべて、このシステムの導入支援を行っております。令和 2 年度につきましても、新規開設園に本補助を行う予定ですので、このシステムを活用いただければと考えております。

34. 私立保育所の災害対策として、震災だけでなく風水害も含めた総合災害対策を示すこと。

(こども家庭部) 現在、水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を私立保育所に策定マニュアルを示して依頼しております。

35. 区から民間委託する保育所の大規模修繕や改築の時期を早急に明らかにすること。修繕が必要な園舎は、規模に関わらず区が責任を持ち、事業者とよく協議し、早急に対応すること。事業者との話し合いが進展せず、事業者が撤退する事態が発生している。児童、保護者にも不安を与えた事例の検証をすること。

(こども家庭部) 民営委託を予定している園については、施設の現況を調査のうえ必要な修繕を行っております。民営化後についても、事業者と十分な協議を行い、工事案件ごとに個々の判断をしております。

36. 保育園に設置されている、不審者侵入に備えた警察通報装置「学校 110 番」について、未設置への補助をすること。また、すでに設置している園では、経年劣化により機器の取り換えが必要になっているので、その改修費用を補助すること。

(こども家庭部) 平成 13、14 年度において緊急対応の措置として法外援護費の支給により全園への設置が完了しております。新規開設園についても学校 110 番設置支援事業として設置補助を実施しております。また保守点検費用についても非常通報装置保守管理経費として補助しております。

なお、警視庁の回線が NTT アナログ回線のため、高速化を行うことはできません。

37. 民営化した区立園の賃料加算補助の例に倣って、定期借地等により土地の確保を行って認可保育園を設置・運営している事業者に対して、地代相当の賃料加算補助金を支給すること。

(こども家庭部) 令和元年度から土地を借り受けて保育所を整備する事業者に対して、最大 60 か月の賃料補助を開始いたしました。用地確保が困難な地域における保育所整備を進めるとともに、開園直後の安定的な運営を支援します。

- ☆ 38. 私立認可保育園舎の賃借料補填加算の補助期間 5 年を見直し、制限をしないこと。

(こども家庭部) 賃貸物件の保育所については、公定価格の賃借料加算の対象となっております。また、法外援護費では開設 5 年以内の保育所については賃借料補填加算による補助を行っていますが、6 年目以降についても条件により補助を行っております。

39. 認可保育園が諸事情で閉園しないよう、大田区が支援すること。

(こども家庭部) 区は、施設型給付費や法外援護、その他各種補助金の給付により、通常の保育園運営ができるよう支援を行っております。

財務状況や労使関係の維持等、経営上の管理は原則として各事業者が責任を持って行うべきものであり、区の関与には限界がありますが、在園児の保育環境の確保を第一に考え、指導検査や保育指導等を通して日頃から園との連携を図り、可能な支援を行ってまいります。

40. AED が設置されていない私立保育園を含め、区の責任で全ての保育施設に AED を設置すること。園の状況によっては、複数配置できるような補助を行うこと。買い替えやバッテリー等消耗品の交換にあたっては、私立保育園にも補助をすること。

(こども家庭部) 平成 29 年度予算において、民間保育施設に対して、AED を初めて設置する際の購入費用の一部(一施設当たりの上限額 39 万円)を独自に補助する制度を単年度で設け、区の保育施設の安全面の強化を図りました。平成 30 年度以降につきましても、新規開設時に補助を行っております。

本補助は開設にかかる高額な費用負担の軽減策として行っていることから、買い替えや消耗品等の費用につきましても、各園において通常の運営費の中で対応していただく方針です。

- ☆ 41. 園外活動や、園庭の無い保育園の代替園庭である公園へのルートの安全対策は、警察、区、園と実地検討をして、横断歩道、カーブミラー、ガードレール等々の対策を検討し、安全対策をはかること。

(こども家庭部) 新規開設時においては、道路管理担当と連携をとり、必要に応じ現地確認のうえ、「保育所あり」等の注意喚起の看板等の設置を行っております。今後も関係機関と連携をとり安全対策を図ってまいります。

(都市基盤整備部) 安全対策の要望があった未就学児童施設については、関係機関とともに適切な施設周辺等の安全対策を進めてまいります。

- ☆ 42. 幼児教育・保育無償化に伴う副食費の法外支援は、引き続き行うこと。

(こども家庭部) 副食費の法外支援について、引き続き実施する予定です。

子育て支援のために——学童保育・児童館に関すること

43. 学童保育料は無料にすること。

(こども家庭部) すでに少子化対策として、同一世帯で 2 人以上利用する場合に 2 人目以降の

保育料を半額とする制度を導入しており、無料化については、考えておりません。なお、事情により支払いの厳しい方に対しては、減免や免除等の配慮を行っております。

44. 児童館、学童保育の充実と質の確保、継承のため、児童育成指導員は正規職員を採用すること。

(こども家庭部) 今年度、児童指導職の採用手続きを行っております。引き続き、学童保育の質の確保、継承のために必要となる職員数を確保いたします。

45. 児童館の民間委託は中止し、区が責任をもって直営で行い、質の維持・向上を図ること。児童館の廃止計画は見直すこと。こらぼ大森で行っている子ども交流センターの学童保育は保護者、子ども、職員の声を反映すること。

(こども家庭部) 子育て支援サービスの拡充のため、今後も児童館の運營業務委託を図ってまいります。

委託事業者に対しては、委託開始前に必要な保育に関する研修及び現場引継ぎを実施するとともに、委託開始後については、サービスの質の維持・向上のため、運営状況の確認など区が責任を持って対応しております。

子ども交流センターについては、機会を捉えて、意見聴取を行なっております。

46. 民間委託された学童保育施設職員の定着率と質の確保のため、大田区保育従事職員宿舎借上げ支援事業と同様の支援等、処遇改善を区として行うこと。

(こども家庭部) 委託事業者の選定にあたっては、人材確保策の実効性を含めた評価を行っております。質の確保については、区の児童指導職による巡回指導や研修を通じ実施しております。よって、借上げ住宅支援や処遇改善等を区として行うことは考えておりません。

- ★ 47. 希望する全ての児童が学童保育を受けられるよう、正確な希望児童数を把握し、学童保育の待機児童解消の計画を持つこと。低学年の場合は仮眠が必要な場合もあり、生活の場としての学童保育の環境を整備すること。

(こども家庭部) 毎年度、学童保育の申請数に加え、利用状況を勘案して登録児童数を決定してまいります。また、急な体調不良等については、当日の利用人数等から必要な休息場所を確保するなど柔軟かつ適切に対応してまいります。

48. 大田区が築き上げてきた学童保育事業を拡充させるため、学童保育を児童館から放課後ひろばに移行している区の計画の検証をすること。

(こども家庭部) 平成 27 年度からすべての児童の放課後の居場所として、学童保育を児童館から放課後ひろばに移行する計画を実施しております。放課後ひろば開設以来、保護者の学童ニーズが放課後ひろばに集中しており、保護者からは、安全・安心な放課後の居場所として支持を得ているものと評価しております。今後は、学校改築に合わせた放課後ひろばの設置を進めてまいります。

49. 放課後ひろば事業の学童保育事業の保育水準を充実するため、放課後子ども教室との一体的に行わないこと。

(こども家庭部) 放課後児童の居場所づくりに対する多様なニーズに応えるため、放課後ひろば事業は、放課後子ども教室事業と学童保育事業を小学校施設を活用し、一体的に整備・実施しております。

放課後ひろば事業は、安全安心な放課後の居場所として、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体的に実施するものです。

放課後ひろばでの学童保育事業は、児童支援員の資格要件や専用面積など条例で定めた基準に基づき実施しており、開設後も区職員により委託事業者の運営内容を随時確認し、保育水準を確保しております。

50. 私立の小学校や特別支援学校に入学した児童にも、学童保育を保障すること。

(こども家庭部) 現在、私立小学校や特別支援学校に通われる児童に対しても、区立小学校の児童と同様に、申請、審査という手順を踏まえ、放課後ひろばや児童館等で学童保育をご利用いただいております。

51. 障害児の学童保育が、希望者全員に利用できるよう更に拡充すること。

(こども家庭部) 現在全ての施設において、支援が必要な児童を受け入れております。今後も希望に応じて学童保育での受入れに努めてまいります。

子育て支援のために——その他

52. 少子化対策のため、小中学校の入学祝い金を創設すること。

(こども家庭部) 子育て支援に関する金銭給付としては、児童手当等の制度があり、また、子育て家庭の就学支援としては、低所得者を対象とした就学援助費制度があることなどから、区独自の入学祝い金を一律に給付する考えはございません。

53. 少子化対策・こどもの貧困対策のため、健康保険から支給される出産育児一時金と出産費用の差額分を区独自で支給すること。

(健康政策部) 現在のところ、区として出産育児一時金と出産費用の差額分を区独自で支給することは考えておりません。

少子化対策・こどもの貧困対策に関しては、関係機関が情報共有できる体制を整え、今後も協力し取り組んでまいります。

54. 母子の命と健康を守るため、妊婦検診を完全無料にすること。都や他自治体などとの協議待ちにならずかかった費用を区独自で助成すること。そのために助成額の増額を都に求めること。

(健康政策部) 妊婦健康診査費用の公費負担及び里帰り等妊婦健康診査費用の助成は14回分まで実施しております。

妊婦健康診査は健康保険が適用されない自由診療のため医療機関により費用に差があり、健診項目が異なる場合もあるため、区では区民に対する公平性の観点から、一定額を公費により負担しております。

また、妊婦健康診査は、受診者の利便性向上のため東京都、東京都医師会、特別区、市及び町村の協議により、都内共通の内容で相互乗り入れにより実施しており、助成額の増減を大田区の判断のみで実現できるものではございません。

55. 不妊治療に対して、都の制度だけでは不十分なので都に充実を求めるとともに、区独自に助成をすること。

(健康政策部) 令和2年度から、東京都が実施している「東京都特定不妊治療費助成事業」の助成該当者を対象に、特定不妊治療の6つの治療のステージに応じて治療費の一部を助成いたします。治療費1回につき治療ステージにより50,000円または25,000円を上限として助成いたします。

56. 少子化対策・こどもの貧困対策として、子育て世帯への家賃補助を行うこと。

(まちづくり推進部) 現在、子育て世帯への家賃補助を行う予定はございません。

57. 子ども家庭支援センターは、糀谷・羽田地域にも増設し、各地域庁舎管内に少なくとも1ヶ所設置すること。

(こども家庭部) 学童保育事業を終了した東糀谷児童館では、乳幼児親子事業や子育て相談を充実させており、また、萩中児童館では一時保育を実施しているなど、糀谷羽田地域は、児童館を活用して子ども家庭支援センターと同等の子育て支援機能を整備しておりますので、現時点では増設の予定はございません。

58. 児童相談所を5年後に開設すると発表しているが、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の確保が必要である。研修に数年かかることなどから職員体制を含めた計画を示すこと。また、開設準備には専門家の意見を聞くなど充実させること。

(こども家庭部) 区では、開設の時期につきましては、人材確保・育成状況とともに施設の整備状況も勘案しながら、適切に見極めていくこととしております。児童相談所の開設に向けては、児童福祉法の改正に基づき、今まで以上に質、量ともに充実した人員体制の確保が必要となります。このことから、令和2年度は都や近隣自治体への職員派遣をさらに拡充し、児童相談所開設時に虐待対応の中核を担う人材の育成を進めてまいります。また、開設準備に対しては、学識経験者や弁護士、区内児童養護施設運営者等の専門家で構成するアドバイザー会議を設置し、検討体制を強化しております。

59. 「わかばの家」は相談数の増加により、相談を受けるまで数か月待ち、親子通所が1年限定などの問題が指摘されているため、体制の拡充をすること。また、分館が設置されたが、糀谷・羽田地域にも増設すること。事業体制は区が直営で行うこと。

(福祉部) こども発達センターわかばの家の相談機能については、現在約2ヶ月の待機となっており、令和2年度に西六郷分室を設置し、機能強化することで、約1ヶ月程度となることを見込んでおります。なお一層の早期発見、早期療育に努めてまいります。また、こども発達センターわかばの家の運営については、引き続き、高い専門性と実績のある社会福祉法人による業務委託により実施してまいります。

60. 発達障害の理解のため区民への学習の機会を増やし、「5歳児健診で多くの軽度発達障害児や軽度精神遅滞児を就学前に発見できる可能性があります」と厚生労働省も認めている5歳児健診を実施すること。

(福祉部) 平成25年度から教育委員会と共催で、区民の理解を深めるための発達障がいシンポジウムを開催しております。また、平成26年度からは児童館でのミニ学習会と個別相談会を実施し、こども・保護者の生活の身近な場所での学習・相談の機会を設けております。

(健康政策部) 保健所では、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において、精神発達に関する問診の工夫などにより発達障害の早期発見に努めております。また、必要に応じて保健所の乳幼児発達健康診査で、小児神経科医と心理職による診察・面接相談を行い、適切な専門医療機関やこども発達センターわかばの家等の療育機関をご紹介しますなど早期からの支援を行っております。

5歳児健康診査につきましては、現在のところ、実施する予定はございません。

- ☆ 61. 発達障害児の放課後デイサービスは、公費負担のうち国が2分の1、都・区が4分の1負担となっているが、事業内容によってはせめて区負担分を傾斜配分するなど拡充を図ること。

(福祉部) 障害児通所支援の給付については、引き続き、現行制度に基づいて、実施してまいります。

62. ロタウイルス、インフルエンザ等について、定期予防接種化を国に要望し、他区でも行っているように区独自でも助成をすること。

(健康政策部) ロタワクチンにつきましては、令和2年1月に予防接種法施行令等が改正され、令和2年10月から定期予防接種となります。区として準備を進めてまいります。インフルエンザワクチンにつきましては、乳幼児へのワクチン有効率は高いとはいえ、現時点では助成制度を設ける必要性は低いと考えます。おたふくかぜについては、国は定期予防接種化にむけた検討を行っており、この動向を注視してまいります。

- ★ 63. 子ども医療費助成制度を18歳まで拡充すること。診断書作成についても対象とすること。

(こども家庭部) 限りある予算の中で、真に必要な方には既に医療費助成を行っていることから、助成対象を高校生年齢まで拡大する必要性は低いと考えております。また、本制度における医療費は保険適用の範囲を前提にしていることから、保険適用のない診断書等の文書料は対象にならないと考えております。

- ★ 64. 区独自に給付型奨学金制度を創設し、入学金だけでなく授業料も対象にすること。

(福祉部) 授業料については、令和2年4月から、国が高等教育無償化や私立高等学校等授業料実質無償化の実施を予定しております。

そうした中で、基礎自治体としての奨学金制度のあり方について検討し、令和2年4月から高校等の入学準備を支援する給付型奨学金制度のほか、福祉人材確保に資する特別減免制度を創設いたします。

高齢者福祉の充実のために

- ★ 65. 75歳以上の高齢者を差別と負担増で苦しめる後期高齢者医療制度は廃止するよう国に求めること。また、区独自で医療費の窓口負担を無料にすること。まず当面は半額にすること。

(区民部) 後期高齢者医療制度は、世代間の負担のバランスを調整するために導入されたものと認識しております。平成25年の社会保障制度改革国民会議報告書においても「現在では十分に定着している制度と考えられ、今後は現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改善を行っていくことが適当である」とされ存続の方向でまとめられております。国保制度改革が実現した現段階では、後期高齢者医療制度の見直しについて動向を注視しており、国に制度廃止を求める予定はございません。

後期高齢者医療制度は、費用の大部分を公費や現役世代からの支援金で賄われております。持続可能な医療保険制度として確立し維持していくためには、負担と給付の公平性があり、高齢者と現役世代の両方が安心して納得できる制度にすることが求められております。窓口負担や保険料など、後期高齢者にも負担能力に応じた負担を求めざるを得ないものです。制度の見直しには、被保険者に過度な負担とならないよう慎重な検討が必要であり、国の責任において万全の策を講ずべきです。従いまして区独自で窓口負担の無料化及び半額化に取り組む考えはございません。

66. 家族介護者支援を更に進めるとともに、認知症・寝たきりの65歳以上の高齢者へ月2万円の介護支援手当を創設すること。

(福祉部) 地域包括支援センターにおいて介護者からの相談を受け、個別の状況に応じ丁寧な対応をしております。また、家族介護者支援ホームヘルプサービス事業や、介護者向け情報誌「ゆうゆう」の発行など、在宅介護を支えるさまざまな施策を行っております。このような施策を充実させていくことが、御家族に寄り添った目指すべき支援の方向と考えております。よって、介護支援手当の創設については考えておりません。

67. 高齢者の敬老金、寿祝い金・長寿祝い金の縮小・廃止を元に戻すこと。

(福祉部) 区では、88歳、100歳、108歳及び区内最高齢の方を対象に、寿祝金・百歳以上長寿者祝金を贈呈していますが、現在のところ、対象者や金額を見直す予定はございません。

68. シルバーピアは実態に見合った増設計画を作ること。特にオーナー希望は通年受付とし、迅速に対応すること。

(福祉部) シルバーピアについては平成28年3月に策定した「大田区高齢者の住まいの確保に関する基本方針」に基づき取り組んでまいります。

69. 公営住宅法で課せられている自治体の責務を果たし、高齢者アパートは実態に見合った計画をつくり、増設すること。

(福祉部) 高齢者アパートについては、増設の予定はございません。

70. 区は包括的な見守り体制に責任を持ち、高齢者の孤独死をなくすため、独り暮らしの全ての高齢者への安否確認活動を拡充するためにも福祉電話・準福祉電話を復活することや、高齢者見守り推進事業者に謝礼等を支給すること。

(福祉部) 平成23年2月から、ひとり暮らし高齢者登録の対象者を拡大し、また、理美容券を民生委員による手渡しにするなど、登録者への見守り体制についても、強化しております。区の各地域では、自治会・町会、民生委員、事業者などの連携により、地域の特性を生かした見守り事業が進んでいます。今後は、その力を生かし、区として、包括的な見守り体制を構築していくことが重要と考えております。

そのために、平成24年度からは、21か所の地域包括支援センター全てに、高齢者見守りコーディネーターを配置し、地域包括支援センターを核とした、地域の方と連携した高齢者を見守る体制整備に取り組み、高齢者見守りキーホルダー登録事業を展開しているところです。

平成30年度からは、見守りコーディネーターを見守り支え合いコーディネーターにレベルアップし、さらなる見守り、支え合い体制の強化に取り組んでおります。

このような高齢者を見守る事業の拡充にあわせて、福祉電話・準福祉電話については廃止したものであり、復活は考えておりません。

また、区では、「高齢者見守り推進事業者」の登録制度を実施しており、現在157の事業者にご登録いただいております。その中には、新聞販売組合、牛乳配達店、宅配業者、金融機関、公共交通機関、セブン&アイホールディングスグループなど多種多様な業種の事業者があり、それぞれの事業者が、地域包括支援センターや地域福祉課と連携し、高齢者の見守りにご協力いただいております。なお、各事業者の日常業務の中で、業務に支障のない範囲でご協力をいただいていることから、謝礼等の支給は考えておりません。

71. いきいき入浴券の自己負担を他区で行っているように無料にし、利用制限をしないこと。申請主義をやめ、対象者全員に郵送すること。

(福祉部) いきいき高齢者入浴事業は、定期的な外出を通し、高齢者の健康維持と地域でのふ

れあいを促進することを目的としております。多くの高齢者の方に、年間を通じて継続的にご利用いただくために、月毎の利用回数、自己負担は継続してまいります。

また、入浴証の交付につきましては、適正な入浴証の使用及び公衆浴場での保管のリスクを考慮し、平成 28 年度に「交換方式」から「申請方式」に改め、平成 30 年度からは利用者の利便性を考慮し「自動更新方式」を取り入れるなど、管理・運営上の改善に努めております。

72. 年間 4 枚のマッサージ券を月 1 回使えるように増やすこと。指定施術所だけでなく、どこでも使えるようにすること。

(福祉部) 常時ねたきりの高齢者とその介護家族を支援するために、年間 4 枚のマッサージ券を支給しております。枚数を増やす予定はございません。

73. 年間 2 枚のふれあい理美容補助券を年 6 枚にし、対象者をひとり暮らしに限定しないこと。

(福祉部) ふれあい理美容補助券の交付は、ひとり暮らし高齢者の引きこもりを防止する手段として実施しているところです。枚数を増やす予定はございません。

74. 高齢者が心身ともに健康に生きていくために、積極的に区民施設を利用できるよう高齢者団体や個人の施設使用料の減免制度を設けること。

(企画経営部) 区施設の使用料は、受益者負担の原則に基づき、算定基準により算出した使用料を利用者に負担いただいております。

その中で、区の施策において、減免による支援が必要と判断したものについては、減免の規定を設けております。

区は、高齢者の健康増進に資することを目的の一つとして、平成 29 年度から区立水泳場使用料の減額をしております。減免による高齢者支援については、所管部局において適宜検討してまいります。

75. 65 歳以上の高齢者世帯には防災ラジオを支給すること。

(総務部) 災害時の情報収集手段として、ラジオは有効な手段の一つと考えます。防災ラジオについて、情報発信の方法などについては、今後調査研究が必要なものと考えます。

なお、区では、プッシュ型の情報伝達手段として、防災行政無線の内容を確認できるサービスとして『防災行政無線電話応答サービス』、区民安全・安心メールやツイッター、エリアメールなどを実施しております。

- ☆ 76. 補聴器は高額であるため、希望する全ての難聴者が購入できるよう、都の補助金制度を活用して、高齢者補聴器購入費助成の所得制限を見直し、補助額・対象年齢などを拡充すること。

(福祉部) 区では、平成 22 年度から高齢者補聴器購入費助成事業を行っております。

過去 3 年間の申請実績は一定数で推移しており需要には対応できていると捉えているため、現在助成内容の見直しや拡充は予定しておりません。

今後、事業内容については調査・研究してまいります。

- ☆ 77. 8050 問題（中高年の引きこもりの問題）が深刻な社会問題になっており、高齢福祉課に相談窓口を置くなど対策すること。

(福祉部) 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターにおいては、高齢者本人の支援を行うじて子の引きこもりの問題（8050 問題）等についても支援しております。8050 問題を抱える世帯は複数課題が生じていることや介入の難しさ等の課題もあり、引き続き、関係機関と連携し対応してまいります。

障害者福祉の充実のために

- ☆ 78. 10月からの消費税増税による各施設や作業所などが負担増にならないよう予算を増やすこと。
利用者の工賃も消費税分を含んで引き上げられるよう支援すること。

(福祉部) 作業に必要な経費については、消費税等の動向も加味しながら計上しております。工賃は、施設全体での売上げの配分方法を検討する中で定まるもので、消費税分は考慮の要素としてはなじまないと考えます。

79. 2014年2月に、わが国でも批准された障害者権利条約の啓発活動を行うこと。また2016年4月より施行された障害者差別解消法は、大田区障害者実態調査報告書によると18歳以上で法律の内容まで知っている人は3.0%とあり、区民の認知度は不十分なので更なる啓発活動を行うこと。

(福祉部) 啓発用パンフレットの配布、区ホームページによる情報発信等により、引き続き啓発に取り組んでまいります。

80. 障害者の総意によってまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を基にして障害者総合支援法を見直すよう国に求めること。

(福祉部) 区としては、今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

81. 65歳を超えた障害者についても、基本的には障害者サービスを優先すること。介護保険制度優先では障害のある方が今まで通りの生活支援が受けられない。「介護保険優先原則」について改めるよう、国に強く求めること。

(福祉部) 平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用に関する内容が規定されております。具体的には①一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける②障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直し(共生型サービスの創設)です。

82. ヘルプカードの配布は対象者に送付し、全ての障害者が持てるようにすること。防災訓練などの機会をとらえて、引き続き区民に周知すること。

(福祉部) ヘルプカードは自立支援協議会の防災・あんしん部会にて普及啓発に取り組んでおります。障がい者総合サポートセンターでは事務局として、区報やホームページにて周知をしているほか、大田区総合防災訓練では、自立支援協議会のブースにてヘルプカードの普及啓発のため来場者へチラシとともに個別に説明をしながらヘルプカードの配布を行っております。

83. 聴覚障害者への配慮として、大田区から送る文書や申請書等には必ず電話番号のほかFAX番号を明記すること。

(福祉部) 区から送付する文書やお知らせ等には、電話番号のほかFAX番号を記載するようにしております。

84. 身体障害者手帳4級の方への手当(月額2,000円)を復活すること。

(福祉部) 心身障害者福祉手当に、身体障害者手帳4級の方を対象とする考えはございません。

85. 心身障害者福祉手当が精神障害者保健福祉手帳1級の方に支給されるようになったが、地域で生活する精神障害者の多くは2級の方であり、障害基礎年金は月額6万円程度で自立できない。精神障害者が社会参加でき、地域で生活ができるように、2級の方にも支給すること。20歳以

上月額 17,500 円、20 歳未満月額 4,500 円とし、他の障害の手当てと同様に行うこと。

(福祉部) 精神障がい、治療により症状が変わる特性もあり、精神障がい 2 級の方については就労支援の強化による支援を通じて、地域で自分らしく安心して暮らせるまちを目指します。

86. 精神障害者は 1 人では動けず、引きこもりになりがちである。就活にも交通費が必要であり、衆参の国交委員会・本会議で請願が採択されたように、知的・心身障害者と同様に、都営交通乗車証にならって交通費を割引にするよう、国土交通省に要請し、特に JR・東急・京急に働きかけ、区としても独自の支援をすること。

(福祉部) 現在、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の交通費の割引は、都営交通乗車証の発行、都内路線バスの運賃の割引、タクシー運賃の割引となっております。

- ☆ 87. 長期入院の精神障害者が退院して地域で住み続けられるようにするため、精神障害者グループホームを活用したショートステイを区の補助事業とすること。都にも補助事業の対象とするよう、都に要望すること。

(福祉部) 東京都が精神障害者グループホームを活用したショートステイ事業を実施している中、区において実施する効果などを含め調査研究してまいります。

88. 医療的ケアが必要な重度障害者の親亡き後の入所施設を、区内に一刻も早く新設するよう都に求め、区が設置に向けて支援すること。都立北療育医療センター城南分園の改築に当たっては、入所施設も整備するよう都に働きかけること。

(福祉部) 都立北療育医療センター城南分園の改築がある際は、都に必要な要望を伝えてまいります。重症心身障害者入所施設の設置につきましては、都に要望してまいります。

89. 重症心身障害者のための入所施設の設置を都に求めること。

(福祉部) 重症心身障害者入所施設の設置について、引き続き都に要望してまいります。

- ☆ 90. 2023 年完成で重症心身障害者のためのグループホームの整備計画が示され、診療所も同時に整備されるが、医師・看護師・介添人の体制強化など関係者と十分な協議を行い、充実させること。

(福祉部) 医療的ケアが必要な障がい者を含む重度の障がい者が安心して過ごせるよう、グループホーム及び診療所の連携等について関係者と十分な協議を行い、支援体制を充実させてまいります。

91. 重症心身障害児・者のレスパイト事業は、年度の上限時間・上限回数を増やし、実情に応じて回数や 1 回あたりの時間を柔軟に対応できるように改善すること。

(福祉部) 在宅レスパイト事業は、平成 27 年度に都の助成を受けて始めております。都は制度を見直し、対象者に医療的ケア児を追加し、年度の上限回数はそのままでありますが、月の利用上限回数を 4 回に変更する等の改正をしております。区としては、都の動向も踏まえ、適切に対応してまいります。

- ☆ 92. 特別支援学校卒業後の日中活動の場を増やすこと。その際、重度障害者も受け入れられるように、体制を整備すること。また、他の事業を行っている既存の施設を廃止しないこと。

(福祉部) 日中活動の場となる生活介護施設の整備及び医療的ケアの必要な方を含む重症心身障がい者への受け入れを進め、障害のある方の増加や重度化に対応してまいります。また、既存の施設については、有効活用を図ってまいります。

- ☆ 93. 通所施設の受け入れ態勢が 15 時半までとなっているので、延長をすること。当面は大森東福祉

園のような「施設後デイサービス」事業を拡充すること。拡充に伴い、移動支援サービスも拡充すること。

(福祉部) 大森東福祉園における日中一時支援事業の試行状況等を勘案し、通所施設の受け入れ時間、移動支援を含めた障害施策全体で調査・研究してまいります。

- ☆ 94. 重度の知的障害に加え、行動障害やてんかん発作がある人でも家族の緊急時に保護できるショートステイなど体制を整備すること。

(福祉部) 短期入所施設の必要性につきましては認識しております。おおた障がい施策推進プランの個別施策でも重点課題として位置づけ、障がい者総合サポートセンターにおいて短期入所機能を設置するなど着実に取り組んでいるところです。なお、これまで検討等取組を重ね、つばさホーム前の浦につきましては、既存の「緊急一時保護」事業の機能を短期入所(ショートステイ)機能(合計11床)に改編いたします。令和2年度内に改修工事を行い、令和3年度にサービス提供を開始する予定です。

- ☆ 95. 通所施設による緊急一時保護が行えるよう、区が支援をすること。

(福祉部) 緊急一時保護の必要性につきましては認識しております。おおた障がい施策推進プランの個別施策でも重点課題として位置づけ、つばさホーム前の浦における緊急一時保護事業の定員を4名から6名に増員するなど着実に取り組んできたところです。なお、これまで検討等取組を重ね、つばさホーム前の浦につきましては、既存の「緊急一時保護」事業の機能を短期入所(ショートステイ)機能(合計11床)に改編いたします。令和2年度内に改修工事を行い、令和3年度にサービス提供を開始する予定です。

- ☆ 96. つばさホーム前の浦にグループホームを設置すること。

(福祉部) 区におけるグループホーム(共同生活援助)の必要性について認識しております。これまで検討等取組を重ね、つばさホーム前の浦の施設機能見直し改修工事を計画しております。既存の「自立生活訓練」機能を共同生活援助(グループホーム)機能に改編する内容です。令和2年度内に改修工事を行い、令和3年度にサービス提供を開始する予定です。

- ☆ 97. 障害者実態調査で本人の意思決定が尊重されるよう、新たに本人が回答できるよう工夫した調査票を作成すること。また、第三者の支援により回答できるよう体制をとること。

(福祉部) 令和元年度に実施した障がい者実態調査におきましては、調査票に振り仮名を付けるとともに、漢字の無いインターネット回答用ページも御用意しました。本人に対する調査方法、記入率の向上については、大田区障がい者施策推進会議における御意見も踏まえながら、引き続き研究してまいります。

98. 知的・身体・精神障害者向けの、ケアホーム、ケア付住宅、グループホーム、高齢障害者のためのケアホームを新設・増設すること。国・都等の公有地の活用を積極的におこなうこと。

(福祉部) 障がい者の居住の場として、民間事業者によるグループホームの設置を推進しております。国・都等の公有地の活用につきまして、適切に対処してまいります。

99. 知的・身体・精神障害者向けの緊急一時ショートステイ事業を拡充し、必要なときに使えるよう助成すること。

(福祉部) 緊急一時保護、短期入所施設の必要性につきましては認識しております。様々な方策を検討してまいります。

100. 道路・公共施設は基本ユニバーサルデザインの視点でバリアフリー化をすすめ、民間施設のバ

リアフリー化への助成も促進すること。

(企画経営部、都市基盤整備部) 道路・公共施設のバリアフリー化につきましては、今後もユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備を推進してまいります。

(まちづくり推進部) 民間施設のバリアフリー化への助成については、バリアフリー法及び東京都建築物バリアフリー条例により対象施設のバリアフリー化が義務付けられているため、助成する考えはございません。

101. 音響式信号機と蒲田駅東口 1 か所にしかないエスコートゾーンを関係者の意見を聞いて、まず JR 大森・蒲田駅前、京急蒲田駅前などに積極的に増やすよう、警視庁に区からも申し入れをすること。

(まちづくり推進部) 区が策定した「大田区移動等円滑化推進計画」において、警視庁の事業として音響式信号機とエスコートゾーンの整備を定めました。この計画に基づき、警視庁は蒲田駅周辺及び大森駅周辺・さぼーとぴあ周辺地区において、音響式信号機とエスコートゾーンの整備について、諸条件が整い次第、順次取り組むこととしております。

102. 京急蒲田駅は触地図を含めて案内板を増やし、ホームのわかりにくさを改善し、北側に改札口を増設し、エレベーター・エスカレーターを設置するよう鉄道事業者に求めること。

(まちづくり推進部) 京急電鉄に触地図などの案内板の増設について再度要望したところ、「現状では触地図及び案内板等の増設予定はありませんが、今後もわかりやすいご案内になるよう努めてまいります。」とのことです。

また、北口改札の増設及び、エレベーター・エスカレーターの設置については、「必要性はないと判断しております。」とのことです。

引き続き京急電鉄にこれらの要望をお伝えしてまいります。

103. 住宅改造相談・助成及び福祉タクシー・自動車燃料費（移送サービス利用券）について、定められた「対象」だけでなく、個々の生活実態や障害状況、年齢等を考慮し、障害の程度は 1 人ずつ違っているので、必要だと判断できる障害者は認めること。

(福祉部) 住宅改造相談・助成、移送サービス利用券の各事業につきましては、公平性・公正性を確保する観点から、各事業の実施要綱に定める基準に基づいて実施しております。今後も、相談者の個別の生活実態や障がい状況、年齢等を丁寧に勘案しながら、当該事業の適用も含めて、個々の状況に即した包括的な相談支援を行ってまいります。

104. 老人いこいの家の閉鎖により、視覚障害者がマッサージ事業を行える場所が減っている。視覚障害者の仕事確保のために、出張所・文化センター・シニアステーション、各種行事などでもクイックマッサージが行えるよう事業を拡充すること。

(福祉部) 敬老マッサージは、高齢者福祉の増進を目的として実施しております。今後も、高齢者支援の観点から、実施場所・実施方法等につきまして、適切に判断してまいります。

105. 障害者用日常生活用具類について、用具類の見直しについて区は検討するとしているが、改善されていない。新しい用具類が増加しているため、日常生活用具類検討会において、支給対象の見直しを早急にすること。

- ① 購入の際の自己負担額をなくすこと。

(福祉部) 日常生活用具類支給対象の見直しについては、日常生活用具検討会を開催し検討しております。今後も、日常生活用具検討会は、開催時期も含め適切に運営してまいります。

ます。

- ② デイジー機器の支給対象を3級以下にも拡充すること。

(福祉部) 視覚障がいのある方への支援については、適切に実施することが重要であると認識しております。日常生活用具類支給対象の見直しについては、今後も適切に検討してまいります。

- ③ 災害情報を得るためにも視覚障害者にやさしい地デジ対応のラジオを追加すること。

(福祉部) 視覚障がいのある方への支援については、適切に実施することが重要であると認識しております。日常生活用具類支給対象の見直しについては、今後も日常生活用具検討会を開催し、適切に検討してまいります。

- ④ 在宅医療等支援用具の対象を障害者のみ世帯に制限しないこと。

(福祉部) 視覚障がいのある方への支援については、適切に実施することが重要であると認識しております。日常生活用具類支給対象の見直しについては、今後も適切に検討してまいります。

106. ガイドヘルパーの派遣サービスは、送迎だけでなく施設利用の時間中についても利用できるようにすること。

(福祉部) ガイドヘルパーの派遣は原則として、ある地点から地点への移動に対するサービスです。

- ☆ 107. 大田区手話言語条例を制定して、聴覚障害者が暮らしやすい大田区にすること。

(福祉部) 障がいのある方が、手話等その特性に応じた方法で、情報を取得し、意思疎通を行える環境を整え、日常生活及び社会生活を安心して営める地域社会を目指すため条例の制定を含めた対応は必要なものと認識しております。

108. 厚生労働省は意思疎通支援事業のモデル要綱を作成している。大田区も要綱に沿った意思疎通事業実現のため「遠隔手話通訳制度」「電話リレーサービス」などを実施すること。事業は利用者負担無料とすること。

(福祉部) 大田区の意思疎通支援事業は障害者総合支援条例及び条例施行規則に基づき規程しております。事業としてはモデル要綱の内容に沿った内容となっており、利用者負担は無料です。

109. 聴覚障害者の夜間の緊急時に手話通訳派遣サービスを実施すること。

(福祉部) 窓口開催時間外の夜間に緊急時の派遣サービスを実施するのは、手話通訳者の状況等からも当面困難です。

110. 手話通訳者養成クラスの受講回数を年間30回から40回にすること。講習会予算の増額を図り教材、備品購入予算をつけること。

(福祉部) 平成29年度からは手話講習会(通訳養成課程)の回数を年15回から年30回に回数を増やして実施しております。現在さらなる回数増の予定はございません。また、必要な備品、会場の確保は障がい者総合サポートセンターの事業として予算計上して実施しておりますので受講者の負担はテキスト代のみとしております。

111. 中途失聴・難聴者の方々から要望がある、手話講習会への講師代・OHP・OHC(書画カメラ)・資料代・会場費等へコミュニケーション支援として全額補助を行うこと。備品類はさぼりとびあだけでなく、他の区民施設にも配備すること。

(福祉部) 中途失聴・難聴者への講習会は令和元年度と同様に実施する予定です。講師への報償費や必要な備品、会場の確保は障がい者総合サポートセンターの事業として予算計上して実施しておりますので受講者の負担はテキスト代のみとしております。備品類を他の区民施設に障がい者総合サポートセンターが配備する予定はございません。

112. 本庁舎障害福祉課の手話通訳者の配置を、月曜日が祝日の場合は火曜日に振り替えたことは評価できるが、週に1日では不十分であり、障害者差別解消法に反する。本庁舎および4地域庁舎窓口到手話通訳を正規雇用で常時配置すること。タブレット端末についても、常時窓口に設置し、すぐ利用できる状態にしておくこと。

(福祉部) 障がいのある方への情報保障への配慮につきましては、必要であると認識しております。

手話通訳者が不在の時には、タブレット端末による遠隔手話通訳サービスにより対応させていただいております。また、すぐに利用できる状態にしております。

113. 障害者差別解消法で行政機関に対し合理的配慮の提供を義務付けられているため、区内の公の施設の障害者用駐車場を無料にし、障害者優先の無料駐車場を設置すること。

(福祉部) 障がいのある方にとって、自動車は有効な移動手段であることは認識しております。障がいのある方やその家族・介護者が使いやすい駐車場が増えるよう、関係各課にはたらきかけてまいります。

114. 障害者総合支援法の事業に移行した小規模作業所への助成を拡充すること。

(福祉部) 引き続き安定した事業運営と利用者支援がかなうよう支援を実施してまいります。

115. 障害者差別解消法に基づき、共同作業所が運営できるよう補助金等の支援を図ること。

- ① 地域活動支援センター(地活)については、基礎的事業経費と地活II事業経費の基準額を実態に見合う金額まで引き上げること。

(福祉部) 引き続き安定した事業運営と利用者支援がかなうよう支援を実施してまいります。

- ② 就労継続支援B型の施設は営利団体ではないため、法に基づき合理的配慮をすべきであり、ごみ処理券の助成を行うこと。

(福祉部) 営利団体以外が運営する就労継続支援B型施設に対しましては障害者日中活動系サービス推進事業補助制度により支援を実施しております。また、各施設のごみ処理に係る費用については、現行の補助金制度の対象経費となっておりますので、別途助成する予定はございません。

- ③ 小規模作業所の利用者の健診は区が無料で実施すること。職員に対しては、健診費用助成を現行の補助金制度とは別途行うこと。

(福祉部) 各施設の利用者、職員の健康診断費用については、現行の補助金制度の対象経費となっておりますので、別途助成する予定はございません。

- ④ 大田区障害者施設就労支援等事業特別加算補助金交付要綱にある、利用者交通費助成については、利用者全員を対象とすること。

(福祉部) 利用者交通費の補助については、現在、原則として区内在住者分を対象としておりますが、直ちに、対象を拡大する予定はございません。

- ⑤ 大田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱 第4条(2)事業所の家賃が、

「1か月当たり 300,000 円を上限」とあるが、消費税増税や賃料の値上げなどを考慮し上限を引き上げること。

(福祉部) 障害者日中活動系サービス推進事業補助制度による各施設への支援は、施設の運営状況を見守りながら的確に実施してまいりますが、現在、家賃補助の上限を引上げる予定はございません。

116.精神障害者の相談・居場所の確保をしている施設を増設すること。さぼーとぴあは区内全体を対象としているため、特に大森・調布地域には早急に設置を検討すること。

(福祉部) 現在のところ、増設予定はございません。平成 27 年 3 月に新設された、障がい者総合サポートセンターは大森地区にございますが、地区を問わずご相談を受け付けております。

117.カフェなど精神障害者の日中の居場所作りのため、助成制度を創設すること。

(福祉部) 現在のところ、ご要望の助成制度を創設する考えはございません。

118.精神障害者を対象にした訪問型（アウトリーチ）地域医療実施の予算が付いたが、精神保健福祉士の雇用が課題であり、機能が果たされていない。精神保健福祉士は、非常勤でなく常勤で雇用し、相談する支援体制などを充実させること。また、中部精神保健センターや医師会との連携で、分室を区内に設けるなど、区として責任を果たすこと。

(健康政策部) 保健所の保健師は、日々の活動の中で、精神障害者への相談支援を行っております。対応の難しいケースについては医療機関や東京都立中部総合精神保健福祉センターなどの関係機関と連携し、必要に応じてこれらの機関と同行訪問をしております。精神保健福祉士の雇用につきましては会計年度任用職員とし、保健師とのチームアプローチで保健、医療、福祉など必要な支援やサービスの導入につなげることで精神障害者の地域生活支援を強化することを目指してまいります。

119.精神障害者の自立支援のために保健師を増員すること。

(福祉部、健康政策部) 現在のところ、保健師を増員をする予定はございません。保健師については、業務の必要性も含め、研究してまいります。

☆ 120.精神障害者などの成年後見人制度活用は障害者権利条約第 12 条の立場に立ち、利用者の気持ちを尊重すること。

(福祉部) 成年後見制度は、自己決定権の尊重と本人保護の理念との調和から、成年後見人等がその判断能力を補うことにより、その方の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを本旨としております。区は令和 2 年 4 月、本制度の正しい理解と運用を通じて利用促進に向けて取り組むため、関係機関との連携・調整等を行う成年後見制度利用促進のための「中核機関」を設置いたします。大田区社会福祉協議会との緊密な連携のもと、本人に寄り添った支援が行われるよう権利擁護支援体制の強化に努めてまいります。

☆ 121.区が実施する移動支援養成ヘルパー研修において精神障害の学習も取り入れ、精神障害者への理解を深めること。

(福祉部) 精神障害当事者会にも協力いただき、令和元年度から精神障がい者に関する内容を部分的に取り入れての実施を始めております。引き続き移動支援ヘルパーの養成に取り組んでまいります。

122.障がい者総合サポートセンター（さぼーとぴあ）の運営について

☆ ① B 棟の医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）の短期入所事業、学齢期の発達障害支

援事業は、スタートしたばかりであるが、動ける重症心身障害児（者）も対象とするなど、関係者の声をよく聞いて改善すること。

（福祉部）障がい者総合サポートセンターの短期入所事業は、6歳以上の重症心身障がい児（者）、又は準ずる方を対象とし、令和元年度に事業を開始し、安定的な運営に努めているところです。動ける方を対象とすることで、他の利用者の安心・安全の確保が困難となりますので、現時点では利用対象とすることは考えておりません。

- ② 手話通訳者は大田区が正規雇用で複数配置し、同行支援にも対応できるようにすること。

（福祉部）手話通訳者は大田区登録手話通訳者の派遣と、東京手話通訳派遣センターからの派遣の2種類で対応しております。通院等で必要な同行支援も対応しております。

- ③ 障害者が使いやすいカラオケ機器を設置すること。

（福祉部）障がいのある方もない方も集い交流するという障がい者総合サポートセンターのコンセプトのもと、サポートセンター利用者の意見を聴取しつつ、カラオケを導入することの必要性を見定めてまいります。

- ④ 専門相談員（各障害に対応した）を配置し、緊急時も含め24時間対応できるようにすること。働く人のためにも、早急に午後9時まで延長すること。

（福祉部）相談窓口開設時間は、平日は8時30分から19時まで、土曜・日曜・休日は8時30分から17時までで、この時間帯では特に予約の必要なく相談を受け付けて対応しております。午後9時までの延長の予定はございません。

- ⑤ さぼーとぴあを結ぶ循環バス路線は、主要駅や4地域庁舎、出張所などの公共施設を結ぶなど利便性を高めること。また、各停留所の表示をすること。

（福祉部）障がい者総合サポートセンターでは、車いす用リフト付きの大型バスを2台の運行契約を締結しております。その主な目的は、障がい者総合サポートセンターで実施している機能訓練利用者のための送迎です。その送迎の空き時間に、障がい者総合サポートセンターと区内主要駅を結ぶルートバスを運行しております。各停留所の表示については、状況を見定め判断してまいります。

- ⑥ 都が所管となっている補装具判定については、障害者総合サポートセンターで出張判定を実施するよう都に求めること。

（福祉部）補装具判定については、東京都が所管で、以前のような巡回相談は行っていない状況です。今後も実施の予定はないと聞いております。

- ⑦ 多目的室等の活用については障害者団体等を優先すること。

（福祉部）多目的室と集会室の貸出しについては、一般の方は1か月前からの申し込みであるのに対して、大田区障害者団体は3か月前からの申し込みを受付し優先しております。

- ⑧ テレビ電話による手話通訳の活用は不具合が多いので、利用しやすいように改善を急ぐこと。

（福祉部）タブレット端末による遠隔手話通訳サービスについては、平成29年1月にタブレット端末が入れ替えとなり機器の操作性が向上しております。

- ⑨ 代理電話支援（電話リレーサービス）があるが、障害者がさぼーとぴあに行かなくても代理電話サービスを受けられるよう、飯能市が行っている聴覚障害者支援事業を参考にするなどシステム構築をすること。

（福祉部）さぼーとぴあに行かなくても代理電話サービスを受けられる仕組みとしては、現

在は一般財団法人全日本ろうあ連盟がサービスの推奨をし日本財団が運営している電話リレーサービスを活用いただくよう御案内しております。

- ⑩ さぽーとぴあの非常勤嘱託医配置だけでなく、大森赤十字病院と連携するため、精神科の入院が可能となるよう申し入れること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、精神科医・内科医・整形外科医を嘱託医としてご協力いただき、専門的見地から相談を受けていただいております。特に近隣にある大森赤十字病院とは、すでに大田区と大森赤十字病院における連絡協議会や自立支援協議会などの参加で日頃から連携を深めているところです。

- ☆ ⑪ 車椅子のままで避難ができるよう、避難スロープを改善すること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、限られた敷地面積のため、避難用スロープではなく、避難用滑り台が設置されております。障がい者総合サポートセンターの消防計画では、車いすの方の避難において必ず職員が介助を行うこととなっており、レスキュースライダーで階段を降りて避難するか、各階とも避難用のバルコニーが広く安全であるためバルコニーに平行避難して消防隊の助けを求めることになっております。

123. 全ての公の施設には磁気ループや FM 補聴システムを設置すること。まず、未設置の施設は磁気ループや FM 補聴システムが接続できるよう直ちに対応し、貸し出し用の磁気ループや FM 補聴システムを常備すること。区民への周知をすること。

(企画経営部、福祉部) 磁気ループにつきましては、現在大田区民ホール、大田区民プラザ、大田文化の森、大田区総合体育館、障がい者総合サポートセンターに設置されております。今後も施設用途等を考慮し整備に努めてまいります。また、区民の方々へ広く知っていただくため、引き続き周知を図ってまいります。

- ☆ 124. 大田区が後援する事業について、障害の合理的配慮提供促進のため、区の各種要綱整備を行い、情報提供や財政的な支援をすること。

(福祉部) 区が主催・共催・後援で行うイベントでは、その開催内容や対象等において、適切な配慮がなされているものと考えております。なお、区では、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する大田区職員取扱要領」を定めると共に、職員研修等を通じて、職員が適切に対応するよう取り組んでおります。

八. 人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために

建築行政の拡充と対策

1. 解体工事において区民から苦情が増えている。業者には解体要綱を厳守するよう強く指導すること。指導後実施状況の報告を求めること。

(まちづくり推進部) 建築物本体の解体工事に関して法令や条例を遵守し、安全・安心な工事が行われるよう解体事業者に指導を行っております。また、区民からの陳情等には関連部署が連携し、適宜現場指導を行っております。なお、指導後の実施状況についても必要に応じて確認しております。

- ★ 2. アスベストの除去を含む解体工事は、分別工事の徹底、廃棄物の適正処理、石綿障害予防規制の順守が行われるよう、法令順守の指導や現場パトロール、立ち入り検査等を強化すること。

(まちづくり推進部) 一定規模以上の建築物の解体工事を行う場合、建設リサイクル法による届出に合わせて、区では石綿に関する事前調査記録書の提出及び調査結果の掲示を義務づけております。

また、建築物本体の解体工事が適切に行われるよう、環境対策課とも連携して現場パトロールを適宜行っておりますが、引き続き、解体業者に指導してまいります。

3. アスベスト分析費用については、現行の半額助成を撤廃し全額助成とし、迅速に検査ができるようにすること。

(まちづくり推進部) 吹き付けアスベスト分析調査費助成は、分析費用の2分の1かつ上限額10万円としております。現在のところ助成率や上限額の増額は予定しておりません。

4. 一定規模以上の共同住宅を建築する場合は、学区や地域全体として考えて「地域力を生かした大田区まちづくり条例」および開発指導要綱を適用するよう改正し、300戸以上では区民公共施設、1,000戸以上では小・中学校の増を「協議」だけで済まらず、建設事業者の責任で整備すること。

(まちづくり推進部) 「地域力を生かした大田区まちづくり条例」及び「大田区開発指導要綱」に基づき、300戸以上の場合は、小・中学校などの公共公益施設の必要性を検討し、必要に応じて開発事業者が公共公益施設の用地・建築物の提供や設置をするよう指導しております。

5. 空家等対策については相談窓口の設置で不動産・建設団体との連携で活用促進のみでなく、地域の安全を守るために解体工事に踏み出せるよう、固定資産税の減額など東京都に要望することや足立区のように区独自で助成するなど区が責任を持つこと。

(まちづくり推進部) 空家総合相談会では、区内の空家等の所有者や区民の方が抱える空家等に関する様々な問題について、不動産団体をはじめとした協定団体の協力のもと、解決に向けきめ細やかな取組みを行っております。

空家の解体を進めるために、不燃化まちづくり事業による除却助成及び平成31年4月から開始した木造住宅除却工事助成事業の周知も行ってまいります。

6. 公営住宅の申し込み希望は多く倍率が増大している。空き家等有効活用はマッチングだけでなく、区による借り上げや家賃助成の創設などで区民が利用しやすいようにすること。

(まちづくり推進部) 現在、区による借上制度や家賃助成を行う予定はございません。

環境保全対策

7. 羽田空港のCO₂の排出量について東京国際空港エコエアポート協議会の「東京国際空港環境計画」のデータを議会に報告し、区民に知らせること。区は地球温暖化対策としてのCO₂削減計画を策定している。羽田空港については除外されているが、羽田空港は国際便が増便され、大田区への影響が心配されている。区の責任として羽田空港内のCO₂排出の実態と、飛行機による影響についても把握し、国に対策を求めること。さらに窒素酸化物、硫黄酸化物、PM_{2.5}など飛行機の排ガスによる有害物質についても把握し、国に対策を求めること。

(環境清掃部) 空港施設からのCO₂排出量削減については、東京国際空港エコエアポート協議会(事務局:国土交通省)が策定した「東京国際空港環境計画」に基づき国が取り組んでおります。また、そのデータは、国土交通省東京空港局のホームページで、「東京国際空港 環境報告書」として公表されております。

航空機エンジンから排出される窒素酸化物、炭化水素、一酸化炭素、PM2.5等の物質につきましてはICAO(国際民間航空機関)が規制基準を設け、健康影響に配慮しております。
また、国土交通省東京航空局では、平成24年度に羽田空港内で大気環境の短期測定を実施しており、その結果、これらの物質については環境基準を満足しております。

8. 太陽光発電設置助成を、屋根の改修費用等に助成し、助成額・率も拡充すること。

(環境清掃部) 再生可能エネルギーの導入拡大は、地球温暖化防止の取組を進めるうえで重要な課題と捉えており、再生可能エネルギーの導入の意義や効果を区民等への普及啓発に努めております。なお住宅用太陽エネルギー利用機器設置補助制度は、平成30年度末をもって終了いたしました。

9. 国のエネルギー基本計画は、原発中心から転換するよう国に求めること。原発再稼働を認めないよう国に求めること。

(環境清掃部) 平成30年7月に国が公表したエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化、原子力への依存度を可能限り低減すること、そして水素等の新たなエネルギーの導入推進も盛り込まれております。

10. 生ごみ処理機については様々なタイプがあり機能も向上している。可燃ごみは生ごみが最も多いので、減量のために購入助成を復活すること。

(環境清掃部) 以前、生ごみ処理機購入費助成制度を設けておりましたが、需要減のため廃止しました。

生ごみの処理については、区民の皆様が排出時の水切り等を徹底することによりごみの減量を図る考えであり、生ごみ処理機の助成制度を復活する予定はございません。

11. 呑川の環境(悪臭、スカム、ユスリカ)改善のために、高濃度酸素水による水質浄化だけでなく、雨水の一時貯留施設の拡充と、根本的な解決策として引き続き分流式等の下水道対策を促進することを東京都に求めること。

(都市基盤整備部) 区では、平成25年度より東京都建設局、下水道局、環境局及び呑川の流域自治体である世田谷区・目黒区との連携による「呑川水質浄化対策研究会」を開催し、呑川の総合的な水質浄化対策を進めております。研究会では、東京都下水道局が合流式下水道の改善に向けた浄化対策方針を示し、対策に取り組んでいるところです。なお、東京都下水道局では分流式下水道へ変更する予定はない、との連絡を受けております。

12. 横田空域返還による大田西ルート騒音対策を図ること。騒音と安全に問題が発生する早朝・深夜の増便は行わないよう国に求めること。

(空港まちづくり本部) 航空機による区内への騒音影響につきましては、羽田空港の滑走路運用により、現況においても、航空機による区民生活への影響が生じております。区では、これからも引き続きさまざまな機会を捉えてこれら現行課題への対応を国や航空会社に要請してまいります。

- ★ 13. 2020年からの羽田空港機能強化計画による増便と新飛行経路計画について、丁寧な説明をしているというが、区民の理解は進んでいない。騒音・落下物・環境汚染や飛行機事故の危険が増大し、区民の不安が広がっており、「共存共栄」とは到底言えない。羽田空港機能強化計画は中止するよう国に求めること。

(空港まちづくり本部) 機能強化は、国の航空政策として実施するものですが、区民生活への

影響が懸念されることから、区は3度にわたり国に要望書を提出してまいりました。現行課題を含めた騒音対策、安全対策はもとより、区民のみなさんに正確な情報を知っていただくために、様々な手法を用いた丁寧な説明の実施を求めてまいりました。

これらの要望に対し、これまで区内では、平成27年7月の第1フェーズ以降、令和2年1月22日、26日、27日の第6フェーズまで、延べ11会場で23日間にわたり担当者との対話によるオープンハウス型説明会が開催されました。加えて、令和元年5月から6月にかけて、できる限り多くの方にご理解いただくことを目的に、更なる情報提供として、「説明コーナー」を設けた説明会が延べ2会場で3日間開催されました。

また、騒音対策や安全対策等の要望については、国は「環境影響等に配慮した方策」、「落下物対策を含む安全対策」を講じております。さらに追加対策として、低騒音機の導入促進に向けた国際線着陸料の再見直し、B滑走路西向き離陸では、長距離国際線の制限、機材制限等の方策を打ち出しました。

区は、今後も国に対し、これらの対策の確実な実効性ある取り組みと新たな技術や知見を活かしたさらなる対策の強化を要請するとともに、引き続き区民の皆さんへのより丁寧な情報提供を求めてまいります。

14. 環状八号線羽田旭町近くに区は測定局を設置し2018年11月より測定を開始したことは評価されている。引き続き松原橋・大森東・大鳥居交差点などの激甚汚染地域における公害対策は、道路管理者だけでなく、区独自でも実施すること。

(まちづくり推進部) 東京都は、区からの要望を踏まえ、羽田から蒲田に向かう環状8号線大鳥居交差点における左折専用車線を増設する等、環状8号線の慢性的な交通渋滞は緩和されつつある状況にあります。

(環境清掃部) 激甚汚染地域の交差点において車線数を増やすことは、渋滞緩和とそれに伴う大気汚染の軽減を図る有効な手段の一つです。

今後も機会をとらえ、公害軽減につながる対策を進めてまいります。

15. ふるさとの浜辺公園の水質改善を早急に強化するため、抜本的な対策として下水道の分流式への変更や、当面の対策として貯留池の新設や排水口の移転等早期実施を都に求めること。

(都市基盤整備部) 区では、大森ふるさとの浜辺公園の水質を保全するためにも、内川における合流改善が必要であると考えております。そのため、東京都には、馬込幹線下流部を早期に整備し、合流改善を推進することを東京都城南五区下水道・河川連絡協議会を通して要望しております。

なお、東京都下水道局では分流式下水道へ変更する予定はない、との連絡を受けております。

16. 生産者責任を明確にし、ごみの減量化、再資源化を促進すること。

(環境清掃部) 生産者責任を明確にしていくことは、ごみの減量化、再資源化を促進するものと認識しております。

生産者の責任を製品の製造にとどまらず使用済み段階までとする「拡大生産者責任」の原則に基づき、全国市長会等を通じて、国や都に対して、生産者責任の明確化・強化をさらに推進することを要望しております。

17. 地球温暖化をすすめるサーマルリサイクルは中止すること。

(環境清掃部) サーマルリサイクルは、廃プラスチックを焼却することで、得られる熱エネルギー

ギーを再利用するリサイクル手法です。焼却時の熱エネルギーによる発電を行うことで、火力発電所での化石燃料の使用量が節約され、温室効果ガスの発生を抑える効果が期待されます。サーマルリサイクルによって発電した電力については、清掃工場内で利用したうえで、余剰電力を電力会社等へ売電し、工場運営コストの低減を図っております。

なお、余剰電力の一部は、二酸化炭素排出係数の低い環境負荷の少ない電力として区内の小中学校で有効利用しております。これらの理由により、サーマルリサイクルを中止する予定はございません。

交通対策

18. 臨海部、空港周辺の交通問題の解消のため、国道 357 号の早期延伸を国に求めること。

(まちづくり推進部) 国土交通省は、平成 27 年度に国道 357 号多摩川トンネルの整備に係る地質調査等に着手し、平成 28 年度に終了しております。

その地質調査の結果を踏まえ、平成 29 年度からトンネルの工法検討のための設計に着手するとともに、関係機関等との協議を並行し進めております。また、令和 2 年 3 月から準備工事に着手しております。

今後も、事業の進捗状況を適時把握しながら、様々な機会を捉えて、国道 357 号多摩川トンネルの早期完成に向けて、整備が早急に進捗するよう、引き続き国や東京都へ強く要望してまいります。

19. 戦災復興院が終戦直後の 1946 年に告示し、未整備の都市計画道路は既に現状の都市計画にそぐわないので、中止・見直しを国・都に求めること。

(まちづくり推進部) 東京都と区は、都市計画決定後の社会経済情勢の変化を踏まえ、事業化計画を作成するとともに、併せて必要な見直しを行ってきております。

平成 29 年度からは「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、「第四次事業化計画で優先整備路線として選定しなかった路線」に対して、新たに都市計画道路のつなぎ方・構造等に関する検証項目を設け、令和元年 11 月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定いたしました。

20. 都市計画道路補助 29 号線・補助 39 号線の計画は延焼対策にならず、区民の生活環境を破壊し、不要である。中止するよう都に申し入れること。

(まちづくり推進部) 都市計画道路補助 29 号線のうち、大田区の東馬込二丁目から品川区西大井五丁目までの 700 メートルの区間は、東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクトにおいて、市街地の延焼を遮断するなど、防災性の向上を図る特定整備路線と位置付けられております。

また、都市計画道路補助 39 号線は、「大森中・糀谷・蒲田地区防災街区整備地区計画」内に位置しており、防災上重要な避難機能や延焼遮断機能を確保するためにも整備が必要です。ただし、同路線のうち、補助 41 号線から神奈川県境の区間(延長 270m)は、東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)において、都県境で隣接する川崎市と都市計画の不整合が生じていることから、道路ネットワークの在り方などについて検討・調整が必要なため、計画内容再検討路線とされております。

21. 下丸子駅周辺の整備、特に下丸子 1 号 2 号踏切解消の計画を早期に策定すること。また、新空港線「蒲蒲線」整備とは別に行うこと。

(まちづくり推進部、都市基盤整備部) 下丸子1、2号踏切を含む下丸子駅周辺の整備については、現在行っている研究会の中で、新空港線を契機ととらえて検討を進めてまいります。

22. JR、東急、京急の踏切を総点検し、必要な整備・安全対策を早期に行い、交通混雑箇所は踏み切り幅を拡幅するよう鉄道事業者に要請すること。

(都市基盤整備部) 国土交通省の重点施策に基づき、JR線及び東急線の「開かずの踏切」「歩道が狭い踏切」「交通量の多い踏切」などの踏切を緊急対策踏切と指定し、踏切の拡幅、カラー舗装化や看板設置などの安全対策を実施してまいりました。引き続き可能な対策の実施に向け調整してまいります。

なお、京急線は平成28年度末に完了した連続立体交差事業により、28か所の踏切が除却されました。

23. 鉄道ホームからの転落事故が相次いでいる。区民の命・安全を守るため、鉄道事業者に対して、技術の進歩も活かした区内全駅へのホームドアの設置を強く求めること。

(まちづくり推進部) ホームドアの設置は鉄道事業者が利用者の安全性の確保を図るために整備するものですが、これまで国や地方公共団体もバリアフリー法の趣旨に則り、一日当たりの利用者数10万人以上の駅に対して補助を行い整備を促進しております。

また、令和元年9月に東京都が「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」について取りまとめ、一日当たりの利用者数が10万人未満の駅についても、特別支援学校や病院などの駅周辺の特性やホームの狭さなどの駅の特性を考慮した整備の視点を提示いたしました。

東京都と協調補助を行っている区としましてもその動向に注視し、区内駅の安全対策に対する取組を支援するとともに、今後も鉄道事業者にホームドアの設置を働きかけてまいります。

- ☆ 24. 駅周辺のバリアフリー化と放置自転車、歩きスマホへの対策を強化すること。

(まちづくり推進部) 区は、平成23年に移動等円滑化を推進するため「おた街なか“すいすい”ビジョン」を策定いたしました。平成28年には、移動等円滑化をより推進するため、“すいすい”ビジョンの中間見直しを行いました。

鉄道駅周辺の個別具体的な移動等円滑化の計画として、蒲田駅・京急蒲田駅周辺の「かまた街なか“すいすい”プラン」、大森駅周辺の「おおもり街なか“すいすい”プラン」を策定し、当該地区のバリアフリー化を進めました。

引き続き、駅を含め多くの人が集まる地域を中心に、移動等円滑化の計画を策定し、バリアフリー化を推進いたします。

(都市基盤整備部) 放置自転車は自転車等駐車場の整備とともに減少し、撤去台数ここ5年間では大きく減少してきております。しかし、放置自転車は依然として多くありますので、計画的に撤去作業などの対策を実施してまいります。

自転車利用者のながらスマホ禁止を徹底するために自転車条例を改正し、啓発活動を強化して取り組んでおります。歩きスマホについては警察署等関係機関とともに交通安全対策を検討してまいります。

25. コミュニティバスは、シルバーパスも利用できるよう東京都に東京都シルバーパス条例施行規則を変更するよう要望すること。

(まちづくり推進部) 交通不便地域の解消のために運行を開始したコミュニティバス(たまちゃんバス)は、地域が利用者向上、収支率改善に取り組み、昨年度収支率50%を達成して本格

運行に移行しております。現在、2年連続収支率50%以上達成を目指している一方で、継続的に運行を行うにあたって収支採算性の課題等があり、これらの検証が必要と考えております。

- ★ 26. コミュニティバスは、住民の要望に沿ったルート変更や、蒲田駅までのルート拡大などを行うこと。更に交通不便地域の再調査を行い、拡大すること。

(まちづくり推進部) 矢口地域のコミュニティバス「たまちゃんバス」については、本格運行へ移行する条件である収支率50%以上という目標が達成され、令和元年7月に本格運行へ移行しました。引き続き、より一層の利用促進に向けて地域とともに取り組んでまいります。他の交通不便地域へのコミュニティバス導入の可否については、導入基準及び手続きなどガイドラインの作成に現在着手しており、「たまちゃんバス」のこれまでの取組や反省点、改善点などを検証した上で、交通不便地域解消に向けて着実に進めてまいります。

27. JR 蒲田駅～京急蒲田駅間を含むワンコインエリアでバスを利用する際、交通系 IC カードで精算できるようバス事業者を求めること。

(まちづくり推進部) 京急バスに確認したところ、「ワンコイン区間の IC 化については、諸所課題があり、システム上難しい。」と回答を得ております。引き続き、交通系 IC カード・技術開発など京急バスの動向を注視してまいります。

28. バス停に屋根やベンチの設置など、改善を事業者を求めること。

(まちづくり推進部) 道路上にバス停等を設置するには、道路法や建築基準法等により、幅員など必要な条件がございます。今後も地域要望等を考慮しつつ、必要な条件を満たすバス停等につきましては、引き続きバス事業者にご要望をお伝えしてまいります。

29. 区内の区道の無電柱化の促進を図ること。特に産業道路から東京労災病院までの区道は緊急車両の通行があるが道路幅が狭く大変危険であり、特に優先して進めること。

(都市基盤整備部) 無電柱化を進めるには、変圧器などの設備を設置するスペースが必要となるため、都市計画道路等の歩道幅員が2.5m以上確保できる路線等で無電柱化を進めてまいります。

30. 東海道貨物線に旅客列車運行を行い、羽田空港・京浜島・城南島など区内臨海部に新駅をつくり、交通不便地域解消を図ること。

(まちづくり推進部) 当該路線については、平成28年4月の交通政策審議会答申第198号の中で「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の1つに位置づけられました。答申の中で示された課題について、これからも関係自治体の中で研究してまいります。

31. 最近自転車による事故が多発している現状を打開し、命を守るため、各警察署とも連携し、ナビマーク・ナビラインだけでなく自転車専用レーン整備を促進すること。

(都市基盤整備部) 自転車専用レーンについては、交通量や沿道の状況を勘案して、警視庁と協議をした上で決定しております。今後も警視庁と連携して検討してまいります。

32. モノレール昭和島駅付近は駅利用者のみならず昭和島・京浜島方面への自転車通勤の区民が多く、大変危険な状態である。都に自転車レーンの整備を求めること。

(都市基盤整備部) 昭和島駅前の都道は、平成30年10月に自転車駐車を整備して自転車が整然と収容され、歩行者の通行空間が改善されました。また、自転車走行空間の整備につま

しては、関係者間で連携を図ってまいります。

33. コミュニティサイクルのサイクルポートを駅周辺に増設すること。利用料金を引き下げること。近隣自治体（川崎市・世田谷区）との連携を行うこと。

（都市基盤整備部）駅周辺は適地が少なく鉄道事業者等の地権者との連携を検討していくとともに、利用料金については事業者へ要望があったことを伝えてまいります。

川崎・世田谷においては他事業者と展開を進めており連携は困難と考えております。

九. 教育、文化、スポーツの振興

- ★ 1. 教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。2016年2月に大田区の教育大綱が決定されたが、区長は教育に介入しないこと。

（総務部）平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方公共団体の長に教育大綱の策定が義務付けられました。大田区の大綱は、平成28年2月に区長と教育委員会とで構成される総合教育会議において協議、決定されました。教育の質や子どもをめぐる課題の解決のためには、区長部局と教育委員会の連携が必要不可欠であり、大綱に掲げた大田区が目指す教育の実現に向けて取り組んでまいります。

- ★ 2. 大田区では全国と異なり人口が増加し、児童生徒数も増えている中、行き届いた教育を進めるため、東京都の協力も得て、小・中学校全学年の30人学級を早期に実施するよう計画をつくり進めること。また、学区域の変更ではなく学校の増設等の対策を早急に行うこと。

（教育総務部）少人数学級については、様々な意見があり、30人学級の編制については、国や都の動向を注視していく考えです。また、教職員人件費の負担や教員人事は、現行制度上、東京都が担っていること、普通教室の増設が困難な区立学校もあることなどにより、全学年で少人数学級を実施することは、極めて困難であると考えております。

また、学校施設の増設については、建設用地確保の点から、実現は難しい状況です。

3. 産休代替、病欠への対応など教員が不足している。学校任せにせず、大田区として教員の確保を図ること。

（教育総務部）現在、都から情報提供を随時受け、各学校へ連絡するほか、募集案内についての区ホームページへの掲示など教員の確保へ向け取り組んでおります。

4. 東京地裁の判決の立場を守り学校教育、社会教育の場で個々の思想・良心などの自由を守る環境を尊重し、「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱は、強制しないこと。

（教育総務部）国旗掲揚、国歌斉唱は、学習指導要領に基づき適切に実施してまいります。

5. 学校施設の整備について、複合化や高層化は良好な教育環境の確保を保障できないため、長寿命化に見直しをすること。また、年2校だけでなく、前倒しで進め、進捗状況を明らかにし、何年で完了するか区民に明らかにすること。

（教育総務部）学校の整備にあたっては、良好な教育環境の確保を前提に、教育活動を進めるうえでもプラスとなるような、親和性がある施設との複合化を進めております。長寿命化改修につきましても、躯体の状況等を十分に調査した上で施設ごとに判断してまいります。長寿命化改修、大規模改修を組み合わせ、速やかな施設の更新に努めてまいります。

- ★ 6. 夏の異常気象が続く中、熱中症対策は緊急課題であり、特に小中学校体育館への冷暖房設備設置が緊急的に求められている。区長が2019年度から3年間ですべての区立小中学校体育館に冷

暖房設備設置を明言したことから、区民に対し計画を明らかにし、体育館の冷暖房設備を緊急に設置すること。

(教育総務部) 区立小中学校体育館の空調設備設置計画につきましては、令和3年度までに設置する計画となっております。設置にあたりましては、各学校と調整のうえ進めてまいります。

7. 音楽室、美術室、カウンセリング室、図書室などの特別教室に空調設備を設置すること。

(教育総務部) すでに特別教室では、空調化を行っております。用途を変更するなどの事情から、空調化されていない特別教室につきましては、個別に設置を行っております。

8. 校庭のラバーは、酷暑では解けてしまうので見直しをすること。

(教育総務部) 校庭が、全天候型で整備されている学校は、近隣への配慮など、整備に至った経緯があります。ラバーの劣化、不具合につきましては、児童・生徒の安全面の確保の観点から適正に改修を行っております。

9. 避難所の観点から段ボールベッド・洋式トイレ、各教室や体育館に停電時に使用できる照明をつけること。

(総務部) 区では、避難生活における災害時要配慮者の負担軽減を図るため、今後段ボールベッドの配備拡充を進めてまいります。

また、組み立て式の洋式仮設トイレを現在備蓄しており、今後は被災者全員が安全、簡単、清潔に使用できる自動ラップ式トイレを各避難所に配備いたします。

照明についても現在 LED ライトや投光器、発動発電機等を備蓄することで対策を講じております。

(教育総務部) これまでも設備更新が行われる機会を捉え、計画的にトイレの洋式化を進めてまいりました。より取組みを推進するため、平成31年度からは便器の洋式化に係る経費を予算に計上しております。

災害時等の照明については、非常用発電機の配備により対応いたします。

10. 全ての学校施設を定期的に調査・修理・補修を行うこと。学校からの要望に速やかに対応し、修理・補修のための予算を増額すること。台風など災害発生時は特に迅速に対応すること。

(教育総務部) 建築基準法に基づく定期的な調査を実施し、調査結果に伴い修理・修繕を行っております。学校からの工事要望には、児童・生徒の安全安心の観点から速やかに対応しております。台風等の災害発生時は、従来同様すみやかな修理対応に努めてまいります。

11. 区立小・中学校の校門電気錠が老朽化しているため、設置業者にまず一斉点検を発注し、不具合がある場合は速やかに交換すること。

(教育総務部) 電気錠システムにつきましては児童・生徒の安全を確保するため、不具合が発生した場合には、速やかに状態を確認し必要に応じて適切に改修を行っております。

12. 大規模小・中学校の教育環境の改善のため、学校を増設すること。

(教育総務部) 大規模校の教育環境を改善するためには、当該校の隣接地区に学校を建設する必要があります。しかしながら、学校用地の確保が困難なことから、実現は難しい状況です。

13. 小・中学校給食について

① 給食費について、学校給食法では保護者負担と規定されているが無償化実施自治体が全国的に広がりを見せている。区としても実施をすること。当面、全国で始まっている多子世帯・就学援助の対象とならない低所得世帯への支援を行うこと。また、消費税増税と物価

高による食材の増額分相当は保護者や業者の負担とせず、区が負担すること。

(教育総務部) 学校給食法では、給食費は保護者の負担とすると規定され、大田区では、同法に沿って運営しております。また、経済的理由により就学が困難な方には就学援助費において給食費の全額助成を行っているところです。

- ② 給食は教育の一環として位置付け、給食調理の民間委託をやめ、直営方式に戻し「安全・安心のため」食育を充実させること。

(教育総務部) 計画に基づき平成 28 年度をもって全校で給食調理業務委託となりました。なお、令和 2 年度も引き続き年間指導計画を作成し、計画的に食育を推進いたします。

- ③ 学校給食事務については小学校も中学校と同様に専任の職員を配置すること。

(教育総務部) 学校給食事務は、献立の作成から提供までの一般事務、経理事務、食育と幅広く、栄養士、事務職員を含む教職員が校長の指示のもと、それぞれの役割を果たしております。なお、全校が調理業務委託になったことに伴い、28 年度よりすべての学校に栄養士または非常勤栄養士が配置となりました。今後、さらに給食事務補助員を配置する予定はございません。

- ④ 給食費の徴収事務は、滞納問題などで教職員の負担になるのでやめること。また、学校任せにせず、文部科学省も推進している公会計移行を速やかに検討すること。その際、滞納世帯に対して丁寧な対応をすること。

(教育総務部) 給食費の納付状況は、家庭の問題を察知する重要な情報であり、徴収は学校が担当することが適切であると考えておりますが、徴収が困難なケースについては、学校長への助言や支援を強化してまいります。なお、公会計導入については、現在考えておりません。

- ⑤ 食物アレルギー対応のために保護者や委託業者の声を聞き、アレルギー除去だけでなく、代替食の提供等、十分な対応をとること。

(教育総務部) 「食物アレルギー対応基本方針」を定め、適切な対応に努めております。年 1 回、全校統一の様式で給食対応の有無を保護者から申し出ていただき、対応が必要な場合は、年 1 回以上、医師の診断のもと生活管理指導表の提出を受け、成長を妨げない必要最低限のアレルギー除去や対応対象者の精査につなげております。また、教育委員会では、学校教職員、給食調理委託業者、学校医等を対象に「食物アレルギー疾患対応研修会」を開催し、食物アレルギー疾患に対する理解を深め、緊急時の対応について、ともに学ぶ機会を設けております。

- ⑥ 給食の栄養・質を確保するため、食材は極力国産品を使い、トレーサビリティも積極的に活用し、遺伝子組み換え食品は食材としないこと。

(教育総務部) 給食の食材は、信頼のおける納品業者と学校が契約したうえで、原材料表示や産地等を確認し、良質で新鮮なものを選定するとともに、極力国産品を使用することとしております。

14. 就学援助の受給基準を生活保護基準の 1.3 倍に引き上げ、眼鏡も対象にし、年度途中から受給できるようにすること。国が改善した小・中学校の新入学用品費購入費を（小学校 23,890 円→47,380 円、中学校 26,860 円→54,070 円）区も引き上げたが、さらに拡充を求めるとともに、生活保護基準の引き下げによって、就学援助を受けられない世帯が出ないように引き続き対策

をとること。

(教育総務部) 当区は準要保護の対象を世帯の合計所得が生活保護基準の 1.2 倍の額に満たない保護者としております。国が平成 25 年度から生活保護基準を段階的に引下げるなか、区では、引下げ前の生活保護基準の適用を続けることで子どもたちの学校生活に影響が及ばないよう、配慮しているところです。

眼鏡が必要な方は、児童生徒全員ではなく、また、学校生活だけでなく生活全般に必要なものなので、援助費の費目としては適切ではないと考えております。

支給金額については、今後も景気動向や社会経済状況に加えて、他区の状況や都区財政調整制度における積算単価などを踏まえ、見直しを実施してまいります。

15. 不登校の子どもたちが通う、NPO 等が行っているフリースクールなどとの連携とともに区教育委員会として独自で助成をすること。

(教育総務部) 不登校児童・生徒の支援については、適応指導教室の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、様々な専門家が連携しながら取組を進めております。フリースクールへの独自助成については、国や他の自治体の動向を注視してまいります。

16. バリアフリーの観点から、全ての区立小・中学校にはエレベーターの設置など、改築工事を待たず環境・体制を整備すること。

(教育総務部) 十分なバリアフリーの確保には、エレベーターの設置以外にも廊下など共用部分の改修なども必要となります。今後も、改築のほか、長寿命化改修、大規模改修の機会を捉え、整備を進めてまいります。

17. 発達障害など支援が必要な児童・生徒に学校特別支援員を配置するなど、また欠員補充についても柔軟に速やかに対処をするよう拡充すること。配置時間を児童・生徒と教育現場の実情に合わせて増やすこと。

(教育総務部) 学校特別支援員は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和 2 年度に現行の特別職非常勤職員から会計年度任用職員に変わります。今後も学校現場の状況に応じた適切な支援が行えるよう学校特別支援員の活用を軸に検討してまいります。

18. 児童・生徒 1 人 1 人に寄り添う教育実現のために、区内全小・中学校に特別支援学級を設置すること。

(教育総務部) 平成 31 年 4 月に小・中学校各 1 校に新設、特別支援学級は区立小学校 14 校、区立中学校 9 校に設置となり、知的障がいのある児童・生徒のそれぞれの特性に応じたきめ細かな指導を行っております。

今後も児童・生徒数の推移に注視し、適正な規模の特別支援学級の設置について、検討してまいります。

- ☆ 19. サポートルーム担当教諭、特別支援学級などすべての教職員に正しい障害理解の徹底をすること。

(教育総務部) 全ての教職員が、特別支援教育の目的や意義について十分理解するとともに、教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、組織的に対応してることが重要であることについては、小・中学校学習指導要領解説 総則編にも記載があり、確実に取組を進めていく必要があることとして認識しております。このことについて、教育委員会

では、各学校から教員が参加する研修を年間で複数回実施し、推進しております。令和2年度も各学校で障害に対する理解に基づいた適切な指導や対応が実施されるよう研修内容の充実に努めてまいります。

20. 特別支援学級の児童・生徒一人ひとりに応じた的確な個別指導計画を作成ができるよう専門家の導入をはじめ、特性に合った指導が行われるようにすること。

(教育総務部) 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談を継続的に行い、個別指導計画の改善を推進するとともに、その成果を他校に波及させ、全ての特別支援学級の指導の充実に努めます。

21. 通級学級を復活させ、保護者と児童・生徒の要望に応じ、特別支援教室との選択ができるようにすること。

(教育総務部) 特別支援教室は、在籍校で指導を受けることを原則としていますが、個別の配慮が必要であると認められ、保護者の送迎が可能であれば、グループ内の他の学校で小集団指導を受けることもございます。また、特別支援教室が全小学校に設置され、身近に特別支援教育が行われることで、特別支援教育についての理解、啓発が進むことが期待されます。そのため、通級指導学級を設置する予定はございません。

22. 特別支援教室(サポートルーム)について、グループ化して教員が巡回しているが週に2時間では成長できないので教員を増員し、時間も拡充すること。これから行う中学校について、教員、保護者、生徒によく相談して強硬に行わないこと。巡回する教員のために、電動アシスト自転車を配備すること。

(教育総務部) 通級による指導を担当する教員の配置数は、国の基準が、児童・生徒数の十三分の一に対して東京都は十分の一を乗じた数となっており、教員数の増員が図られております。指導時数については、特別支援教室で個々の課題に応じた焦点化した指導を行うとともに、在籍学級での授業を抜けて指導を受ける時間が多くなり学習面での負担とならないようにすることが重要であると考えております。

巡回指導教員の移動については、巡回校に勤務する日は、原則として巡回校での1日勤務とし、自宅からの交通費を支給しております。そのため、電動自転車については、拠点校に配備しても稼働率が上がらないことが想定されるため、配備する考えはございません。

23. 各校に特別支援教室の専用室を設置し、兼用教室活用は極力避けること。区独自で教職員の体制を拡充すること。

(教育総務部) 専用室を確保することが望ましいですが、学校経営の状況を鑑みながら判断し、専用室が確保できない場合は、他の教室と兼用するなど、施設の有効活用を図ってまいります。教職員の体制につきましては、東京都の定数に基づき配置してまいります。区独自の発達障害支援アドバイザーを配置し、巡回指導教員への助言、特別支援教室の運営への支援をしてまいります。

24. さざなみ学校は存続させること。

(教育総務部) 平成25年3月に報告のあった「大田区立館山さざなみ学校の今後のあり方に関する報告書」に基づき適切に対応してまいります。

25. 全ての保護者の負担軽減のため、小・中学校の入学祝い準備金を新設すること。

(教育総務部) 新設は考えておりません。

26. 小・中学校の卒業アルバムを全員に無償配布すること。

(教育総務部) 無償配布は考えておりません。

27. 小・中学校に都費事務員の1校1名配置を守るよう都に求めること。

(教育総務部) 全小・中学校における都費事務職員の1校1名配置の継続について、都に伝えてまいります。

28. 全ての小中学校に読書学習司書(学校司書)を速やかに配置すること。

(教育総務部) 平成28年度から開始した全小・中学校への読書学習司書の配置は、平成30年度に完了しました。

29. 読書学習司書の確保が厳しくなっている理由は非常勤で週3日、1日5時間、時給1,500円という条件のためである。非常勤ではなく、常勤雇用とすること。

(教育総務部) 想定される業務量からは常勤にはなじまないと考えております。他の地方公共団体においても非常勤により配置していることから、適切な判断であると考えております。令和2年度からは、週4日1日6時間勤務、月額146,415(2年目以降)円の会計年度任用職員として任用する予定です。

30. スクールソーシャルワーカーは常勤雇用とし、増員すること。

(教育総務部) 令和2年度は会計年度任用職員として任用します。今後もスクールソーシャルワーカーの相談件数、稼働状況等を把握しながら、勤務条件の整備を引き続き検討してまいります。

平成26年4月に初めて教育センターにスクールソーシャルワーカーを2名配置して以来、28年5月に4名体制、同年10月に5名体制とし、30年度は相談件数の増加を踏まえて6名体制に増員を行いました。令和2年度予算は2名増員の8名分を計上しております。今後も相談、支援体制の一層の強化を図ってまいります。

31. 全国いっせい学力テストを中止するよう国に求めること。

(教育総務部) 本調査は、子どもたち一人一人の学力向上、教師一人一人の授業改善に資するものであり、中止を求める考えはございません。

32. 小・中学校で取り組まれている、総合学習・総合的な学習に講師を迎える場合、講師への謝礼金(1校あたり小学校50,000円、中学校15,000円)を拡充すること。

(教育総務部) 総合的な学習の時間の講師謝礼については、各校から提出される計画に基づき、予算の範囲内において配分しております。全体の予算執行実績を勘案し謝礼の拡充はいたしません。積極的に事業を活用する学校があれば予算の追加配分をする等の対応をしてまいります。

33. 小・中学校の必要な備品、消耗品は教育現場の要望に応じて各校への学校運営費を更に増額すること。

(教育総務部) 必要な備品、消耗品は各学校で計画的な執行により購入しております。また、学校との協議により必要な予算を追加配当しております。

34. 学級担任制である小学校は、印刷の時間が集中するため、印刷機は学校規模に関わらず各校2台以上設置すること。

(教育総務部) 小学校の大規模校には2台、中学校は全校2台設置しております。

35. 小・中学校の学級運営に支障をきたすコピー機の枚数制限をしないこと。

(教育総務部) コピー機の印刷枚数は学級数を基準に必要枚数を設定しております。

36. いじめ対策には、子どもの命最優先の原則を確立し、ささいなことに見えても様子見せず、教職員・保護者で情報を共有し取り組む環境を作ること。

(教育総務部) 大田区においては、いじめ防止対策推進法及び東京都の指針に基づき、「大田区いじめ防止基本方針」を定めております。また、各校では、学校いじめ防止基本方針を策定しており、学校いじめ対策委員会を核として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行っております。引き続き、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となった取組を強化してまいります。

37. 区内の小・中学校での体罰ゼロ宣言をすること。教育現場から暴力である体罰を一掃し、教育委員会として「体罰ゼロ」を明確な目標として掲げ、教育現場での意識改革を進めること。

(教育総務部) 体罰については、決してあってはならないこと、との認識の上、体罰防止月間を設け、各学校での研修を実施するほか、初任者研修等で、体罰の根絶について取り上げております。また、校長会等で体罰による処分事例を取り上げ、体罰根絶への意識を促しております。

38. 憲法 26 条第 2 項「義務教育は、これを無償とする」とあるように、小・中学校の学用品、移動教室、林間学校、修学旅行、部活動など完全無償化すること。

(教育総務部) 小・中学校の学用品、移動教室及び部活動の一部については、個人が負担すべき費用であると考えております。

39. 中学 1 年生の移動教室を行っている野辺山学園については、直営で継続すること。

(教育総務部) 今後の野辺山学園については、新たな事業者による同学園での事業の継続、または野辺山周辺の民間施設の活用による実施を検討するとともに、中長期的な視点では伊豆高原学園や休養村とうぶの利用なども含め、検討を行っております。

40. 電子黒板については習熟度別少人数指導で使うすべての教室に設置することを基本にし、各学校の教職員ともよく相談すること。タブレットは講師、非常勤にも貸与するとともに、充電機能を整えること。

(教育総務部) 各学校の ICT 機器を活用した授業の状況やその効果を検証しながら、児童・生徒の学習環境の充実に努めてまいります。

41. 松本市のように、中学生の学校検診の尿検査においてピロリ菌の検査を追加すること。また、血液検査で生活習慣病の検査を行うこと。

(教育総務部) 中学生の学校健診時のピロリ菌検査については、肯定的な意見もある一方、有識者や学会等による否定的な意見もあり、一定のコンセンサスが確立していないことから、現時点で実施することは困難と考えます。また、血液検査による生活習慣病健診は現時点で実施は考えておりません。

42. 私立幼稚園について

- ① 教育の基盤整備・強化を図る観点や重要な使命を達成するには、教職員の確保と資質向上が求められる。振興費補助金は保育士処遇改善補助の同等額に近づけるような大幅な拡充をすること。

(教育総務部) 私立幼稚園振興費補助は、私立幼稚園が大田区において幼児教育を担い、大きな役割を果たしていることに鑑み、補助額の変更を検討しております。

- ② 保護者負担軽減措置をさらに拡充すること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

- ③ 園児の健康増進のための補助施策(現行 3,000 円)を拡充すること。蚊が媒介する病気を防ぐために、防虫装置設置(1基約 30 万円)への補助を行うこと。

(教育総務部) 園児健康管理費補助金は、令和元年 10 月から消費税が引上げられたことに伴い、補助額を 2%増額する予算案を計上しております。

- ④ 子育て施策の一環である預かり保育に対する人件費等のさらなる補助施策を拡充すること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります

- ⑤ 長時間預かり事業は人員確保が困難という現場の声をよく聞き、見直すこと。

(教育総務部) 長時間預かり保育事業は、従前から私立幼稚園及び園児が利用しやすい制度になるよう、引き続き見直しを進めております。

- ⑥ 教育環境の維持向上のため、教材・園具補助金が一人当たり 6,000 円が各園に交付されている。幼児教育を取り巻く教材整備、園児記録管理の維持向上、また ICT 化を推進し、より一層の教育の強化をしていくため大幅な補助額の拡充をすること。

(教育総務部) 教材・園具補助金は、令和元年 10 月から消費税が引上げられたことに伴い、補助額を 2%増額する予算案を計上しております。

- ⑦ 「子ども・子育て支援制度」によって、大規模園を中心にして大幅な減収になっている。大田区においても、「子ども・子育て支援制度」の事前準備及び実施は、子どもの最善の利益を図る観点から、幼児教育者の声を十分聞くこと。新制度移行や、幼児教育無償化後も現行の私立幼稚園補助事業が維持・継続できるようにすること。

(教育総務部) 子ども・子育て支援新制度については、移行希望園がスムーズに移行できるよう、支援してまいります。

無償化後の補助制度については、現行の補助事業を維持・継続してまいります。

43. 大田区立郷土博物館は博物館法に基づき、館長には専任の課長職を配置すること。

(観光・国際都市部) 郷土博物館は、本庁の文化振興課長の指示の下、地域活動団体等と協力・連携し、効果的・効率的な運営に努めております。引き続き、貴重な文化資源の活用を図ってまいります。

44. 区内文化財を保存し、公開すること。埋蔵文化財は大田区の宝です。開発により破壊はさせないこと。

(教育総務部) 区内文化財の公開については、所有者の了解を得ながら「文化財公開見学会」等の事業を実施しております。埋蔵文化財は、事業者が土木工事等を実施する際、文化財保護法に基づく事前の届出の提出を求め、適切な指導・助言を行っております。

45. 社会教育団体の育成と活動を保障するために施設使用料の値上げをやめ、元に戻すこと。さらに優先予約と減免制度を復活すること。

(企画経営部) 平成 29 年の施設使用料の改定では、施設を利用しない方との公平性確保という点など、受益者負担の原則に基づき、算定基準に基づく使用料を利用者に負担していただくものとなりました。また、原則 4 年ごとに見直すとしており、令和 3 年度の改定に向けて手続きを

進めているところです。

46. 田園調布せせらぎ公園内にて整備計画が進められている（仮称）大田区田園調布せせらぎ公園文化施設のスポーツゾーンに設置予定の運動施設は体育館として整備すること。

（企画経営部、観光・国際都市部）田園調布せせらぎ公園内のスポーツゾーンには、地域の方々がスポーツや健康づくりに親しむことができ、スポーツを通じて地域の活性化にもつながる運動施設を整備してまいります。

47. 調布地域への体育館建設は「大田区公共施設整備計画（後期）」でも事業計画と位置付けられており、早期に実現すること。

（企画経営部、観光・国際都市部）身近な場でスポーツに親しめる環境を整備することは、重要な課題であると認識しております。

調布地域の体育館については、引き続き、設置に向けた検討に取り組んでまいります。

48. 改定されたスポーツ基本法に基づき、大田区スポーツ推進計画は区民の権利を保障した、特に「するスポーツ」を基本に計画し、施設の増設、指導員の増員など環境整備を進めること。

（観光・国際都市部）より多くの区民がスポーツに触れ、その活動を維持するためには、様々なスポーツ活動を支える人材や機会などのさらなる整備が不可欠です。

「大田区スポーツ推進計画（改定版）」においてもスポーツ施設の適正化やスポーツ指導者への支援など、環境整備についての方向性を示しております。令和元年度には総合型地域スポーツクラブも8団体となり、指導者も着実に増えております。今後も、計画的な取組を進め、区民がスポーツに親しみやすい環境整備を進めてまいります。

49. 大田区総合体育館は、スポーツ基本法・大田区スポーツ推進計画に基づき、利益優先の指定管理をやめ、料金を取る興行の場合最長2年前から予約できる興行優先から区民優先に規則を見直すこと。

（観光・国際都市部）民間事業者の有する専門知識や機動力、企画力を活かし、施設の管理運営を効果的・効率的に行い、区民に質の高いサービスを提供することを目的に指定管理者制度を導入しております。

現在の大田区総合体育館の指定管理者については、平成29年度のモニタリング調査（総合評価）における施設サービスのアンケートで、『とても満足』『満足』の回答が83.3%にも上がるなど、スポーツ施設に関して有する専門的なノウハウを活かしながら、安定した管理運営を行っております。

また、指定管理者は自主事業として、多様なスポーツ教室や講座さらには施設の個人開放等を行い、区民の「するスポーツ」の機会創出、充実に取り組んでおります。

これらの実績から、区では、今後も指定管理者による管理運営を実施してまいります。

大田区総合体育館では、区民に「するスポーツ」のみならず、興業やスポーツイベントを通じて、良質な「みるスポーツ」の機会の提供を行い、区民のスポーツへの興味や関心喚起につながっており、現時点におきましては施行規則等の見直しは考えておりません。

50. 区立図書館のあり方について検討が進められているが、図書館の統廃合や複合施設内への移転はせず、充実させること。

（教育総務部）現在、区立図書館の統廃合を進める計画はございません。複合施設への移転については利用者のニーズ、コスト等、総合的に検討の上進めてまいります。

51. 区立図書館のバリアフリー化を進めること。

(教育総務部) 老朽化に伴う既存の図書館の改築計画を検討していきながら、図書館のバリアフリー化を進めてまいります。

52. 大田図書館は一部業務委託はやめ、指定管理者制度を導入せず、すでに導入された図書館は直営方式に戻すこと。

(教育総務部) 大田図書館については令和2年度も引き続き業務の一部委託により運営を行ってまいります。また、現在指定管理者により運営している15の地域館につきましては区民の方々より好評をいただいております、引き続き指定管理者制度により運営を行ってまいります。

十. 住民参加の区政運営と非核平和事業

- ★ 1. 男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例を区民参加で制定すること。条例にすることで基本原則も事業項目も明確になり区の任務が明らかになります。また、各審議会委員の女性の比率目標を現在40%から50%に引き上げること。

(総務部) 現在の目標の達成に向けて取り組んでまいります。

2. 人権・男女平等推進課から男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する担当を課として独立させること。

(総務部) 区では社会情勢の変化を踏まえ、平成26年4月の組織改正で人権推進課と男女平等推進課を統合し、現在の人権・男女平等推進課を設置しました。

今後も当課では、複雑多岐にわたる課題に対処するため人権・同和対策担当と男女平等推進担当が相互に協力し合い効率的、効果的な事務執行に努めてまいりますので、独立は考えておりません。

3. 大田区平和都市宣言の立場で憲法9条を遵守し、安倍改憲反対の意思表示をすること。

(総務部) 大田区は昭和59年8月15日に世界の恒久平和と人類の永遠の繁栄を願い、平和都市宣言をいたしました。「平和という人類共通の願いを込めて大田区は平和憲法を擁護し核兵器のない平和都市であることを宣言する」と憲法擁護についてうたっております。

4. 核兵器禁止条約を国が批准するよう求め、区長はヒバクシャ国際署名に署名すること。

(総務部) 日本政府は、核兵器のない世界を目指し、核兵器保有国と非核兵器保有国とが合意できる「核兵器不拡散条約」のもとに、毎年、「核兵器廃絶決議案」を国連総会に提出するなど実践的な取組を着実に進めており、区としては、現実には即した取組と理解しております。平和都市宣言を行った大田区の責務は、区民の皆様とともに平和の尊さについて考え、次世代に語り継ぎ、平和な世界を築いていくことであり、平和都市実現のための基礎的自治体として各種平和事業を着実に進めてまいります。

5. 平和都市宣言の行事は、荒天の場合に花火の祭典が開催できないので、花火の祭典と記念式典に分け、式典を充実すること。

(観光・国際都市部) 「花火の祭典」は、他の自治体等の花火大会とは異なり、平和都市宣言を記念する事業として、平和の尊さ、大切さを若い世代に語り継いでいくために、区民と共に平和への願いを込めた花火の打上と位置付けております。今後も平和の祭典にふさわしい内容になるよう、継続して平和都市宣言記念事業に取り組んでまいります。

なお、令和2年度の平和都市宣言記念事業については、東京2020オリンピック・パラリンピック

クの開催等の事情から、10万人を超える観客の安全を確保する警備体制の構築が困難なため、花火の打上は見送り、大田区民ホールアプリコで式典等を開催する予定です。

6. 同和対策事業は総務省通達に基づいて廃止し、一般業務として行うこと。

(総務部) 同和問題は、歴史的・社会的背景に起因した根深い差別意識に基づく専門性の高い人権問題であるため、その関連する相談及び啓発事業等については、今後も人権・男女平等推進課で対応してまいります。

なお、相談事業では、個々の相談対応に特段の配慮を要するため、引き続き、専門相談として実施してまいります。

十一. 区民が利用しやすい施設について

- ★ 1. 公共施設は地方自治法に基づき受益者負担の考えを止め、住民の福祉の増進に寄与するよう、値上げした使用料をもとに戻すこと。

(企画経営部) 平成 29 年度に施行しました公共施設の使用料の見直しにつきましては、平成 10 年度以来の改定で、消費税率や、施設の維持管理経費など様々な状況の変化を、施設サービスのコストへ反映したものです。

公共施設の使用料は、受益者負担の適正化の観点から、サービスのコストに対する負担の公平性を確保すべきものです。

今後も使用料の適正化に向けて、定期的に施設にかかるコストを把握し、一定の算定基準を基にした使用料の見直しに継続的に取り組んでまいります。

- ☆ 2. 公共施設の予約をキャンセルできる制度を設けること。

(企画経営部、地域力推進部) 公共施設に関しましては、使用申請、使用承認、使用承認の取消等の規定を各施設ごとに設けております。

なお、「大田区公共施設利用システム(うぐいすネット)」で施設を予約したときは、使用予定日までの日数等にもよりますが、インターネット・携帯サイト・音声対応電話でもキャンセルできるケースがございます。

今後も、区民の皆さまが公共施設を円滑にご使用いただけるよう、適切に対応してまいります。

3. 公共施設は消費者生活センターや大田区民ホールアプリコなど集会室の利用率が高く、施設が不足しているため、増設の計画を持つこと。また、複合化計画をやめ、延べ床面積 1 割削減を目標としている公共施設整備計画を見直すこと。

(企画経営部) 地域ごとの将来のまちづくりを見据え、変化する区民ニーズに対応した公共施設を適正に配置し、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上に取り組んでまいります。

4. 全ての区民施設を定期的に調査・修理・補修を行い、長寿命化計画を進めるための専門的な部署を作り、体制を強化すること。

(企画経営部) 公共施設の調査・修理・補修及び、改築や大規模改修による長寿命化等、公共施設の整備については、施設整備課が庁内調整を行いながら丁寧に進めております。

5. 区民施設の改修については、区内業者の仕事確保の観点から分離発注を行うこと。

(企画経営部) 公共工事においては、建築・電気・機械と業種ごとの発注など入札参加機会の確保に努め、工事に最適な業種で発注するよう進めてまいります。

6. 消費者生活センター集会室及び特別出張所附属集会施設を他の区民集会施設同様に利用時間を午後 10 時まで延長すること。

(地域力推進部) 利用者および近隣住民の方の要望も様々あり、消費者生活センター集会室や特別出張所附属集会施設の夜間利用は、午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分までとなっております。引き続き、各施設の利用時間の範囲内で、ご利用いただきたいと思います。

7. 公共施設の老朽化している音響設備と空調設備を早急に改修すること。

(企画経営部) 施設ごとの状況に応じて、音響設備や空調設備の更新を適切に行っております。

8. 老人いこいの家(ゆうゆうクラブ)について

- ① 区民の合意なく、ゆうゆうクラブの廃止計画は撤回し、復活・増設すること(特に新蒲田、西糀谷、羽田、西六郷、西蒲田、東矢口、南蒲田、大森南、入新井)。壊れたままのマッサージ機などすぐに利用できるようにすること(入新井、大森西)。

(福祉部) 【老人いこいの家(ゆうゆうクラブ)】
老人いこいの家の新規開設の予定はございません。
また、各機器の利用状況や必要性など考慮し、措置が必要な場合は、適切に対応いたします。

(地域力推進部) 【大森西区民センター高齢者施設】
マッサージ機につきましては、令和元年度に新規購入し、施設利用者にご利用いただいております。

- ② 浴槽を残し、シャワーのみにしないこと。洗髪禁止の制限しないこと。

(福祉部) 老人いこいの家の浴室は、軽体操や踊りなど体を動かした後に軽く汗を流すために設置しておりますので、この趣旨に沿った利用をお願いいたします。

- ③ 本来の目的を果たすため、ゆうゆうクラブでのシニアステーション事業はやめること。

(福祉部) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の元気維持・介護予防から、最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供するための事業であり、引き続き取り組んでまいります。

- ★ 9. 区営住宅の申し込み倍率は 30 倍以上になっており、大幅に不足している。公営住宅法に基づいて、これに見合った区営住宅の確保をすすめること。特に単身者用の住宅を確保すること。また、若年世帯向けの優遇制度を子どものいない世帯にも適用すること。

(まちづくり推進部) 区営住宅の新たな供給は考えておりません。単身者用住宅の確保については、平成 24 年度から、40 ㎡未満の住宅を単身向として募集しております。若年世帯向けの優遇制度を子どものいない世帯に適用する予定はございません。

- ☆ 10. 都営住宅にない、区営住宅入居時の連帯保証人を廃止すること。

(まちづくり推進部) 連帯保証人を確保できず入居できないことがないように平成 26 年に法人保証制度を導入しています。これにより、連帯保証が確保できない場合でも、区営住宅への入居が可能となります。

11. 公営住宅に入れぬ低所得者世帯・若年世帯等に 6 万戸ほどの空き家の活用を区は求めているが、家賃が高いので、家賃補助をすること。

(まちづくり推進部) 現在、家賃補助を行う予定はございません。

12. スポーツ健康都市宣言をした大田区にふさわしく、文化、スポーツの活動場所である文化セン

ターを各出張所地域に1ヶ所以上つくること。

(地域力推進部) 文化センターの設置は、それぞれ歴史的経緯があり、現在有効に利用いただいております。文化センターを増設する計画はございません。

13. 老朽化した美原文化センターの改修時期を明らかにすること。馬込文化センターの体育室の冷暖房整備をすること。いずれも改修時期が明確でないので早期に実施すること。

(地域力推進部) 美原文化センターは、改修時期などを総合的に勘案して計画的に検討してまいります。

馬込文化センター体育室の冷暖房設備については、改修時期などを総合的に勘案して計画的に検討してまいります。

14. 大田区民センター跡の複合施設に多目的ホールではなく現在と同規模の音楽ホールを作ること。区民の声を入れた残地の利用計画を早期に明らかにすること。

(企画経営部) 大田区民センターは、現在、(仮称) 新蒲田一丁目複合施設として改築計画を進めております。

新たな施設は、子どもの拠点、地域力の拠点、高齢者の拠点として整備を進めております。

地域力の拠点としては、学校や保育園、地域団体の文化活動等の発表の場を提供し、講演会やイベント等、多目的に活用でき、学習・趣味等、多様なニーズに対応できる集会室等を確保する予定です。

(仮称) 新蒲田一丁目複合施設建設後の残地につきましても、今後の蒲田西地区の総合的なまちづくりの中で、将来的に土地の有効活用が図れるよう検討してまいります。なお、令和3年度から令和7年度にかけて、大田都税事務所の仮設庁舎設置場所として一時的に活用予定です。

15. 移転する特別出張所の跡地や建物の計画は、区民の声を入れ、早期に区民に明らかにすること。

(地域力推進部) 特別出張所の移転・整備、跡地の利活用につきましては、地元への説明会を実施し、お知らせしてまいります。

16. 区内の公共施設のバリアフリー・段差解消のため、エスカレーター・エレベーターの設置を、施設の改築等の機会を捉えて設置を進めているが、早急に計画を作り、設置工事を行うこと。

(企画経営部) エレベーター等の昇降機設置については、改築等の機会を捉えて設置に努めてまいります。

17. 全ての公共施設に無料のWiFiアクセスポイントを整備し、有線LANも整備すること。

(企画経営部、観光・国際都市部) 区は、平成27年12月から公衆無線LAN環境(OTA CITY FREE Wi-Fi)を区内主要駅前6か所及び区主要施設建物内15か所に整備し、現在その維持管理に努めております。今後も限られた経営資源で効果的に区民サービスを提供できるよう検討してまいります。なお、整備にあたっては取り巻く環境等を総合的に勘案して基本的には無線LAN環境を優先してまいります。

18. 大田区民プラザ小ホール・展示室など、地下にある区民施設の中に携帯電話等通信機器の電波が届きづらい集会室があるので、対策を行うこと。

(企画経営部、観光・国際都市部、地域力推進部) 文化施設は、区民の皆様の様々な使い方を考慮し、音漏れ等によって他の利用者に支障がないよう配慮した構造となっております。

大田区民プラザの小ホール・展示室は、ホール等の特質または利用目的に沿った防音及び遮蔽

構造のため、電波が届きにくくなっております。
共用スペースでは、電波が届きますので、携帯電話等を使用する際には共用スペースをご利用
いただくよう、ご案内しております。

19. 自転車駐輪場の値上げをしないこと。

(都市基盤整備部) 次期大田区自転車等総合計画を令和2年度に策定する予定です。大田区自
転車等駐車対策協議会で自転車等駐車場使用料等の議論を深めてまいります。

20. 保育、介護、障害者等福祉施設では、極めて高い専門性と貴重な経験の継承、守秘義務が特別
に要求される。不安定・低賃金の民間委託、指定管理者導入は止め区直営に戻すこと。

(企画経営部) 区は、大田区アウトソーシング指針に基づき、「民間にできることは民間に委ね
る」ことを基本に、多様な主体で区民ニーズに応える仕組みづくりを推進してまいりました。
民間委託や指定管理者制度の導入については、安易な前例踏襲に陥ることなく、導入前後の効
果測定や予算編成過程など、あらゆる場面を通じて検証を行い、区民サービスの向上が図られ
る最適な手法を検討しております。

21. 区立公園、児童公園は保育園の代替園庭として利用されているため、原則としてだれでもトイ
レを設置すること。

(都市基盤整備部) 公園便所の設置については、公園施設の安心安全対策の中で、利用者の多
い公園や、地域の要望等を踏まえ順次改築等に取り組んでいます。

十二. 不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を

- ★ 1. 新空港線「蒲蒲線」事業は多額の税金投入となり、沿線区民の利便性向上に繋がらないばかり
か、地域の分断、衰退をもたらすものである。白紙撤回し、積立金は区民施策に活用すること。

(まちづくり推進部) 新空港線の整備は、区内の東西方向の移動利便性が大きく向上するとと
もに、区内から副都心や埼玉方面へのアクセス利便性が向上する事業です。
また、沿線のまちづくりと一体的に進めることで、地域の活性化に繋がります。
更に、災害時の代替ルートの役割も担う重要な路線となるため、区では早期の整備実現に向け
て、現在、関係機関と鋭意協議を進めているところです。
基金につきましては、合意後速やかに事業化を図るための準備資金であり、区の後年度の財政
負担の軽減にもつながることから、引き続き継続して積立ててまいります。

2. 羽田空港跡地の整備計画は今からでも中止し、区民のための多目的広場や森林公園計画を進め
ること。

(空港まちづくり本部) 羽田空港跡地第1ゾーンの整備事業については、平成22年に、羽田空
港移転問題協議会により「羽田空港跡地まちづくり推進計画」が策定され、それまでに積み上
げられてきた議論を踏まえて「第1ゾーンについては、主に大田区が過去の経緯を踏まえて取
得する方向で検討する。」とされたものです。

さらに、平成27年に策定した「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針」や平成29年に策定した「羽
田空港跡地かわまちづくり計画」等においてもパブリックコメントを実施し、区民の皆さん
のご意見等をいただくとともに、各種説明会なども開催しており、その都度、議会や特別委員会
におきましてご報告しているところです。

空港跡地は、高度なものづくり技術を有する中小企業が集積する京浜臨海部に位置し、24時間

国際拠点空港である羽田空港に隣接するなどの優れた立地特性を活かした、この場所でしかできない取組が求められます。国内外から企業・人材・情報呼び込み、交流させることで、区内中小企業にとってもビジネスチャンスが広がることを期待されます。

区内中小企業をはじめとする地域経済の活性化を図っていくため、羽田空港のポテンシャルを充分生かし、「新産業創造・発信拠点」の形成に向けて、事業者と連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

また、多くの区民の皆様からイベントホールや先端産業、自動走行などビジネスにつながる取組にも大きな関心を寄せていただいております。引き続き、区民の皆様をはじめ、多くの方が楽しみ交流できる施設となるよう、令和2年のまち開き、令和4年の全施設開業に向けて着実に事業を進めてまいります。

3. 雑色駅前再開発計画は、デベロッパーに巨額の利益を与えるとともに、京急蒲田・糀谷駅前再開発と同じ形式の住民追い出し計画である。商店街は個店が消え、チェーン店が増えている。住民本位に住み続けられ、営業し続けられるまちづくり計画に見直すこと。

(まちづくり推進部) 雑色駅周辺地区では、駅の周辺住民、地権者によって「雑色駅周辺まちづくり研究会」が発足され、長年に渡り、まちづくりの活動を進めております。

区は引き続き、地域の皆様とともに、この活動を支援してまいります。

4. 中央防波堤埋立地の活用については、広く意見を聞き、区民の憩いの場として活用すること。

(企画経営部) 中央防波堤埋立地については、令和元年9月20日に東京地方裁判所から判決が示され、本区に帰属する区域が決定いたしました。これにより、40年以上にわたる帰属問題が解決いたしました。

本区に帰属する区域は、東京港の第8次港湾計画において、ふ頭用地、港湾関連用地とされています。

今後は、東京都をはじめとする関係機関と緊密に連携して、中央防波堤埋立地を含めた臨海部地域の発展を目指してまいります。

十三. その他

1. マイナンバー制度により全国で情報漏洩事件が起こっており、個人情報がかさされるマイナンバー制度は中止を国に求めること。

(企画経営部) マイナンバー制度は、国民の利便性を向上し公平公正な社会を実現する基盤です。区としては、引き続き、制度の趣旨を鑑み安全性に配慮しつつ着実に取り組んでまいります。

- ★ 2. 大田区から官製ワーキングプアをなくすため、区と契約している指定管理や業務委託先の労働者に適正な賃金が支払われるよう、公契約条例を早急に制定すること。

(総務部) 公契約条例については、他自治体の動向、条例制定に至った経緯や課題など、調査研究しているところです。

労働者の賃金が上昇基調にある現時点においては、公契約条例の制定に限定せず、幅広い議論を進めながら、適正な労働環境の確保と公共サービスの質の向上を図ってまいります。

3. 指定管理者制度、民間委託された特養ホームや保育園等の改修工事については、区内業者を優先して発注するよう区が指導すること。

(福祉部) 区立指定管理の特別養護老人ホームや民営化した元区立の特別養護老人ホームの改修工事については、運営事業者が契約し実施する工事は、施工業者を入札する際には原則的にその参加資格に区内業者とするよう、事業者に対して求めています。

区が実施する工事については、規則に則り適正に実施しております。

(こども家庭部) 保育園の改修工事につきましては、基本協定及び建物等使用貸借契約に則って、区の責任を果たしてまいります。

なお、区発注工事については、区内業者優先を原則としております。

4. 選挙公報は全ての区民に周知するため、新聞折込やファミリーマート店頭配置、ホームページ掲載だけでなく、おおた区報と同様に全戸配布すること。

(選挙管理委員会事務局) 選挙公報は、選挙人にとって非常に重要な情報収集の手段であると考えております。

選挙公報をより確実に選挙人に届けるため、本年7月東京都知事選挙から全戸配布を実施する予定です。

さらに、これまでと同様に各種公共施設、ファミリーマート、公衆浴場、駅等にも備え置き、選挙人が選挙情報を獲得するための機会の拡充とその周知に引き続き努めてまいります。

5. 福島原発事故による避難家族が居住している施設の家賃補助が2018年3月に打ち切られたので、区が独自に支援すること。合わせて国への支援も再度要求すること。

(総務部) 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、現地の復興状況等に応じて被災自治体が国と協議して決定することとなっており、区はこれまでと同様に、避難指示によりいまだに故郷に戻りたくても戻れない世帯に対して、支援を行ってまいります。

6. 区の全ての事業に関わる使用料・利用料について、寡婦(夫)控除のみなし適用を区営住宅使用料だけでなく、さらに拡大すること。

(企画経営部) 寡婦(夫)控除のみなし適用につきましては、区営住宅使用料のほか、私立幼稚園等保護者補助金や、一部の障害福祉制度等においても既に導入しているところです。

国においては、令和元年12月に閣議決定された令和2年度税制改正大綱の中で、未婚のひとり親に対して寡婦(夫)控除を適用することとされております。また、子どもがいる寡夫の控除額を子どもがいる寡婦と同額に引き上げることとされております。

引き続き、国の動向等に注視しつつ、各事業における寡婦(夫)控除のみなし適用について適切に対応してまいります。

7. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号が改正され、シルバー人材センターに準ずる団体が追加されたが、その「準ずる団体」の基準を作ること。また、高齢者等の就労に関する団体として高齢者雇用安定法5条、36条の援助・育成団体なども対象として位置付けること。

(総務部) 法令改正により追加された「準ずる者」が、当初から規定する団体と同等の履行能力を有することが担保されなければならないことから、他自治体の動向を注視するとともに、慎重な精査が必要であると考えております。

以上

日本共産党大田区議団

144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 大田区役所内

TEL 03-5744-1477 FAX 03-3730-3447

ホームページ <http://kugidan.jcp-ota.jp/>

メールアドレス kugidan@jcp-ota.jp

ご意見・ご要望をお寄せ下さい。